

令和7年度清川村社会教育委員会議（第2回）次第

日 時 令和8年1月22日（木）午後2時00分から
場 所 清川村役場3階第2・3会議室

1 開 会

2 議長あいさつ

3 案 件

（1） 第2次清川村男女共同参画基本計画について

（2） その他

4 閉 会

**第2次清川村
男女共同参画基本計画
策定に係るアンケート調査
結果報告書**

令和8年1月

清川村

目次

1. 調査の概要.....	4
2. 調査結果.....	5
3. 調査票.....	64

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第2次清川村男女共同参画基本計画」の策定に当たり、男女共同参画社会の実現に対する村民のみなさまのご意見やご要望を伺い、計画策定のための基礎資料を得ることで、今後の計画策定に役立てることを目的に実施したものです。

(2) 調査の方法

調査地域	清川村全域
調査対象者	住民基本台帳より無作為抽出した18歳以上の村民830人
調査期間	令和7年3月5日～令和7年3月28日
調査方法	郵送配布・郵送回収／WEB回答
回収数	290件(郵送274件、WEB16件)
回収率	34.9%

(3) 報告書の見方

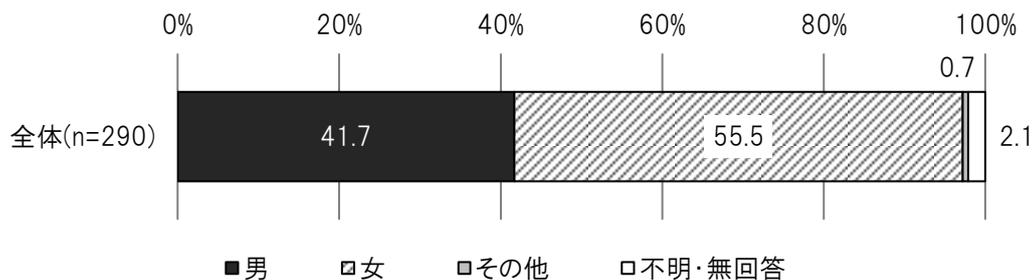
- 図表中の「n(number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しています。そのため、単数回答(SA:複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答(MA:複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- クロス集計における、項目軸の「全体」のnについては、「不明・無回答」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目のnを足し合わせても、「全体」のnと一致しない場合があります。
- 複数選択設問のクロス集計結果は表で示しており、各分析軸ごとに最も多い回答には網掛け(塗りつぶし)をしています。
- 自由記述の結果については、個人の特定に繋がらないよう配慮をしたうえで、可能な限り回答結果を原文のまま掲載しています。

2. 調査結果

(1)あなた自身のことについて

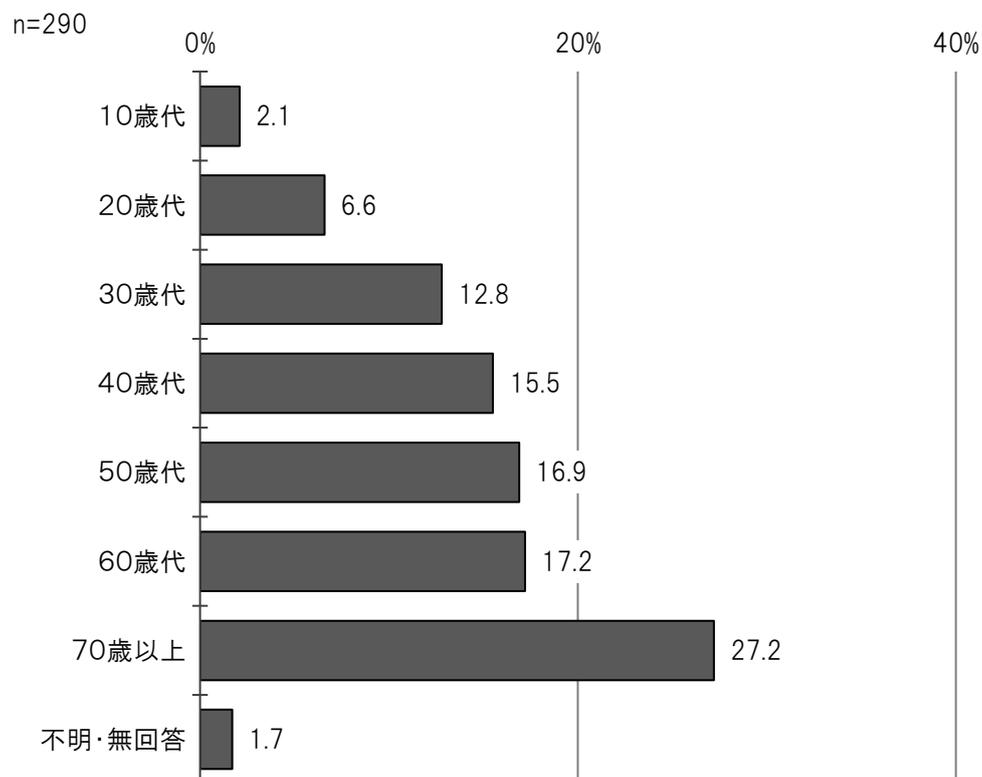
問1 性別(○は1つ)

性別についてみると、全体では「女」が55.5%と最も多く、次いで「男」が41.7%、「その他」が0.7%となっています。



問2 年齢(○は1つ)

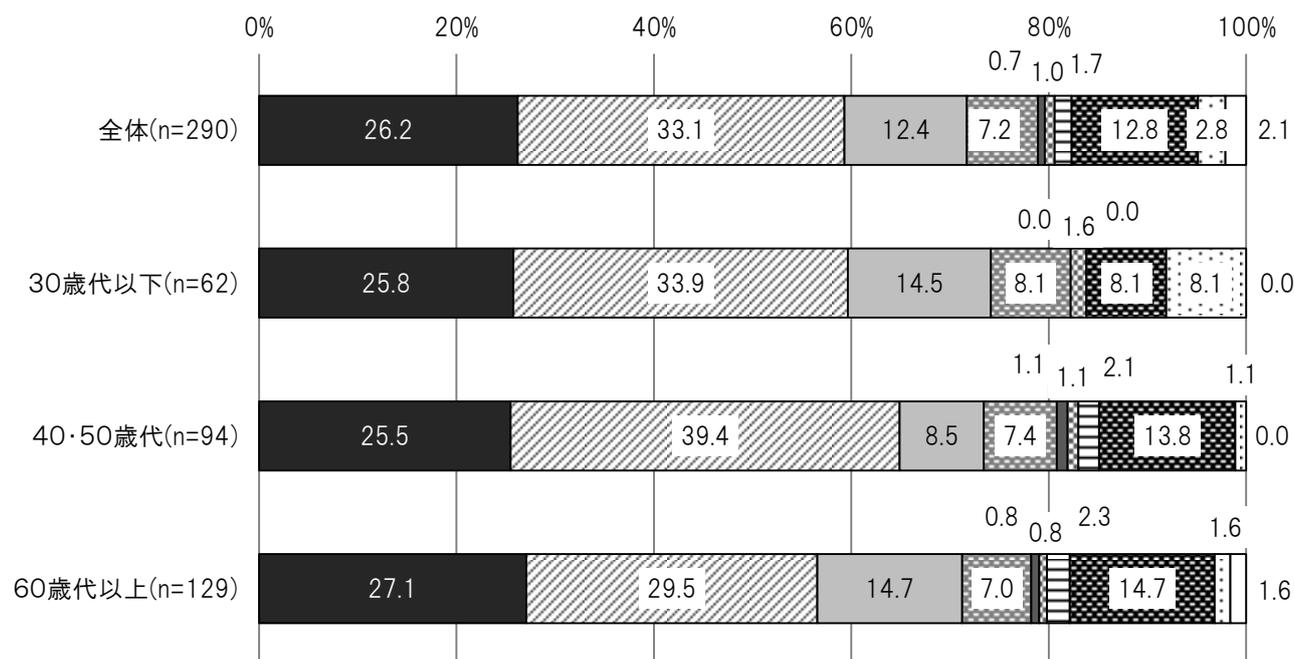
年齢についてみると、全体では「70歳以上」が27.2%と最も多く、次いで「60歳代」が17.2%、「50歳代」が16.9%となっています。



問3 あなたの家庭では、料理や後片付け、掃除、洗濯、子どもの世話や介護といった家事をだれが主に行っていますか。(〇は1つ)

家庭での家事を主に行っている人についてみると、全体では「ほとんど女性の役割になっているが、男性がたまに手伝っている」が33.1%と最も多く、次いで「ほとんど女性が行っている」が26.2%、「一人暮らし、男性・女性だけの世帯であるなど、以上に該当しない」が12.8%となっています。

年代別にみると、いずれの年代においても「ほとんど女性の役割になっているが、男性がたまに手伝っている」が、それぞれ最も多くなっています。



- ほとんど女性が行っている
- ▨ほとんど女性の役割になっているが、男性がたまに手伝っている
- 役割分担を決めて役割を分けており、女性の負担が大きい
- ▨役割分担を決めて役割を分けており、同じくらいの負担で行っている
- 役割分担を決めて役割を分けており、男性の負担が大きい
- ▨ほとんど男性の役割になっているが、女性がたまに手伝っている
- ほとんど男性が行っている
- ▨一人暮らし、男性・女性だけの世帯であるなど、以上に該当しない
- ▨その他
- 不明・無回答

問3 「その他」の自由記述結果

- ・ 分担を決めず、協力して行っている。
- ・ 特に分担はなく、気づいた方が気づいた時にする。
- ・ 役割分担を決めていない。負担が偏らないようにしている。
- ・ 役割分担は決めていない。手が空いた方が行っています。
- ・ 役割は決めておらず、空いている方が行う。

問4 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は2つまで)

今後、男性が家事などに積極的に参加していくために必要だと思うことについてみると、全体では「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が47.6%と最も多く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が37.2%、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が30.7%となっています。

性別にみると、男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」及び「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」、50歳代以下:女では「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」、その他の性年代では「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに年代が上がるにつれて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が増加傾向となっています。

%	男性自身が家事などの抵抗感をなくすことに対すること	夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること	社会活動の中で、男性による家事、子育て、介護、	労働時間短縮や休暇制度をより多く持てるようにすること	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体(n=290)	30.7	47.6	26.6	37.2	5.2	5.9	3.4
男(n=121)	26.4	50.4	27.3	36.4	3.3	10.7	1.7
女(n=161)	34.2	47.2	26.7	39.8	6.2	2.5	2.5
30歳代以下:男(n=21)	23.8	42.9	19.0	42.9	0.0	14.3	0.0
40・50歳代:男(n=38)	15.8	47.4	28.9	42.1	7.9	7.9	2.6
60歳代以上:男(n=62)	33.9	54.8	29.0	30.6	1.6	11.3	1.6
30歳代以下:女(n=40)	32.5	37.5	30.0	52.5	7.5	2.5	0.0
40・50歳代:女(n=55)	34.5	43.6	20.0	45.5	9.1	1.8	1.8
60歳代以上:女(n=66)	34.8	56.1	30.3	27.3	3.0	3.0	4.5

問4 「その他」の自由記述結果

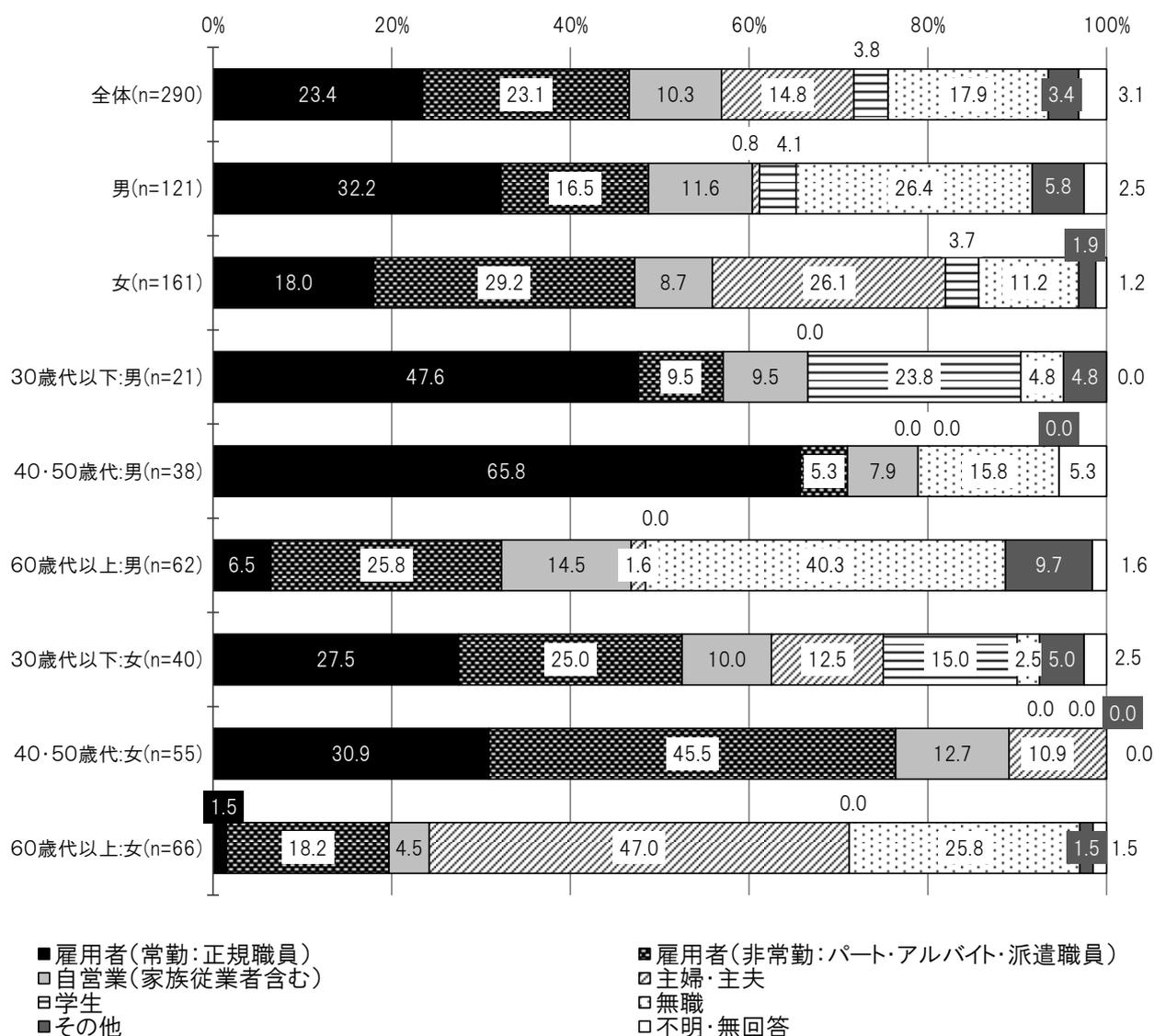
- ・ 給与を増やすこと。
- ・ 本当にやってほしいなら、やらざるを得ない状況を作る。
- ・ 高齢者なので互いに分けてやっている。
- ・ 地域活動、又は自治会等、近所でさえ交流の少なさが心配です。
- ・ 男性の意識。
- ・ 家計に余裕が生まれる事。
- ・ 地域活動にどのような事があるのか良く分からないので、教えて欲しい。
- ・ 女性が労働時間を増やす。
- ・ 男性が参加への意識を持つようにする事。
- ・ 小規模地域の為、PTAが大変な負担であり、母の役割として生活の支障となっている。
- ・ 労働時間を短縮しても余裕を持って生活できる事。
- ・ 昔から男性優位の社会だったので、それをしない人(女性)を洗脳させてきたのではないか？
- ・ 家事や育児に参加する際の収入減少を避ける施策が必要。
- ・ 地域サービスを利用し、負担を軽減させる。

問5 職業(〇は1つ)

職業についてみると、全体では「雇用者(常勤:正規職員)」が23.4%と最も多く、次いで「雇用者(非常勤:パート・アルバイト・派遣職員)」が23.1%、「無職」が17.9%となっています。

性別にみると、男では「雇用者(常勤:正規職員)」が32.2%、女では「雇用者(非常勤:パート・アルバイト・派遣職員)」が29.2%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、50歳代以下:男及び、30歳代以下:女では「雇用者(常勤:正規職員)」、60歳代以上:男では「無職」、40・50歳代:女では「雇用者(非常勤:パート・アルバイト・派遣職員)」、60歳代以上:女では「主婦・主夫」が、それぞれ最も多くなっています。



問5 「その他」の自由記述結果

- ・ 育児休暇中(正規)。
- ・ 役所の特別職(会議の委員)。
- ・ 年金生活
- ・ 農業
- ・ 農業50:50。
- ・ パート兼個人事業。
- ・ 70歳最後に会長になる。
- ・ 農業
- ・ 農業、畑の雑・維持管理。
- ・ たまにバイト。

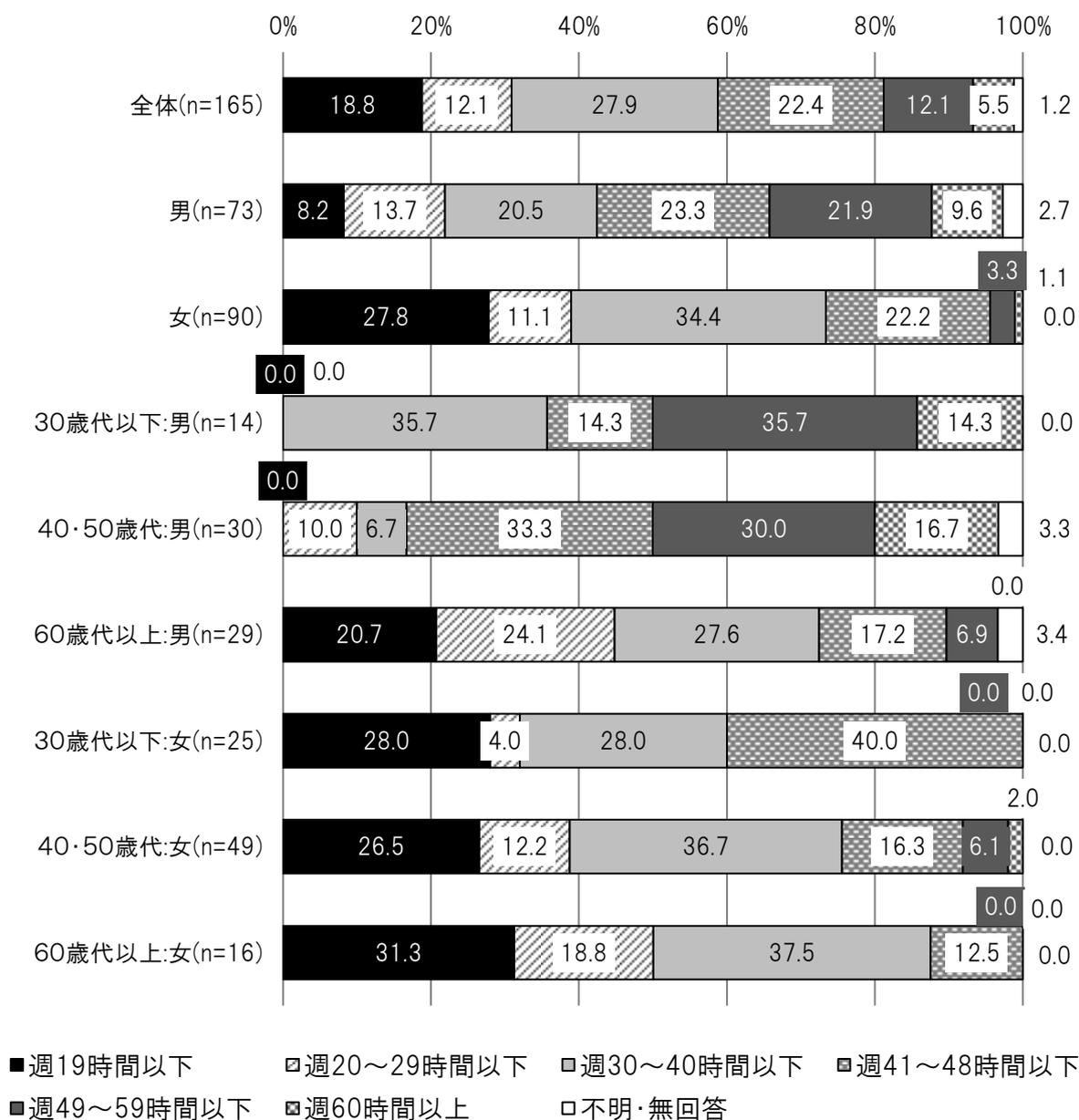
問6～問7は、問5で「1. 雇用者(常勤:正規職員)」～「3. 自営業(家族従業者含む)」のいずれかを選択した方にお伺いします。

問6 あなたの1週間当たりの平均的な労働時間(○は1つ)

1週間当たりの平均労働時間についてみると、全体では「週30～40時間以下」が27.9%と最も多く、次いで「週41～48時間以下」が22.4%、「週19時間以下」が18.8%となっています。

性別にみると、男では「週41～48時間以下」が23.3%、女では「週30～40時間以下」が34.4%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「週30～40時間以下」及び「週49～59時間以下」、40・50歳代:男では「週41～48時間以下」、60歳代以上:男では「週30～40時間以下」、30歳代以下:女では「週41～48時間以下」、40歳代以上:女では「週30～40時間以下」が、それぞれ最も多くなっています。

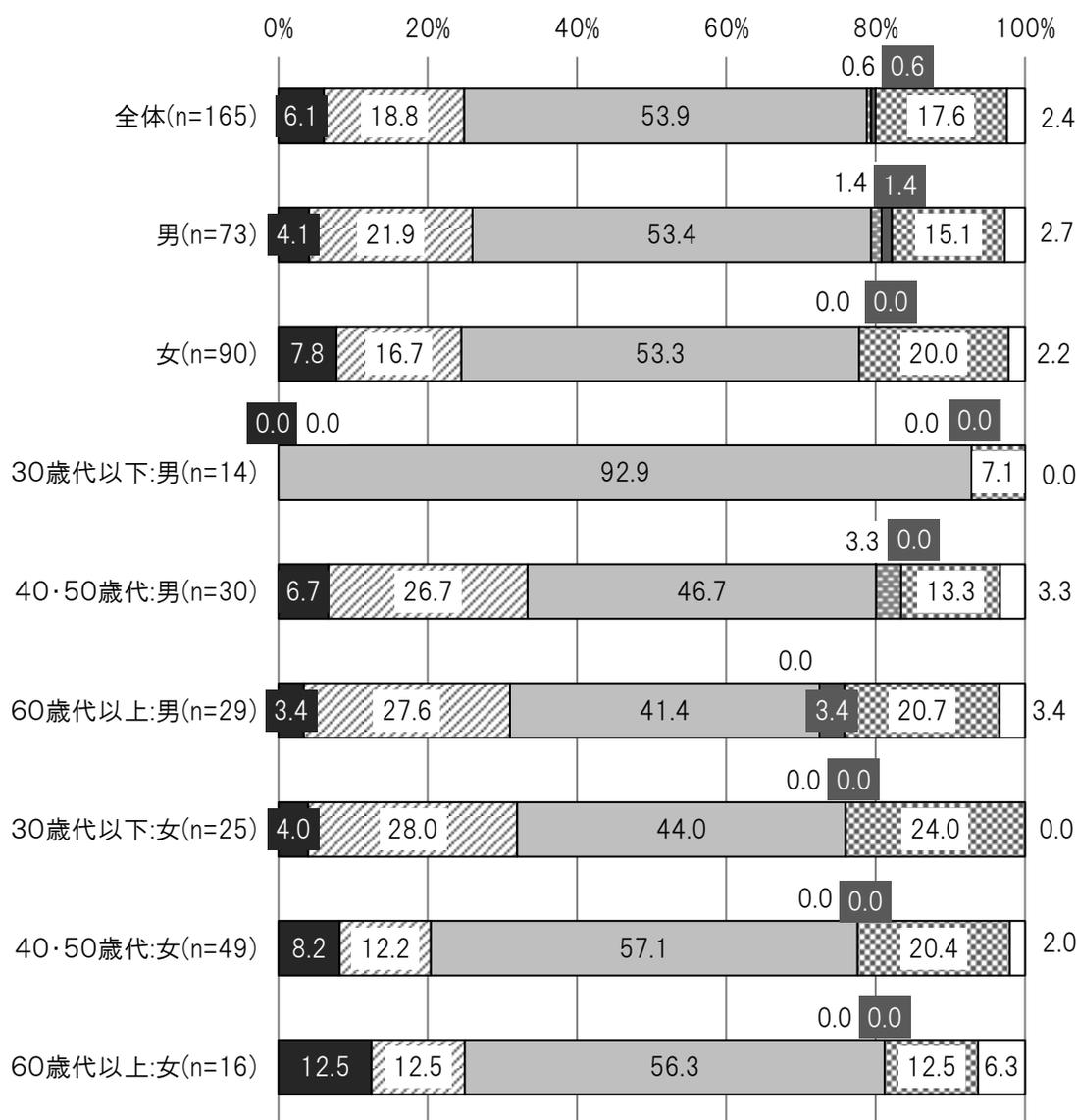


問7 【賃金】あなたの現在の職場では、男女の扱いについて平等だと思いますか。(〇は1つ)

賃金に関して、男女平等になっていると思うかについてみると、全体では「平等」が53.9%と最も多く、次いで「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が18.8%、「わからない・該当しない」が17.6%となっています。

性別にみると、男女ともに「平等」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても「平等」が、それぞれ最も多くなっています。また、40歳代以上：男及び、30歳代以下：女では「男性の方が、非常に優遇されている」及び「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計が3割台と、他の性年代と比べて多くなっています。



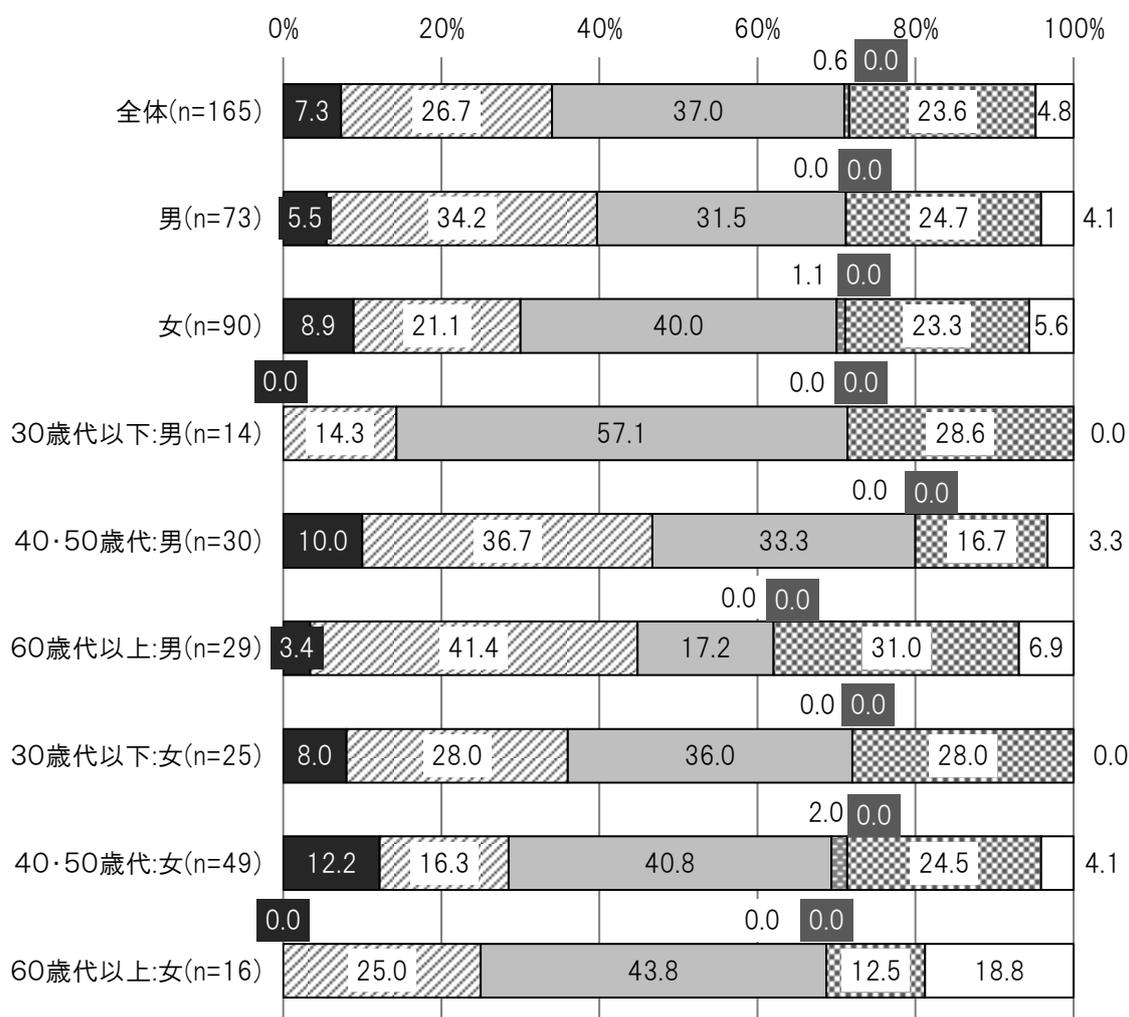
- 男性の方が、非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が、非常に優遇されている
- 不明・無回答
- どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- わからない・該当しない

問7 【昇進・昇格や管理職への登用】あなたの現在の職場では、男女の扱いについて平等だと思いますか。(〇は1つ)

昇進・昇格や管理職への登用に関して、男女平等になっていると思うかについてみると、全体では「平等」が37.0%と最も多く、次いで「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が26.7%、「わからない・該当しない」が23.6%となっています。

性別にみると、男では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が34.2%、女では「平等」が40.0%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、40歳代以上：男では「男性の方が、非常に優遇されている」及び「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計が4割台と、他の性年代と比べて多くなっています。



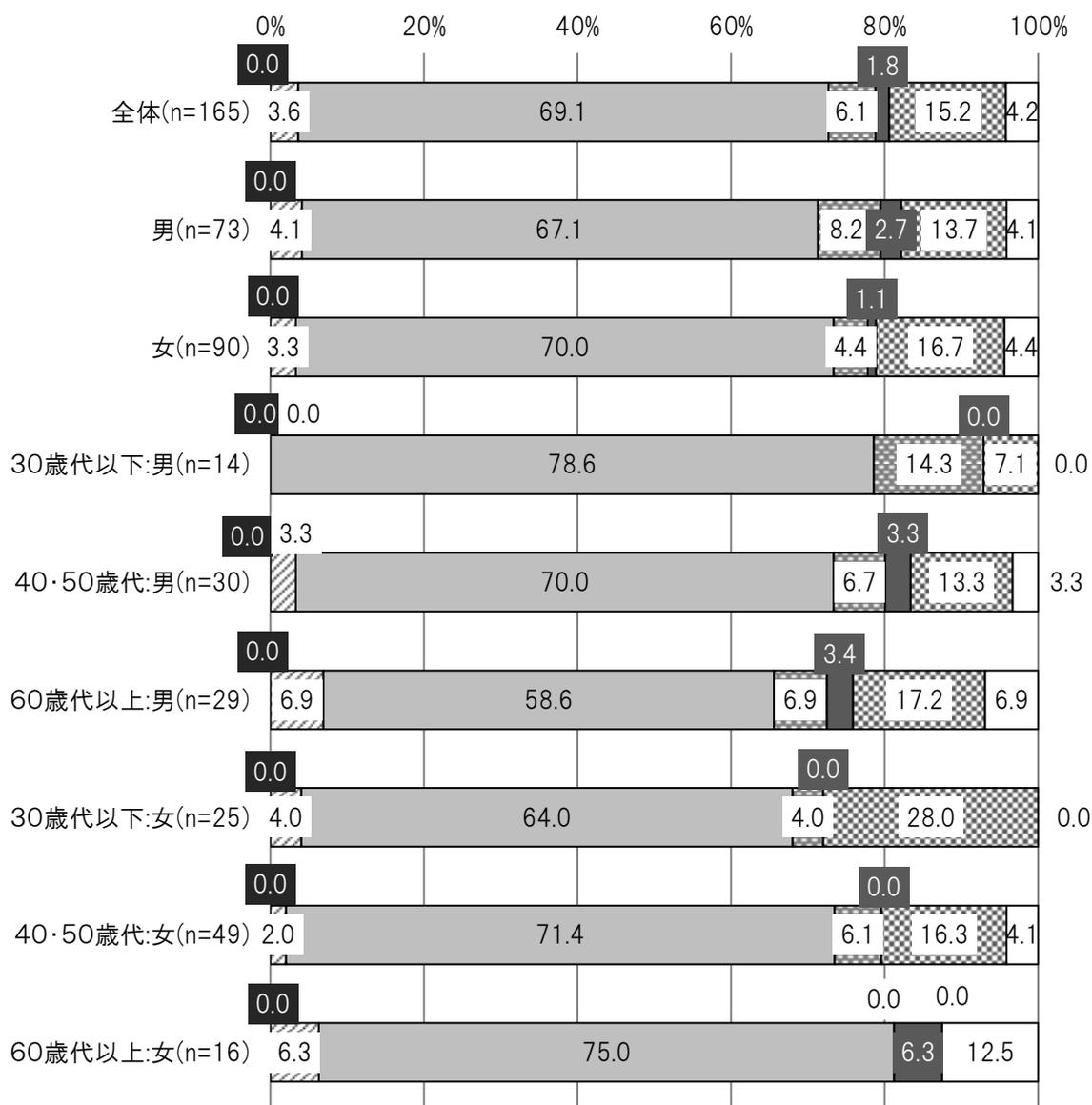
- 男性の方が、非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が、非常に優遇されている
- 不明・無回答
- どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- わからない・該当しない

**問7 【休暇の取得】あなたの現在の職場では、男女の扱いについて平等だと思いますか。
(〇は1つ)**

休暇の取得に関して、男女平等になっていると思うかについてみると、全体では「平等」が69.1%と最も多く、次いで「わからない・該当しない」が15.2%、「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」が6.1%となっています。

性別にみると、男女ともに「平等」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても「平等」が、それぞれ最も多くなっています。また、年代が上がるにつれて、男では「平等」が減少傾向、女では「平等」が増加傾向となっています。



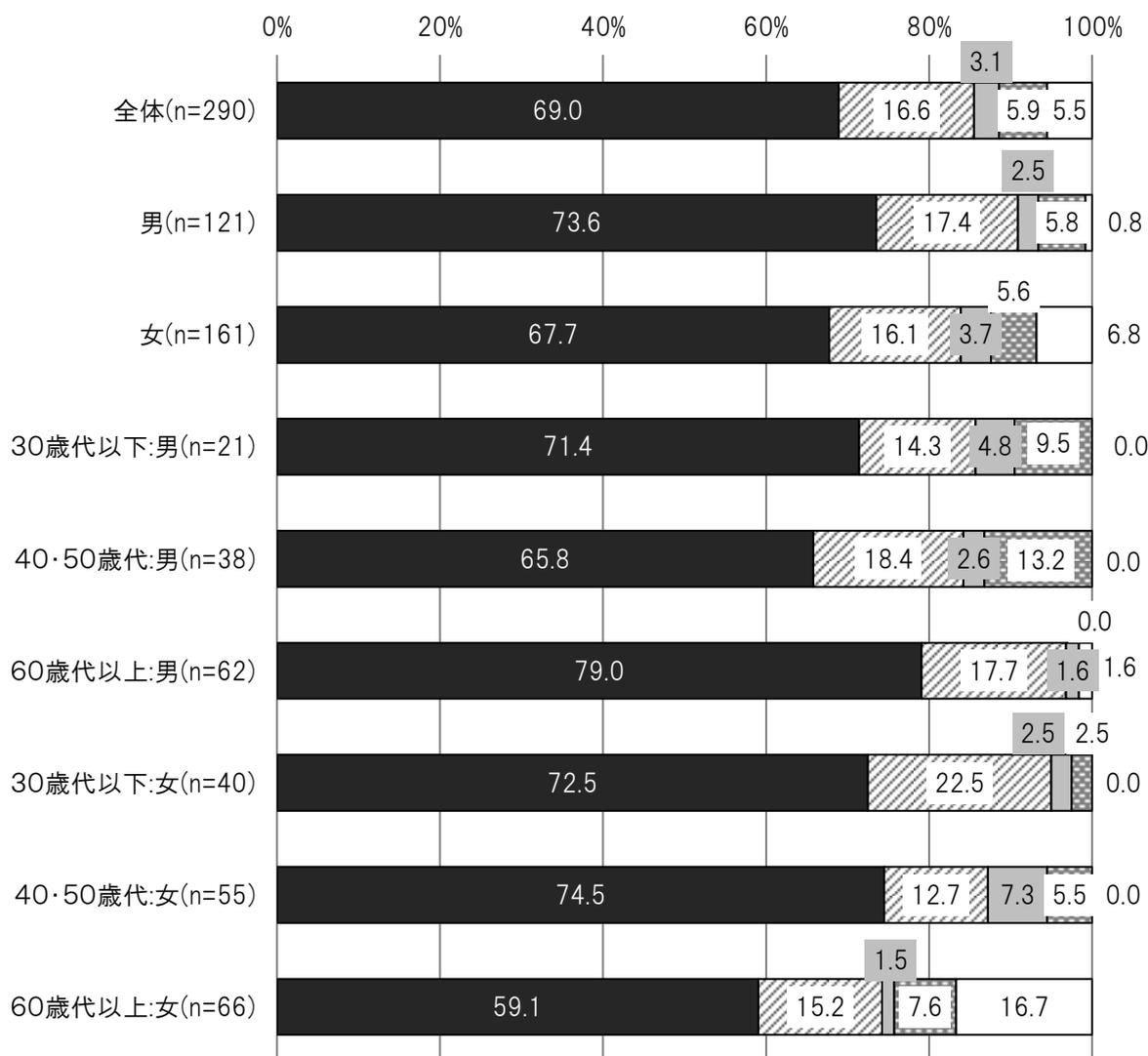
- 男性の方が、非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が、非常に優遇されている
- 不明・無回答
- どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- わからない・該当しない

問8 職場での働き方について、どうお考えですか。(〇は1つ)

職場での働き方に対する考えについてみると、全体では「性別にかかわらず、能力によって公正に仕事があたえられるべきである」が69.0%と最も多く、次いで「性別により仕事の内容に差があるのは、社会・文化的背景から仕方がないことだ」が16.6%、「わからない」が5.9%となっています。

性別にみると、男女ともに「性別にかかわらず、能力によって公正に仕事があたえられるべきである」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても「性別にかかわらず、能力によって公正に仕事があたえられるべきである」がそれぞれ最も多くなっています。また、30歳代以下:女では「性別により仕事の内容に差があるのは、社会・文化的背景から仕方がないことだ」が22.5%と、他の性年代と比べて多くなっています



- 性別にかかわらず、能力によって公正に仕事があたえられるべきである
- ▨性別により仕事の内容に差があるのは、社会・文化的背景から仕方がないことだ
- その他
- わからない
- 不明・無回答

問8 「その他」の自由記述結果

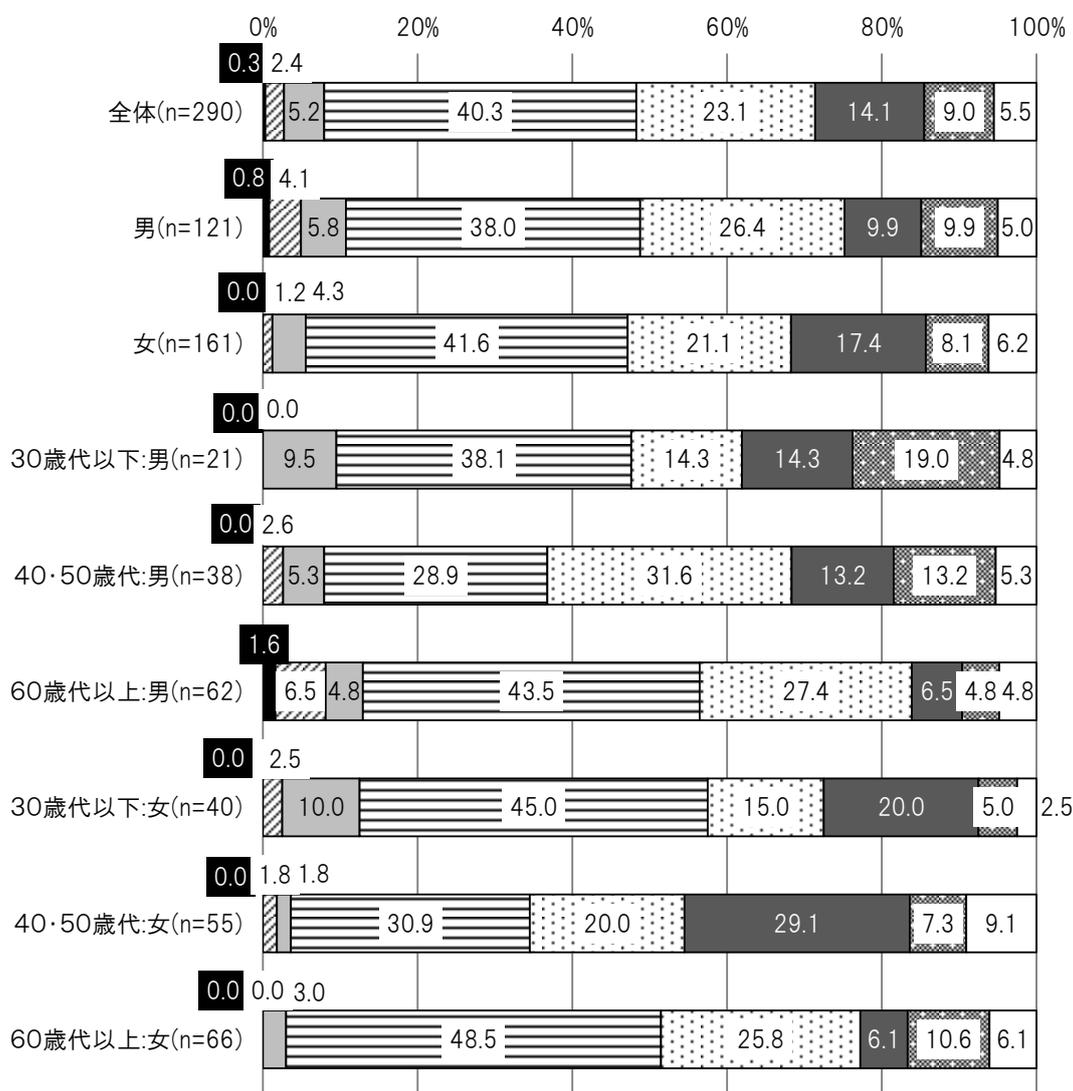
- ・ 性別というよりは個人の年齢や体力、能力で働き方はあるべきだと思う。
- ・ ブルーカラーの職場では、男女の差が有るのは仕方ない。
- ・ 2に近いのですが、社会、文化的背景ではなく、(個人別)等の得意・不得意の差があることも仕方がない。
- ・ 能力によって公正に仕事を与えられているが、子供が生まれる時は仕事を離れるリスクがあるのだから、その点を配慮されるのは仕方が無い。
- ・ 体力も必要なので「公正」の意味が少し違う。
- ・ 労働時間を男児平等にする事が良いと思わない。夫婦ともに長時間労働だと家庭環境が悪くなって行くと思う。役割分担も必要。

問9 一般的に女性が仕事を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。(〇は1つ)

女性が仕事を持つことに対する考えについてみると、全体では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が40.3%と最も多く、次いで「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が23.1%、「その他」が14.1%となっています。

性別にみると、男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、40・50歳代：男では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」、その他の性年代では「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が、それぞれ最も多くなっています。また、性年代別にみると、男女ともに「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」が30歳代以下と比べて、40歳代以上で多くなっています。



- 女性に職業を持たない方がよい
- 結婚するまでは職業を持つ方がよい
- 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
- 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
- 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい
- その他
- わからない
- 不明・無回答

問9 「その他」の自由記述結果

- ・ 自由
- ・ 仕事をしたい時にすればよい。
- ・ 子どもがいる、いないに関わらずそれぞれの働きやすい形態を選べるようになると良い。
- ・ 個人によって事情が違うので、どれも当てはまらないと思う。
- ・ 置かれている環境が人それぞれ違うので、働きたい時に働ける環境があると良い。
- ・ それぞれの個人の考え方により決定すればよい。
- ・ 世帯の経済状況や仕事をしたいかどうか、個人の意思によると思う。
- ・ 決めるのではなく、その個人の状況や環境により、その時に合った働き方が良いと思う。(働いても、仕事をしなくてもその時の状況で本人の意志決定できるのが望ましい。)
- ・ その人の考えによる。その人が希望するようになればいい。
- ・ 仕事を持つかいないかの線引きは各々家庭で話し合うべきだと思う。
- ・ 仕事は持った方がよいが、そのタイミングに合った仕事をすべき。
- ・ 子育て期に女性の仕事が一時的に困難になることを周りが理解した方がよい。仕事をしたい時にしたいようにできると良い。
- ・ 家庭に子供がいる場合、1人は大人が居ると良い。(男性でも女性でも。)
- ・ 家族の理解が有れば続ける方がよい。
- ・ 個人の自由。人それぞれで良い。
- ・ 生活できるのなら1だと思うが、難しい事が多いと思う。
- ・ 女性の自由意志。
- ・ 人それぞれなので、好きにしたらいい。
- ・ 生きる為に低賃金でも働かなければならない方も一杯いる。みんながみんな幹部や役職で生き生きと働いているのではない。
- ・ 子供達の生活リズムに合わせて、働く事ができると良い。
- ・ 子供が出来る時の周囲の変化を考慮して行えばいい。
- ・ 概念を捨てる。家庭や環境でしたいようにすれば良い。
- ・ 女性が仕事を持つ事は良いと思いますが、家庭環境によって考えた方がよいのでは。
- ・ 夫婦、家族で話し合って決めるべき。
- ・ 仕事をする事がその人にとって必要な事(生き甲斐)ならば、子供が出来ても職業を続ける方がよい。
- ・ 働く事で自分が幸せと思うなら働けば良いと思う。子育ても重大な仕事、それぞれの考えで働けば良いと思う。
- ・ 本人の希望を最優先。
- ・ 各々の考え方に依るので「女性」では括る事が出来ない。
- ・ 結婚、出産、育児、その他のライフステージの変化に関わらず、本人が望んだ時に仕事を持つという選択肢があると良い。
- ・ その人次第で良いと思う。
- ・ 他人にとやかく言われようが、自分で決めれば良い。この質問自体も差別の様な気がする。
- ・ 自分のペースで辞めるか、続けるかを考えれば良い。子供、結婚。
- ・ ひとそれぞれの都合や考え方があるので、決められない。
- ・ 好きにしたらいいと思う。本人の意思を尊重すべき。
- ・ ずっと職業を続ける事も、辞める事も自由に希望・選択出来るのが理想。
- ・ 本人の意思次第。

- ・それぞれの家庭の状況で違うと思います。
- ・やりがいのある等、続けたい人は続けて、辞めたければ辞められる方が良い。家庭がそういった経済状態にあると良い。
- ・子供が小さい時(就学前まで)は、全員が時短で働ける社会が良い。

問10 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは、何だと思えますか。(〇は2つまで)

女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うことについてみると、全体では「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が48.6%と最も多く、次いで「職場における育児との両立支援制度の充実」が25.5%、「女性が働き続けることへの周囲の理解や意識改革」が24.5%となっています。

性別にみると、男女ともに「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では「職場における育児との両立支援制度の充実」が31.1%と、男と比べて13.7ポイント多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:女では「職場における育児との両立支援制度の充実」及び「短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入」、その他の性年代では「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が、それぞれ最も多くなっています。

%	子 保 ども 育 を 所 預 放 け 課 ら 後 れ 児 る 童 環 倶 境 ク の ラ 整 ブ 備 等 な だ ど、	支 介 援 護 の 等 充 実 の ダ ブ ル ケ ア に 対 応 す る た め の	内 男 容 性 と の 時 家 間 事 へ の 参 理 加 解 や 家 事 事 労 働 の	周 女 囲 性 の が 理 働 解 き や 続 意 け 識 る 改 事 革 こと へ の	働 男 き 女 方 双 改 方 革 の 長 時 間 労 働 の 改 善 を 含 め た	職 場 に お け る 育 児 と の 両 立 支 援 制 度 の 充 実	短 時 間 勤 務 制 度 や 在 宅 勤 務 制 度 な ど の 導 入	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=290)	48.6	16.9	16.9	24.5	13.8	25.5	19.7	2.1	0.7	4.8	5.2
男(n=121)	53.7	16.5	12.4	28.9	14.9	17.4	14.0	2.5	1.7	6.6	5.0
女(n=161)	45.3	17.4	20.5	19.9	13.7	31.1	23.6	1.9	0.0	3.1	5.6
30歳代以下:男(n=21)	61.9	14.3	0.0	28.6	14.3	14.3	28.6	4.8	0.0	0.0	4.8
40・50歳代:男(n=38)	50.0	13.2	15.8	21.1	10.5	31.6	7.9	5.3	0.0	13.2	5.3
60歳代以上:男(n=62)	53.2	19.4	14.5	33.9	17.7	9.7	12.9	0.0	3.2	4.8	4.8
30歳代以下:女(n=40)	32.5	12.5	22.5	15.0	20.0	40.0	40.0	5.0	0.0	0.0	2.5
40・50歳代:女(n=55)	41.8	14.5	21.8	18.2	16.4	32.7	18.2	0.0	0.0	3.6	9.1
60歳代以上:女(n=66)	56.1	22.7	18.2	24.2	7.6	24.2	18.2	1.5	0.0	4.5	4.5

問10 「その他」の自由記述結果

- ・ パワハラ、モラハラ、マタハラの無い職場が大事。
- ・ 職場環境において違いがあると思うので何とも言えない。
- ・ お金がかからない様に。
- ・ 社会の子育てに対する理解。
- ・ ベビーシッター利用がもっと一般的になるような環境の整備。
- ・ 他の職員が空いた分の仕事を請け負う。当人の理解も必要。
- ・ 会社の上司が直接話す等ケアを行う。

問11 男女がともに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

男女がともに働き続けるために必要だと思うことについてみると、全体では「職場において、男女ともに育児・介護休暇などを取りやすくする」が65.9%と最も多く、次いで「保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる」が32.4%、「在宅勤務やフレックスタイム(時間差出勤)をとり入れる」が29.7%となっています。

性別にみると、男女ともに「職場において、男女ともに育児・介護休暇などを取りやすくする」が、それぞれ最も多くなっていますが、性差は10.7ポイントとなっており、性別による意識の違いが伺えます。

性年代別にみると、いずれの性年代でも「職場において、男女ともに育児・介護休暇などを取りやすくする」がそれぞれ最も多くなっています。また、30歳代以下:女では「在宅勤務やフレックスタイム(時間差出勤)をとり入れる」が52.5%、「労働時間を短くする」が37.5%と他の性年代と比べて多くなっており、労働時間への配慮が重要視されていることが伺えます。

%	職場において、男女ともに育児・介護休暇などを取りやすくする	保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる	ホームヘルパー制度など福祉サービスを充実させる	気軽に相談できる制度をつくる	パートタイマー・派遣の給与や将来の老後の保障をよくする	在宅勤務やフレックスタイム(時間差出勤)をとり入れる	労働時間を短くする	再就職等の支援を充実させる	家族で家事の分担を行う	その他	わからない	不明・無回答
全体(n=290)	65.9	32.4	17.9	13.1	24.8	29.7	18.6	13.1	22.4	2.1	2.8	5.9
男(n=121)	59.5	34.7	16.5	19.8	20.7	24.8	17.4	15.7	22.3	2.5	4.1	5.8
女(n=161)	70.2	31.1	18.6	8.7	28.6	33.5	19.9	11.2	22.4	1.9	1.2	6.2
30歳代以下:男(n=21)	66.7	23.8	14.3	23.8	14.3	38.1	14.3	9.5	14.3	4.8	0.0	4.8
40・50歳代:男(n=38)	52.6	39.5	13.2	15.8	18.4	21.1	15.8	21.1	15.8	5.3	10.5	5.3
60歳代以上:男(n=62)	61.3	35.5	19.4	21.0	24.2	22.6	19.4	14.5	29.0	0.0	1.6	6.5
30歳代以下:女(n=40)	67.5	12.5	15.0	5.0	35.0	52.5	37.5	10.0	20.0	5.0	0.0	2.5
40・50歳代:女(n=55)	67.3	34.5	14.5	5.5	29.1	32.7	18.2	12.7	21.8	1.8	0.0	10.9
60歳代以上:女(n=66)	74.2	39.4	24.2	13.6	24.2	22.7	10.6	10.6	24.2	0.0	3.0	4.5

問11 「その他」の自由記述結果

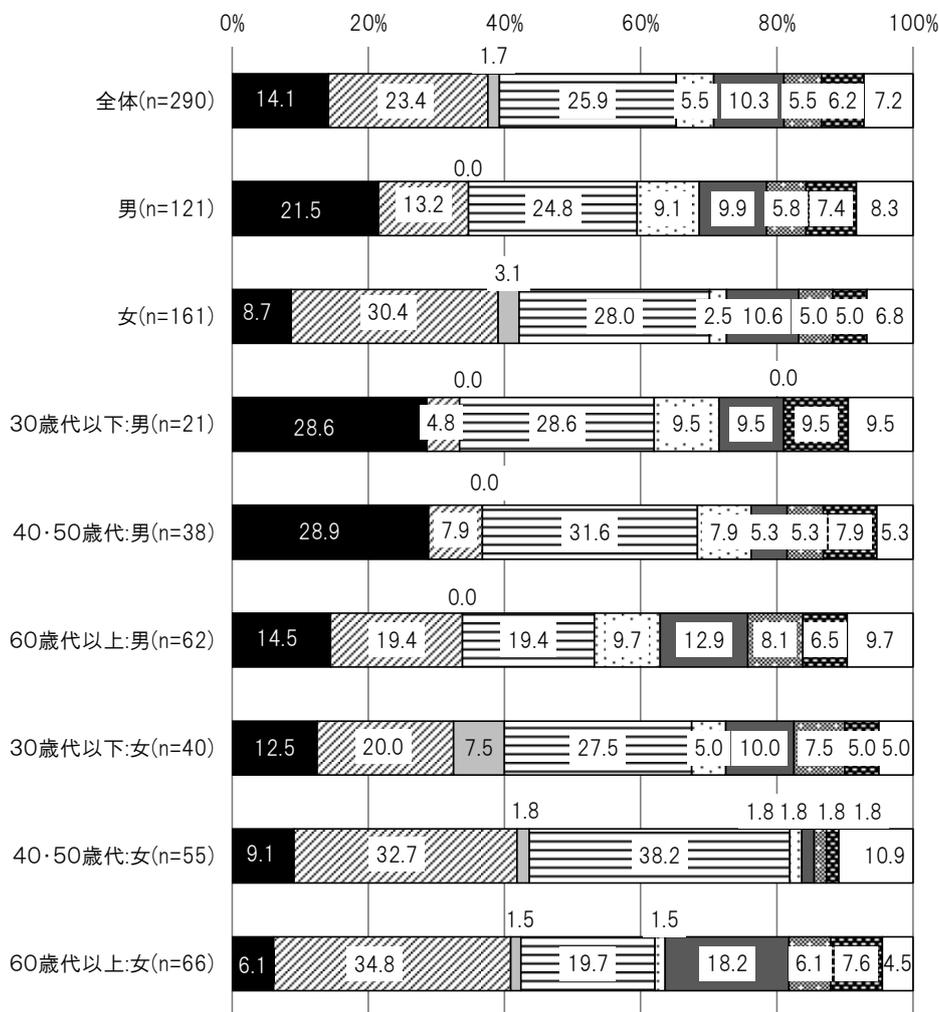
- ・ 1が可能なための人員の確保。
- ・ 家庭で子育てをする大人に手当を支払う。
- ・ 子育ては仕事。女性の活躍は大きい。
- ・ 一人一人の意識改革。
- ・ 男女平等と言いながら女性優遇の施策の改善が必要。
- ・ 女性が働きたいかどうかは、本人の意思と家庭の経済状況による。誰しも男女両方共働くのが良いとは限らない。

問12 【あなたの現状】「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」の3項目について、あなたが優先しているもの、優先したいものはどれですか。(〇は1つ)

回答者が現状優先しているものについてみると、全体では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が25.9%と最も多く、次いで『「家庭生活」を優先している』が23.4%、『「仕事」を優先している』が14.1%となっています。

性別にみると、男では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が24.8%、女では『「家庭生活」を優先している』が30.4%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では『「仕事」を優先している』及び『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』、40・50歳代:男及び、50歳代以下:女では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』、60歳代以上:男では『「家庭生活」を優先している』及び『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』、60歳代以上:女では『「家庭生活」を優先している』が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに年代が上がるにつれて、仕事より家庭を優先する割合が増加する傾向となっています。



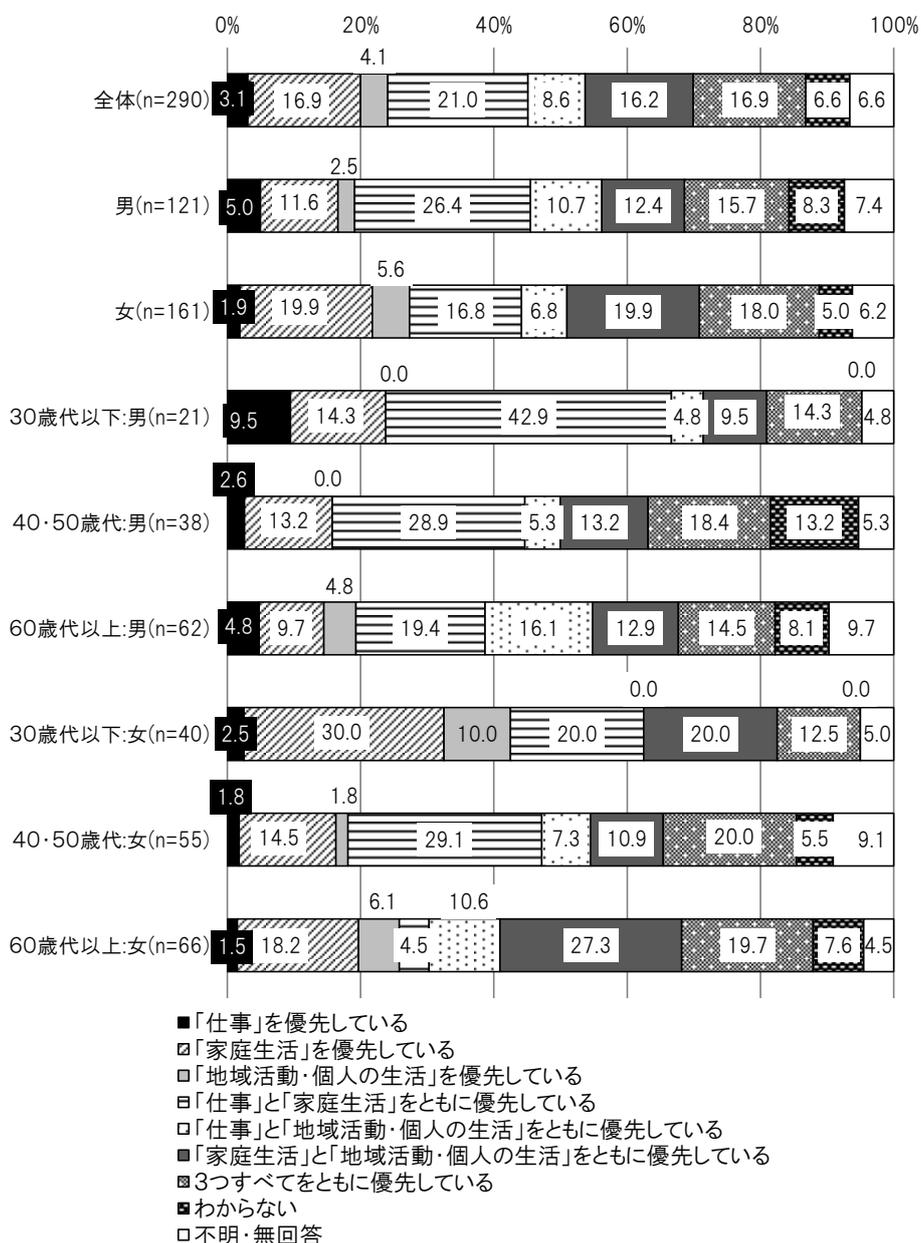
- 「仕事」を優先している
- ▨「家庭生活」を優先している
- ▤「地域活動・個人の生活」を優先している
- ▧「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- ▩「仕事」と「地域活動・個人の生活」をともに優先している
- 「家庭生活」と「地域活動・個人の生活」をともに優先している
- 3つすべてをともに優先している
- わからない
- 不明・無回答

問12 【あなたの理想】「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の生活(地域活動・学習・趣味・付き合い等)」の3項目について、あなたが優先しているもの、優先したいものはどれですか。(〇は1つ)

回答者が今後優先したいもの(理想)についてみると、全体では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が21.0%と最も多く、次いで『「家庭生活」を優先している』及び「3つすべてをともに優先している」が16.9%となっています。

性別にみると、男では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が26.4%、女では『「家庭生活」を優先している』及び『「家庭生活」と「地域活動・個人の生活」をともに優先している』が19.9%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、男のすべての年代及び、40・50歳代:女では、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』、30歳代以下:女では『「家庭生活」を優先している』、60歳代以上:女では『「家庭生活」と「地域活動・個人の生活」をともに優先している』が、それぞれ最も多くなっています。また、30歳代以下:男では『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が42.9%と最も多くなっている一方、30歳代以下:女では『「家庭生活」を優先している』が30.0%と最も多くなっているなど、同年代でも性差がみられます。



問13 職場や地域で、女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、どの情報が特に必要になると感じますか。(〇は2つまで)

職場や地域における女性活躍に向けた取組に関する情報のうち、特に必要だと思う項目についてみると、全体では「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報」が43.4%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園、放課後児童クラブに関する情報」が29.7%、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や働き方の見直しの企業実践例に関する情報」が28.3%となっています。

性別にみると、男女ともに「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報」が、それぞれ最も多くなっています。また、男では「保育所や幼稚園、放課後児童クラブに関する情報」が34.7%と、女と比べて8.0ポイント多く、女では「介護・家事の支援サービスに関する情報」が31.1%と、男と比べて10.4ポイント多くなっているなど、性差もみられます。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「保育所や幼稚園、放課後児童クラブに関する情報」、30歳代以下:女では「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進や働き方の見直しの企業実践例に関する情報」、その他の性年代では「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに年代が上がるにつれて、「保育所や幼稚園、放課後児童クラブに関する情報」が減少傾向、「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報」が増加傾向となっています。

%	保育所や幼稚園、放課後児童クラブに関する情報	介護・家事の支援サービスに関する情報	就職・再就職のための職業訓練に関する情報	仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報	働き方の見直しの企業実践例(仕事と生活の調和)の推進や	その他	特 に な い	わ か ら な い	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=290)	29.7	26.9	9.0	43.4	28.3	1.7	1.7	9.3	6.2
男(n=121)	34.7	20.7	6.6	44.6	28.1	2.5	1.7	9.9	5.8
女(n=161)	26.7	31.1	10.6	42.9	27.3	1.2	1.9	8.1	6.8
30歳代以下:男(n=21)	47.6	4.8	9.5	33.3	33.3	4.8	0.0	4.8	4.8
40・50歳代:男(n=38)	39.5	10.5	7.9	42.1	23.7	5.3	0.0	13.2	5.3
60歳代以上:男(n=62)	27.4	32.3	4.8	50.0	29.0	0.0	3.2	9.7	6.5
30歳代以下:女(n=40)	32.5	25.0	12.5	37.5	40.0	0.0	2.5	5.0	7.5
40・50歳代:女(n=55)	27.3	23.6	16.4	41.8	27.3	1.8	1.8	7.3	9.1
60歳代以上:女(n=66)	22.7	40.9	4.5	47.0	19.7	1.5	1.5	10.6	4.5

問13 「その他」の自由記述結果

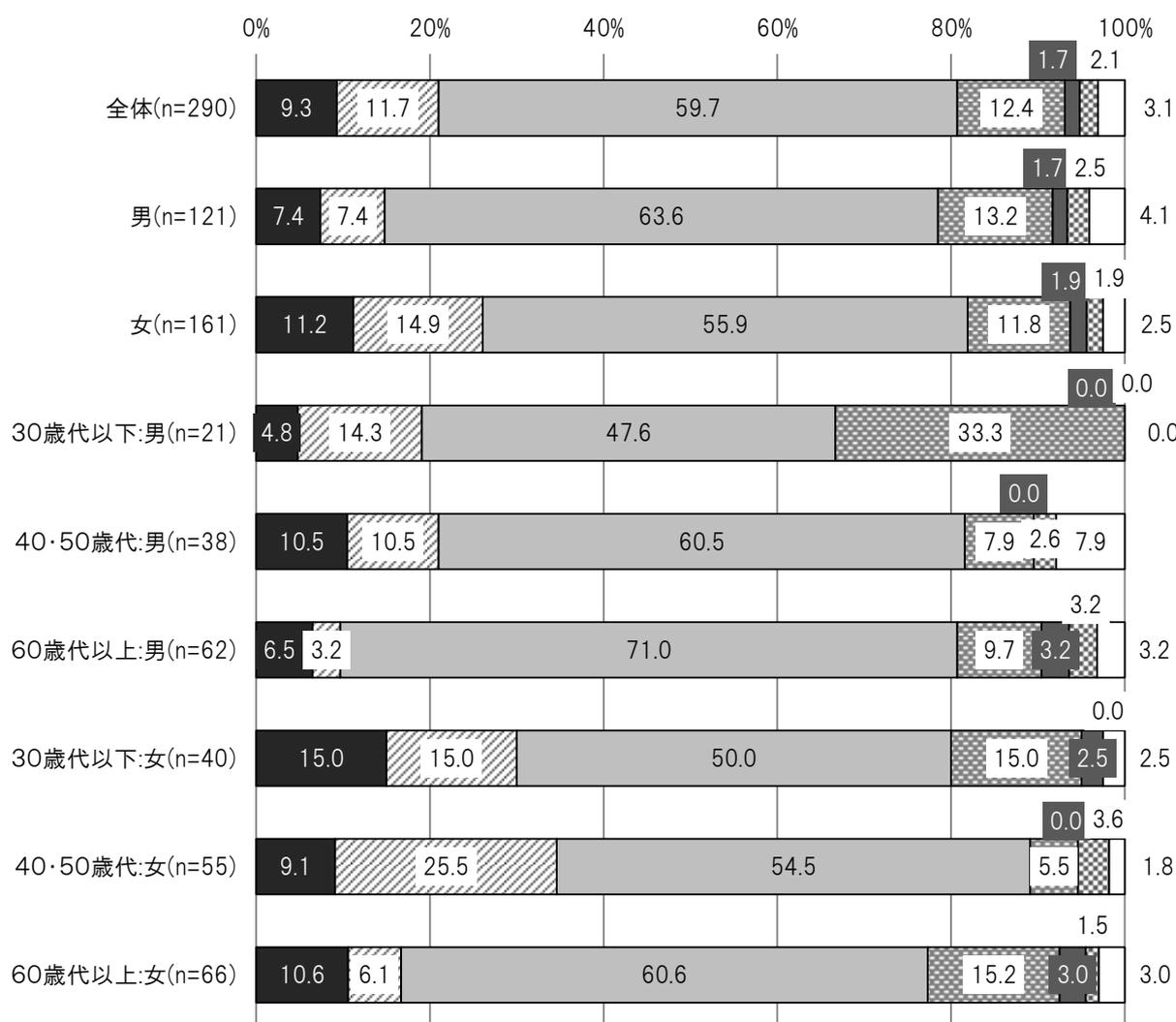
- ・ 権限を持つ方達の考え方。
- ・ 児童館を作ってほしいです。
- ・ 年齢で区切らず、身体能力で可能な仕事を与えられればうれしい。
- ・ 女性は活躍できる状況にある。当人の意識次第。
- ・ 習い事やクラブ活動等のコミュニティを作り、地域社会との接点を増やす。
- ・ 自宅でも出来る仕事を増やす企業努力。

問14 あなたは、ドメスティック・バイオレンスを受けた経験やそのようなことを身近で見聞きしたことはありますか。(〇は1つ)

ドメスティック・バイオレンスを受けた経験や、身近で見聞きした経験の有無についてみると、全体では「テレビや新聞等での一般的な知識として知っている」が59.7%と最も多く、次いで「詳しくはわからないが、言葉は聞いたことがある」が12.4%、「自分のまわりに経験した人がいる」が11.7%となっています。

性別にみると、男女ともに「テレビや新聞等での一般的な知識として知っている」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では「自分が直接経験したことがある」及び「自分のまわりに経験した人がいる」が、男と比べて多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても「テレビや新聞等での一般的な知識として知っている」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに「自分が直接経験したことがある」及び「自分のまわりに経験した人がいる」の合計が、30歳代以下から40・50歳代にかけて増加し、60歳代以上では減少する傾向となっています。



- 自分が直接経験したことがある
- テレビや新聞等での一般的な知識として知っている
- ドメスティック・バイオレンスのことを全く知らなかった
- 不明・無回答
- 自分のまわりに経験した人がいる
- 詳しくはわからないが、言葉は聞いたことがある
- その他

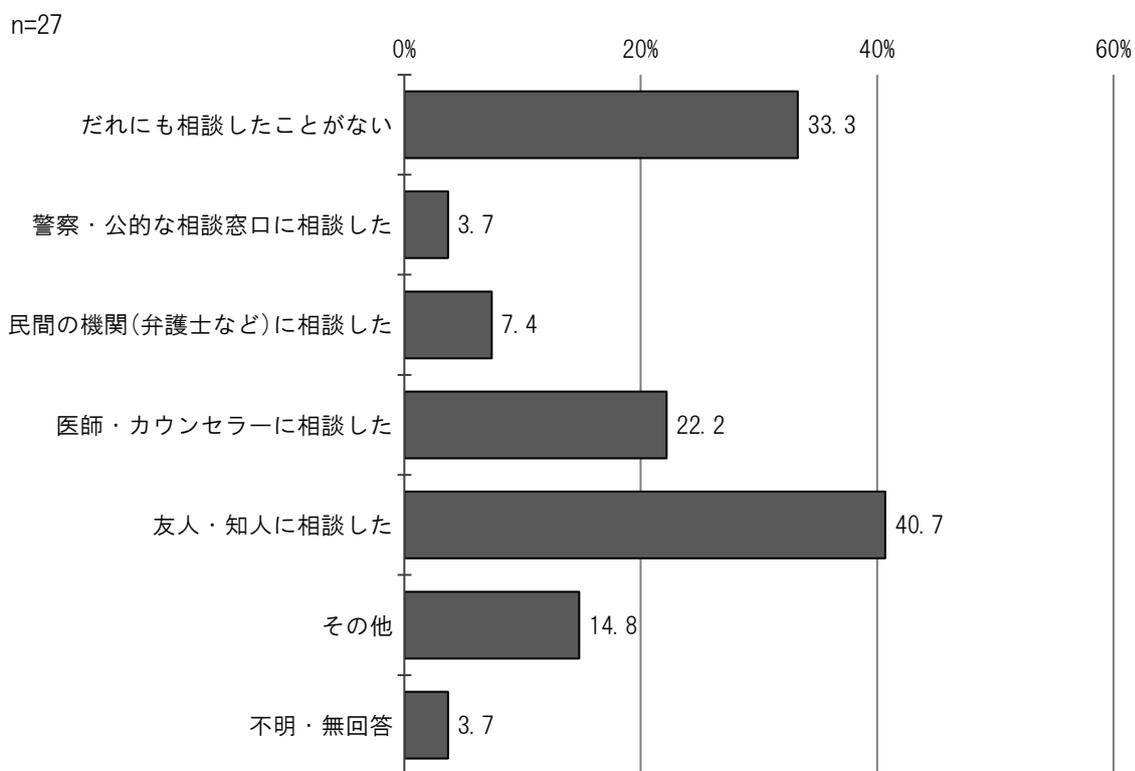
問14 「その他」の自由記述結果

- ・ 経験や見聞した事は無い。
- ・ 知らない人がいるのが怖い。

問15は、問14で「1. 自分が直接経験したことがある」を選択した方にお伺いします。

問15 あなたは、これまでに身体的・心理的暴力を受けたことについて、だれかに打ち明けたり、相談したことはありますか。(すべてに○)

身体的・心理的暴力に関する相談経験の有無についてみると、全体では「友人・知人に相談した」が40.7%と最も多く、次いで「だれにも相談したことがない」が33.3%、「医師・カウンセラーに相談した」が22.2%となっています。

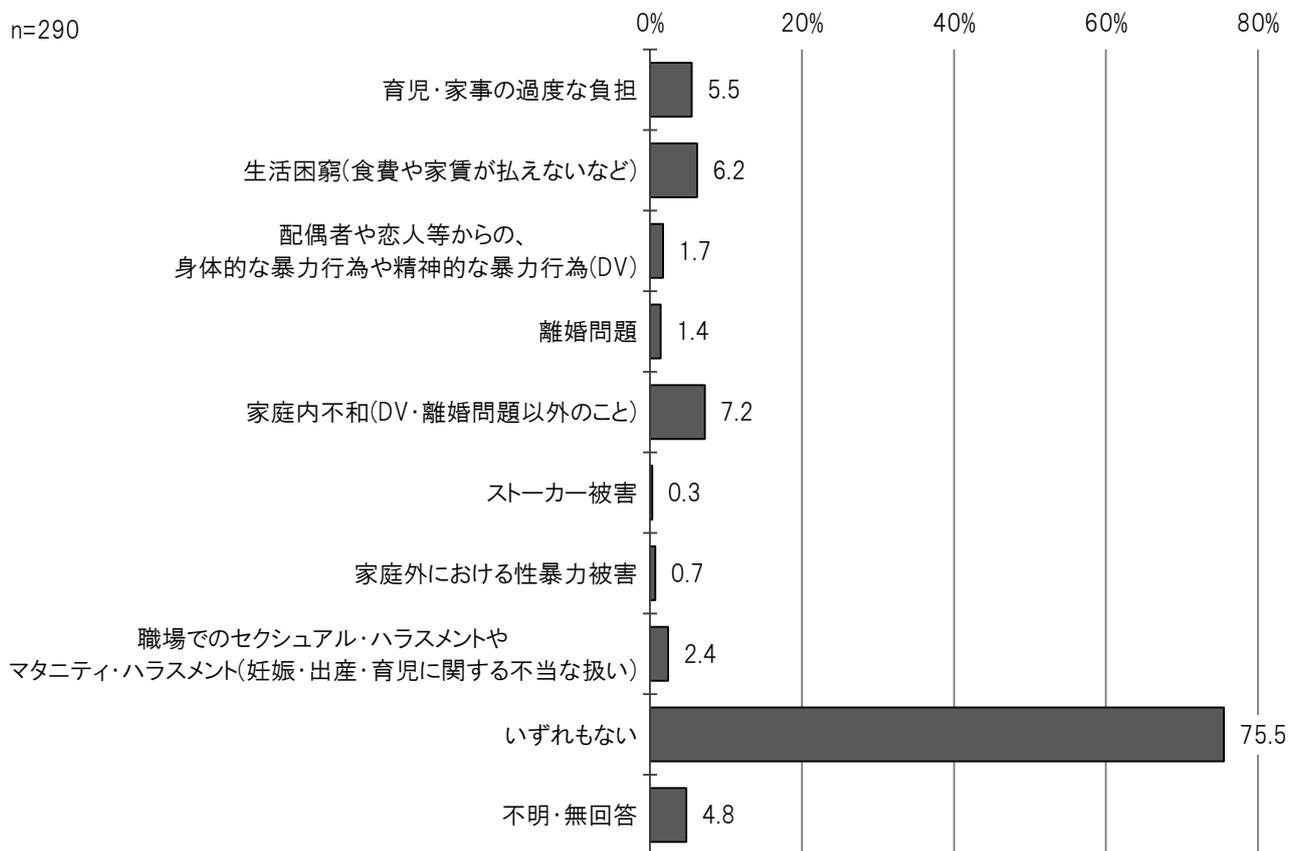


問15 「その他」の自由記述結果

- ・ 家族
- ・ 大事にしたいから、特に相談しない。
- ・ 長女の高校生の時に1回有る。
- ・ 家族
- ・ 家族、親。
- ・ ドメスティックバイオレンスを受けた事が無い。

問16 あなたは、この1年間で次のような困難に直面しましたか。(すべてに○)

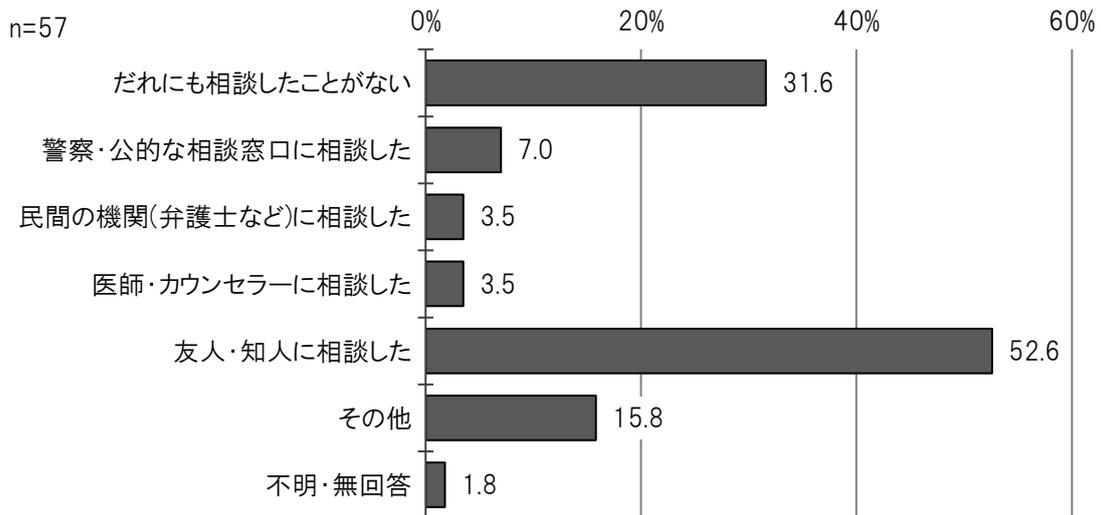
この1年間で困難に直面した経験の有無についてみると、全体では「いずれもない」が75.5%と最も多く、次いで「家庭内不和(DV・離婚問題以外のこと)」が7.2%、「生活困窮(食費や家賃が払えないなど)」が6.2%となっています。



問17は、問16で「1. 育児・家事の過度な負担」～「8. 職場でのセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント」のいずれかを選択した方にお伺いします。

問17 あなたは、これまでに上記のような困難に直面したことについて、だれかに打ち明けたり、相談したことはありますか。(すべてに○)

困難に直面したことに関する相談経験の有無についてみると、全体では「友人・知人に相談した」が52.6%と最も多く、次いで「だれにも相談したことがない」が31.6%、「その他」が15.8%となっています。



問17 「その他」の自由記述結果

- ・ 夫婦で話し合った。
- ・ 実家
- ・ 介護保険制度の申請と利用。
- ・ 役場に相談しました。
- ・ 自身で解決した。
- ・ 夫に相談した。
- ・ 家族
- ・ 職場の上司。

問18 DVや、問16で伺った困難な状況についての相談支援として、どのような取組を充実させることが必要だと思いますか。(すべてに〇)

DV や困難な状況についての相談支援として充実させる必要があると思う取組についてみると、全体では「匿名で(自分がだれか知られずに)相談できる支援」が59.0%と最も多く、次いで「カウンセラーなど、専門の人に相談できる支援」が45.5%、「電話で相談できる支援」が38.6%となっています。

性別にみると、男女ともに「匿名で(自分がだれか知られずに)相談できる支援」が、それぞれ最も多くなっていることに加え、女では男と比べて18.9ポイント多くなっています。

性年代別にみると、60歳代以上:男では「電話で相談できる支援」、その他の性年代では「匿名で(自分がだれか知られずに)相談できる支援」が、それぞれ最も多くなっています。一方で、いずれの性年代においても、「自宅に来て相談に対応してくれる支援」が1～2割台となっており、匿名ではない相談支援が必要と考えられている状況も伺えます。

%	電話で相談できる支援	メールやSNSで相談できる支援	カウンセラーなど、専門の人に相談できる支援	匿名で(自分がだれか知られずに)相談できる支援	自宅に来て相談に対応してくれる支援	「きよかわ通信(だより)」での相談についての情報発信	ホームページにおける相談について分かりやすい情報発信	その他	不明・無回答
全体(n=290)	38.6	32.4	45.5	59.0	15.2	16.6	20.3	3.4	9.0
男(n=121)	47.9	24.8	38.8	48.8	13.2	12.4	18.2	2.5	13.2
女(n=161)	32.3	36.6	50.9	67.7	16.1	18.6	21.1	4.3	5.6
30歳代以下:男(n=21)	33.3	33.3	28.6	42.9	14.3	9.5	33.3	0.0	9.5
40・50歳代:男(n=38)	42.1	36.8	39.5	57.9	10.5	7.9	15.8	7.9	10.5
60歳代以上:男(n=62)	56.5	14.5	41.9	45.2	14.5	16.1	14.5	0.0	16.1
30歳代以下:女(n=40)	20.0	35.0	45.0	67.5	17.5	12.5	22.5	2.5	2.5
40・50歳代:女(n=55)	34.5	54.5	56.4	72.7	20.0	20.0	29.1	9.1	1.8
60歳代以上:女(n=66)	37.9	22.7	50.0	63.6	12.1	21.2	13.6	1.5	10.6

問18 「その他」の自由記述結果

- ・ そのような相談の連絡があった場合、早急に対応する。子どもなどは特にその場から離し、早急に保護する。
- ・ 支援員の質の向上、教育。
- ・ 匿名も必要だが、相談者が誰か分かる形であった時に名前が他者に知られない、守秘義務が徹底されるべき。村という小さなエリアでは難しいのかもしれないが、とても重要。役場等で何か相談窓口を使うと、それが窓口対応した人から家族へ…。など情報がもれることがあると聞いたことがある。
- ・ 逃げる手助け。
- ・ 清川村(役場)は守秘義務がない。
- ・ 公的機関での相談や支援は、限界があると考えていますので、抜本的な法改正が必要かと思います。
- ・ ホームヘルパー等。
- ・ DV から逃れる施設。
- ・ ネット活用の上、役場職員の恣意による対応の差を無くす必要がある。

問19 男女共同参画社会の実現に向け、今後、清川村はどのようなことに力を入れたほうがよいと思いますか。(〇は3つまで)

男女共同参画社会の実現に向けて、力を入れたほうがよいと思うことについてみると、全体では「保育環境の充実や子育て支援の充実」が25.9%と最も多く、次いで「学校での男女平等教育の推進」が25.2%、「相談窓口の充実(就業・法律・育児・教育など)」が24.5%となっています。

性別にみると、男では「相談窓口の充実(就業・法律・育児・教育など)」が28.9%、女では「保育環境の充実や子育て支援の充実」が27.3%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男及び、50歳代以下:女では「保育環境の充実や子育て支援の充実」、40・50歳代:男では「福祉や生活困窮で困難な状況を抱える人への支援の充実」、その他の性年代では「相談窓口の充実(就業・法律・育児・教育など)」が、それぞれ最も多くなっています。

%	啓発活動、講演会、パンフレット作成等、	学校での男女平等教育の推進	(相談窓口の充実(就業・法律・育児・教育など))	保育環境の充実や子育て支援の充実	(健康づくり支援(健康診断、健康講座)の充実)	福祉や生活困窮で困難な状況を抱える人への支援の充実	対策(職場などにおける性的な嫌がらせ)	間(配偶者・恋人などパートナーとの)
全体(n=290)	14.1	25.2	24.5	25.9	17.9	22.1	4.8	2.4
男(n=121)	13.2	24.0	28.9	22.3	24.0	23.1	5.0	3.3
女(n=161)	15.5	26.7	21.7	27.3	13.7	22.4	5.0	1.9
30歳代以下:男(n=21)	4.8	14.3	9.5	28.6	23.8	23.8	4.8	4.8
40・50歳代:男(n=38)	10.5	15.8	26.3	26.3	18.4	28.9	2.6	2.6
60歳代以上:男(n=62)	17.7	32.3	37.1	17.7	27.4	19.4	6.5	3.2
30歳代以下:女(n=40)	5.0	27.5	12.5	37.5	5.0	25.0	5.0	7.5
40・50歳代:女(n=55)	12.7	30.9	21.8	36.4	12.7	14.5	5.5	0.0
60歳代以上:女(n=66)	24.2	22.7	27.3	13.6	19.7	27.3	4.5	0.0
%	男女平等意識の高揚	就業のための相談や情報提供	就業で役立つ訓練・相談の実施	女性審議会・委員会の推進などへの	その他	特にな	わからない	不明・無回答
全体(n=290)	20.3	17.2	7.6	16.9	3.4	4.5	7.2	6.2
男(n=121)	19.0	14.9	6.6	17.4	4.1	6.6	5.8	7.4
女(n=161)	21.1	18.6	8.1	17.4	3.1	3.1	7.5	4.3
30歳代以下:男(n=21)	14.3	9.5	14.3	4.8	9.5	0.0	4.8	19.0
40・50歳代:男(n=38)	7.9	15.8	10.5	5.3	7.9	7.9	10.5	10.5
60歳代以上:男(n=62)	27.4	16.1	1.6	29.0	0.0	8.1	3.2	1.6
30歳代以下:女(n=40)	20.0	17.5	12.5	15.0	5.0	0.0	5.0	7.5
40・50歳代:女(n=55)	21.8	21.8	10.9	21.8	3.6	3.6	5.5	1.8
60歳代以上:女(n=66)	21.2	16.7	3.0	15.2	1.5	4.5	10.6	4.5

問19 「その他」の自由記述結果

- ・ 清川村ではまだまだ男性(特に年配の)の意見が重要視されているので、今、子育てしてる方々の意見を取り入れ村の活性化を図る必要があると思います。
- ・ スポーツの充実。
- ・ 村という小規模でできることについて熟考する必要がある、従来の固定された性別役割について変わってきていることを知らせる為、毎月クイズ形式で広報に掲載するなどから始めたらよいかと思います。例：自治会で周ってくるごみステーション清掃当番の名前は「女性」になっていること→世帯単位へ変更。
- ・ 4で子育て支援チケット(¥4500/月)有難いのですが、クワイエットに欲しいオムツの種類が置いておらず、取り寄せするとケースになってしまい、チケットの金額を大幅に超えてしまうため、もう少し改善してもらえたら嬉しいです。(オムツ代が1番かかるので、欲しいオムツ(商品)を購入できたら1番嬉しいな…と。)
- ・ 村の子ども達が少なく村ならではの体験教育を増やすと良いと思います。例えばお茶の摘み取りから手でこねて乾燥まで、畳が出来上がるまでの体験、農業について、お年寄りとの交流として無料で手芸や舞踊、音楽、体操運動など習える場所を作る。お年寄りだけではなく村の大人、私は子どもの頃、父、祖父から体験する教育をしてとても役に立っています。家では家畜の世話、お茶作り、梅干し作り、みそ作り、畳、むしろ作り、盆栽作り、農業、母からはピアノ、お菓子作り、竹馬作りなど。
- ・ 清川村内で働いているわけではないので、子育ての方で支援が充実すると嬉しいです。
- ・ 他の市町に比べて、村はとて親身に一人一人の相談に乗ってくれていると思います。ただ、相談に来てくれるようにするまでが課題なのかと私は思います。
- ・ 管理職や議員で女性を登用する。
- ・ 12がどのように選ばれているのか分かりません。
- ・ 企業誘致
- ・ 男女平等というよりは各々が尊重しあう教育をする方がよいと思います。男性と女性は別物と思います。なので違いを受け入れ、他者の良さを認める事の方が大切です。平等というと同じ様になると捉えられやすく、結局、女性が苦しくなると思います。
- ・ モラルを持つ子供を育生させる為の親の再教育。モラルを持つ住人を受け入れる為の村の組織体制。
- ・ せまい地域、守秘義務が守られていない。役場には相談は難しい。
- ・ 清川村=遠いイメージ。仕事つくのを難しくさせるのを何とかしてほしい。
- ・ 2について。制服の自由化は良いと思った。今回の題目には関係ないですが、定期テスト廃止は非常に困る。大きなテストに向けての勉強法が全く身に付いておらず心配過ぎる。半年毎でも良いので、長期間のテスト勉強期間を体験しておいて欲しい。
- ・ スポーツの実施。交流を深めて相互理解へ。講演会は行きたいと思う人が増えない。
- ・ 女性が主体性を持って、決断できるようにする教育。
- ・ 会社の仕組みや教育が無いと変わらないと思うので、個々より企業団体に伝える意識が大事だと思います。
- ・ 夜間でも子供を預けられる施設。
- ・ 清川村では距離が近い事もあり、近隣の厚木市でも相談出来る様に配慮して欲しい。
- ・ 一人暮らしなので、いろいろな事を助けてくれる人がいて欲しいです。
- ・ 村内には子供が安全かつ下校後に自由に子供同士が遊べる場所が少な過ぎる。低学年は自転車の公道乗車禁止だが移動手段も少なく、放課後家で1人で過ごさざるを得ない子も多く、母は時短で働く人も少ない。子の居場所が充実すると安心して働けると思う。村内は他市町村と比較しても女性の登用がとて少ないと思う。

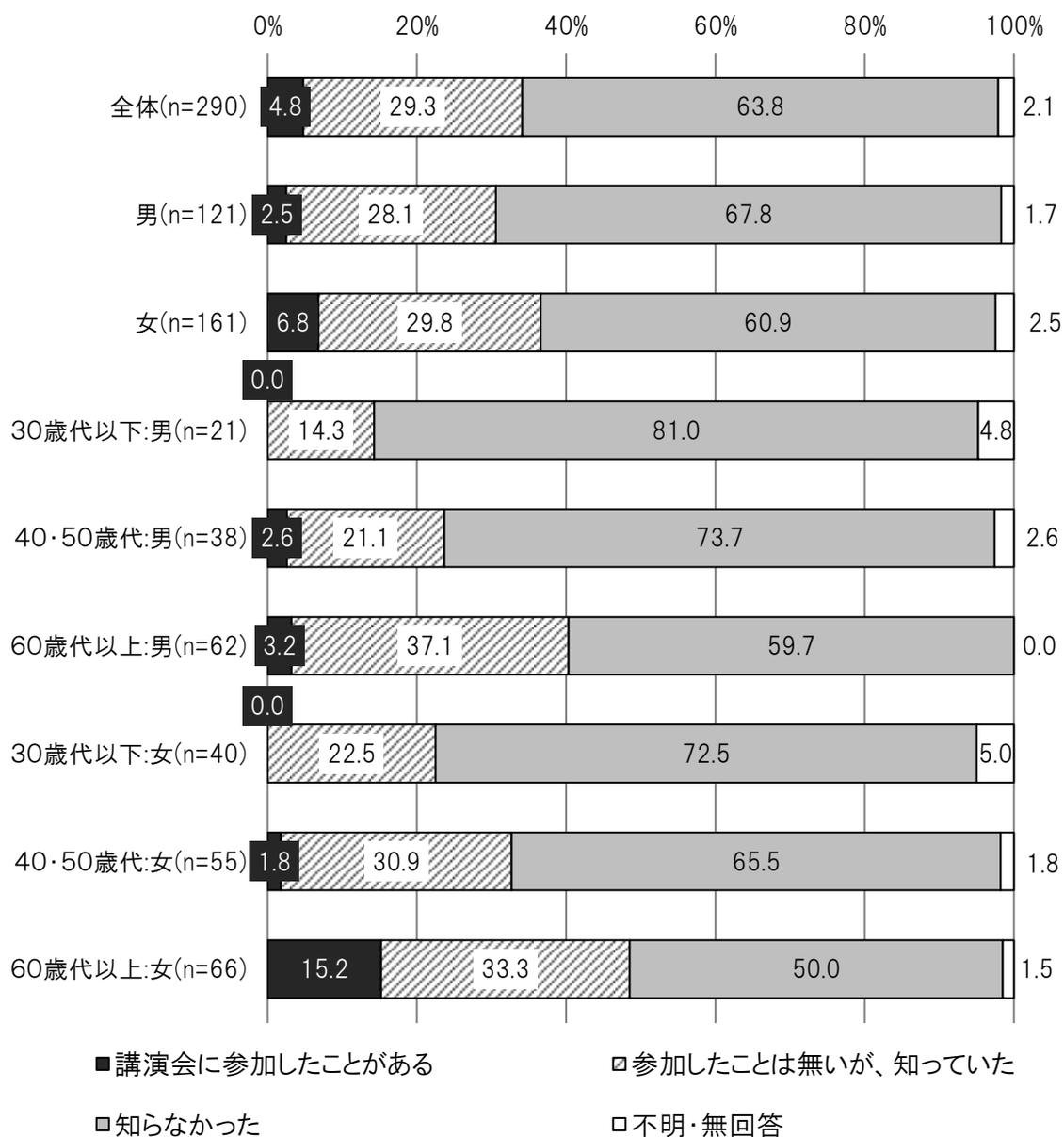
- ・ PC スキルがつくような訓練を身近で受けられる様になると良いと思う。
- ・ 元々、少ない人口の中、アンケートを読んでいる限り男性上位だったのかなと思います。いまさら何をと思います。まず、思い付いた事からどんどん進めれば良いと思います。
- ・ 女性の議員が多くなれば良い。
- ・ 短時間勤務が可能な仕事の創出。
- ・ 村は一般的に仕事場(会社など)から遠く離れているので、家から近い仕事に就ける事が重要。その為の支援を分かり易く手厚く推進して欲しい。

問20 【知っていたか】清川村では、令和4(2022)年度から新たな取組として、男女共同参画に関する講演会を開催しています。下記のテーマも参考に、講演会を知っていたかと、今後の参加意向についてお答えください。(〇は1つ)

清川村で実施している男女共同参画に関する講演会の認知度についてみると、全体では「知らなかった」が63.8%と最も多く、次いで「参加したことは無いが、知っていた」が29.3%、「講演会に参加したことがある」が4.8%となっています。

性別にみると、男女ともに「知らなかった」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では「講演会に参加したことがある」及び「参加したことは無いが、知っていた」の割合が、男と比べて多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても「知らなかった」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに年代が上がるにつれて、「知らなかった」が減少傾向、「講演会に参加したことがある」及び「参加したことは無いが、知っていた」が増加傾向となっています。

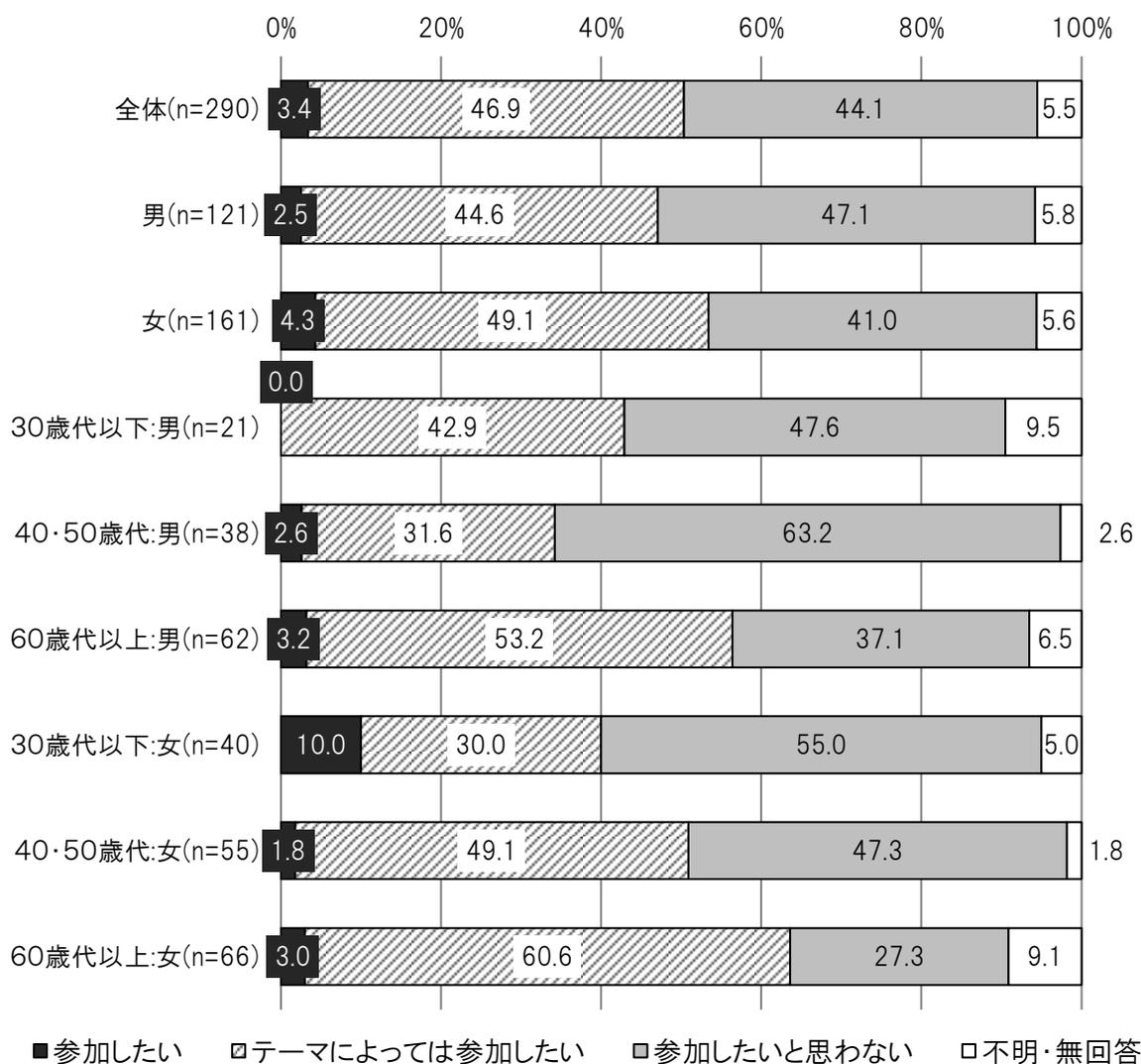


問20 【今後の参加意向】清川村では、令和4(2022)年度から新たな取組として、男女共同参画に関する講演会を開催しています。下記のテーマも参考に、講演会を知っていたかと、今後の参加意向についてお答えください。(〇は1つ)

清川村で実施している男女共同参画に関する講演会に対する今後の参加意向についてみると、全体では「テーマによっては参加したい」が46.9%と最も多く、次いで「参加したいと思わない」が44.1%、「参加したい」が3.4%となっています。

性別にみると、男では「参加したいと思わない」が47.1%、女では「テーマによっては参加したい」が49.1%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、50歳代以下:男及び、30歳代以下:女では「参加したいと思わない」、その他の性年代では「テーマによっては参加したい」が、それぞれ最も多くなっています。また、男では50歳代以下と比べて60歳代以上で「参加したいと思わない」が減少傾向、「テーマによっては参加したい」が増加傾向となっており、女では年代が上がるにつれて「参加したいと思わない」が減少傾向、「テーマによっては参加したい」が増加傾向となっています。



問20【今後の参加意向】で「1. 参加したい」または「2. テーマによっては参加したい」のいずれかを選択した方にお伺いします。

問20 具体的に興味があるテーマがあれば、お答えください。

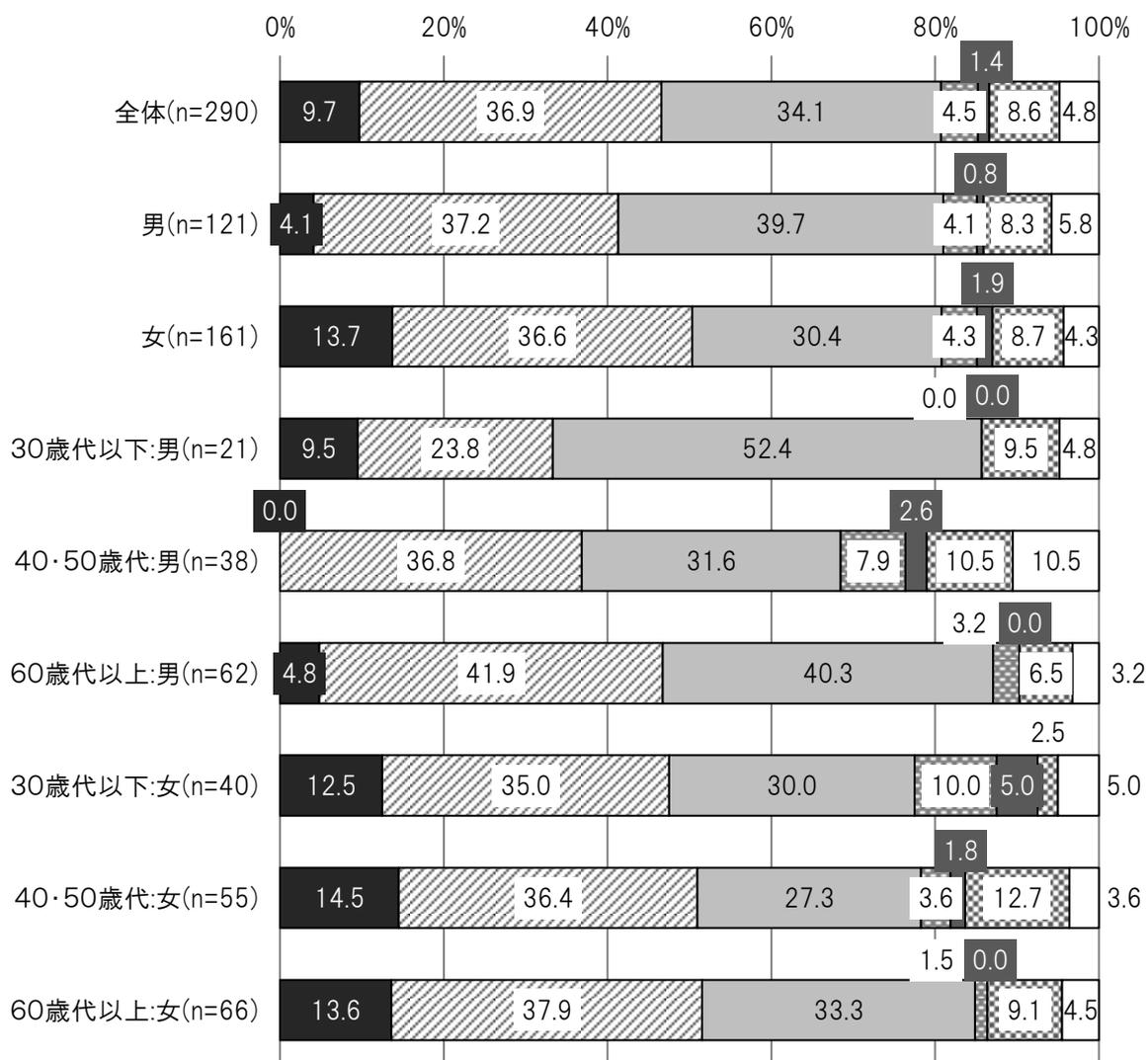
- ・ 男性が(特に中年期以降)興味を引くテーマにする。ターゲットがいる職場に出向き、受けてもらえるようにする。年間を通じてざっくばらんに話せる機会を設ける→1年間話した中で見えることをテーマとする。
- ・ 時間無い。ホームページなどでビデオ配信があると良い。
- ・ 村を守る、残す。
- ・ アイコンシャス、バイアス。
- ・ 介護や健康作り。
- ・ 今の所365日がとても忙しい為、参加が難しい。
- ・ 健康に対するの保持。
- ・ テーマというより、TV で見たことある有名な方が講師だったら、興味を持って参加しようと思うかもしれない。
- ・ 自治会単位での防災の講習や、いざという時に大切になる事等、最小単位(地域ミニグループ)として勉強できること希望します。
- ・ 清川村における実例。
- ・ 講演会ではないが、歩けあるけの会は良く参加させてもらっています。いつも村の中でのウォーキングなので、たまにはバスでどこかに行ってウォーキングや散策的なものをするのも良いと思います。
- ・ 女性議員が半数いても良いと思う。(女性の視点から。)
- ・ 興味ある、参加したいテーマとは違う内容ですが…。参加したいと思った時に「連絡は電話で」という事があったり、日中なかなか時間が取れず、参加したい意思を連絡できなかった事があった。メール等で申し込めると有り難いです。
- ・ 介護(在宅)と仕事の両立。
- ・ 村の講演会はあまり参加者が少なくいい。厚木等に行けると有難い。
- ・ 地方創生。清川村の観光地化、国際交流、キャンプ以外の宿泊施設を作る。ホームステイ制度。
- ・ 村議会での女性議員の増員。
- ・ その知識を知る事で、得になるテーマ。〇〇を役所に提出する事で、支援がもらえる等。例えば、育児手配とか。
- ・ 女性の基本的な自立の事やミソジニー、家父長制社会構造についての講演。
- ・ 介護支援
- ・ 役場の1部の人達が目の前に村民がいるのに椅子にふんぞり返って座っていた。一生忘れない。そんな人がいる清川村役場から変えれば良い。
- ・ LGBTQ+について。

問21 【家庭生活】次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。(〇は1つ)

家庭生活において、男女の地位は平等になっていると思うかについてみると、全体では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が36.9%と最も多く、次いで「平等」が34.1%、「男性の方が、非常に優遇されている」が9.7%となっています。

性別にみると、男では「平等」が39.7%、女では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が36.6%と、それぞれ最も多くなっています。また、女では「男性の方が、非常に優遇されている」が13.7%と、男と比べて9.6ポイント多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「平等」、その他の性年代では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が、それぞれ最も多くなっています。



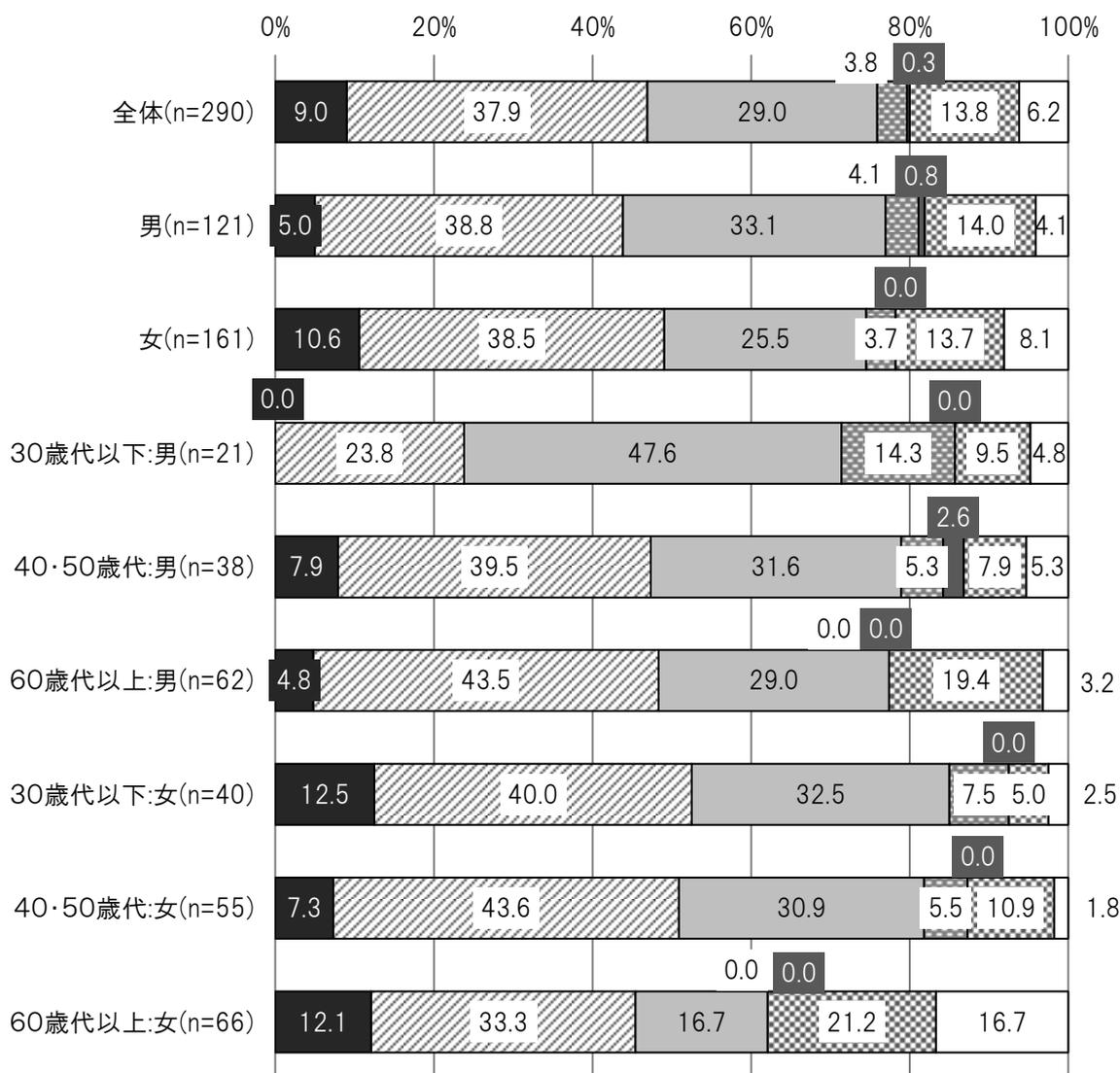
- 男性の方が、非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- 平等
- ▩ どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- 女性の方が、非常に優遇されている
- 不明・無回答
- ▩ わからない

問21 【職場】次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。(〇は1つ)

職場において、男女の地位は平等になっていると思うかについてみると、全体では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が37.9%と最も多く、次いで「平等」が29.0%、「わからない」が13.8%となっています。

性別にみると、男女ともに「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「平等」、その他の性年代では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに60歳代以上では「わからない」が、50歳代以下と比べて多くなっています。



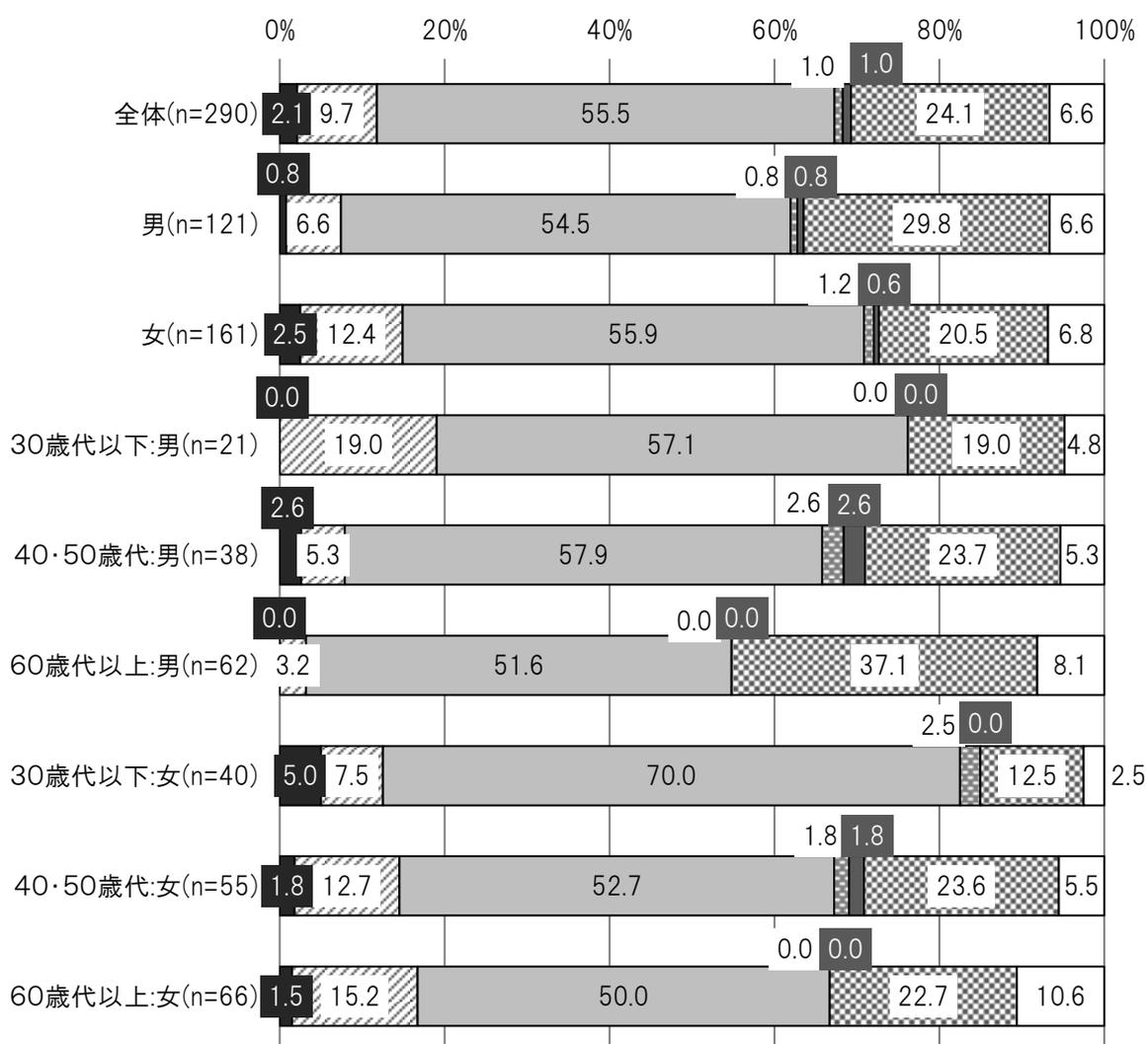
- 男性の方が、非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- 平等
- ▨ どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- 女性の方が、非常に優遇されている
- 不明・無回答
- わからない

**問21 【学校教育の場】次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。
(〇は1つ)**

学校教育の場において、男女の地位は平等になっていると思うかについてみると、全体では「平等」が55.5%と最も多く、次いで「わからない」が24.1%、「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が9.7%となっています。

性別にみると、男女ともに「平等」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに「わからない」が、次いで多い項目となっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても「平等」が、それぞれ最も多くなっています。また、年代が上がるにつれて、「男性の方が、非常に優遇されている」及び「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計が男では減少傾向、女では増加傾向となっています。



- 男性の方が、非常に優遇されている
- 平等
- 女性の方が、非常に優遇されている
- 不明・無回答
- どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- わからない

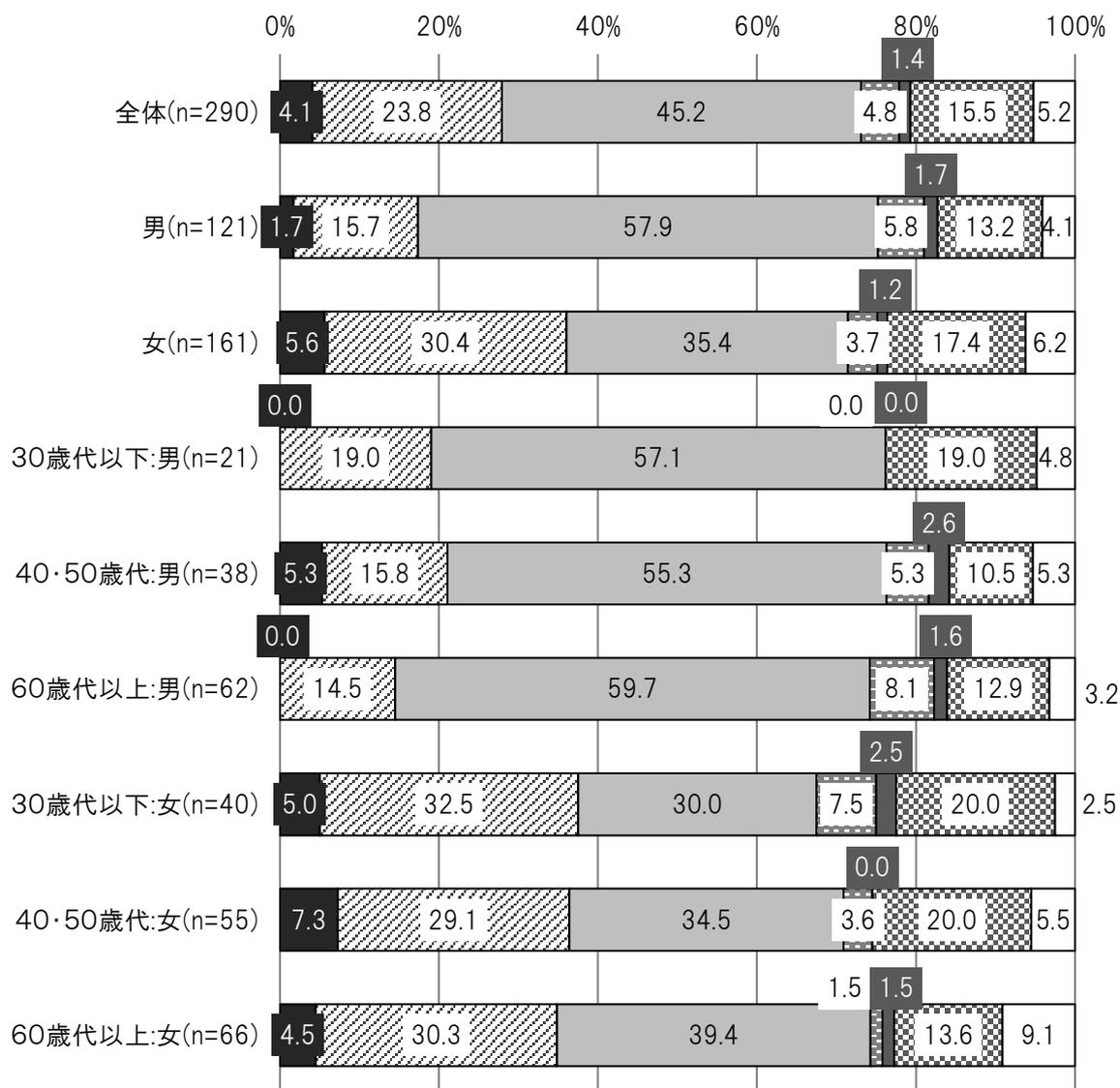
問21 【地域活動の場】次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。

(○は1つ)

地域活動の場において、男女の地位は平等になっていると思うかについてみると、全体では「平等」が45.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が23.8%、「わからない」が15.5%となっています。

性別にみると、男女ともに「平等」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では「男性の方が、非常に優遇されている」及び「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計が36.0%と、男と比べて18.6ポイント多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:女では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」、その他の性年代では「平等」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では「男性の方が、非常に優遇されている」及び「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計が、いずれの年代においても3割台となっており、男と比べて多くなっています。



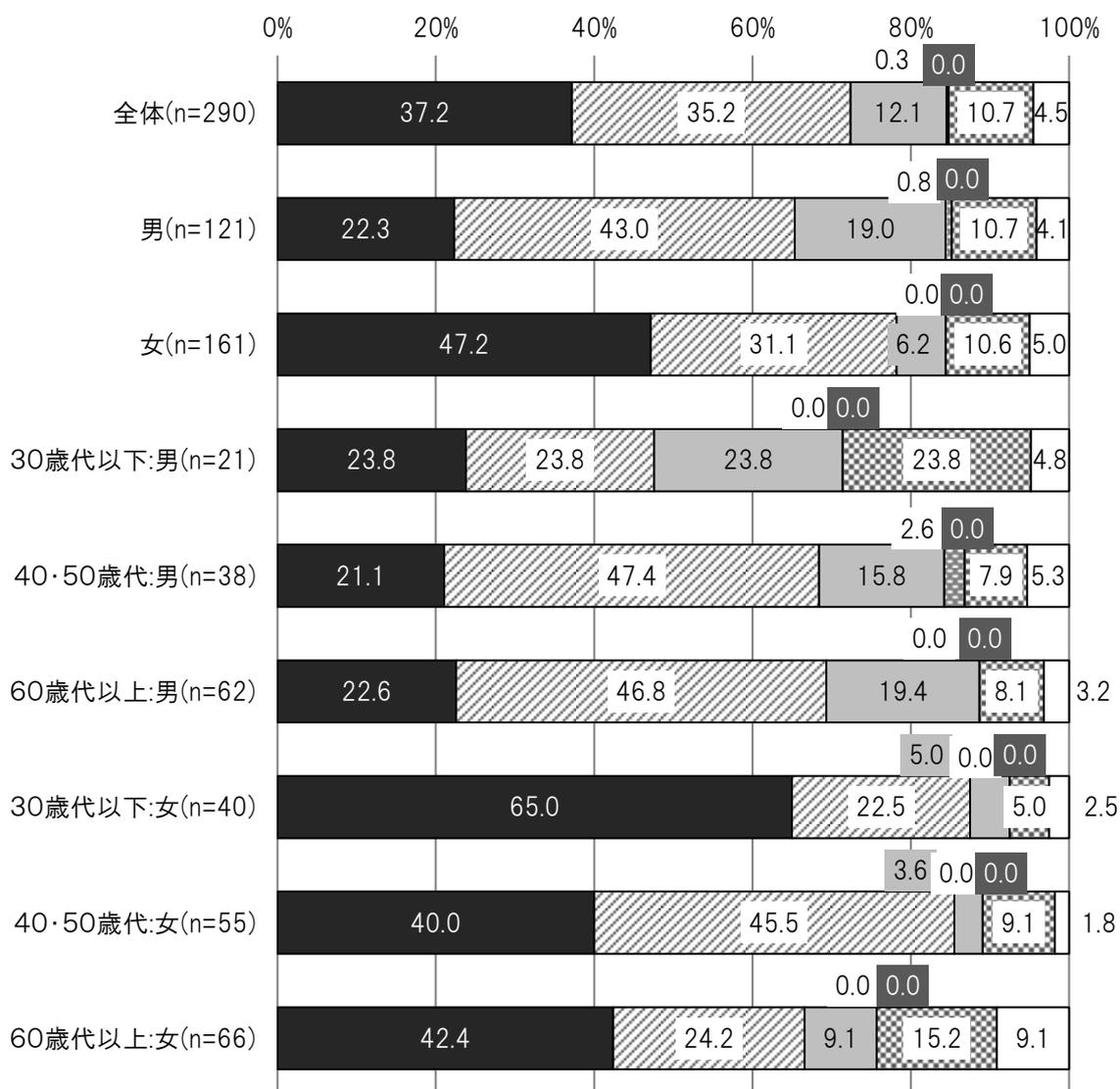
- 男性の方が、非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- 平等
- ▩ どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- 女性の方が、非常に優遇されている
- 不明・無回答
- ▨ わからない

問21 【政治の場】次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。(〇は1つ)

政治の場において、男女の地位は平等になっていると思うかについてみると、全体では「男性の方が、非常に優遇されている」が37.2%と最も多く、次いで「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が35.2%、「平等」が12.1%となっています。

性別にみると、男では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が43.0%、女では「男性の方が、非常に優遇されている」が47.2%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「男性の方が、非常に優遇されている」「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」「平等」及び「わからない」、40歳代以上:男及び、40・50歳代:女では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」、その他の性年代では「男性の方が、非常に優遇されている」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では同年代の男と比べて、「男性の方が、非常に優遇されている」が多くなっており、特に30歳代以下:女では65.0%と、他の性年代と比べて多くなっています。



- 男性の方が、非常に優遇されている
- ▨ 平等
- 女性の方が、非常に優遇されている
- 不明・無回答

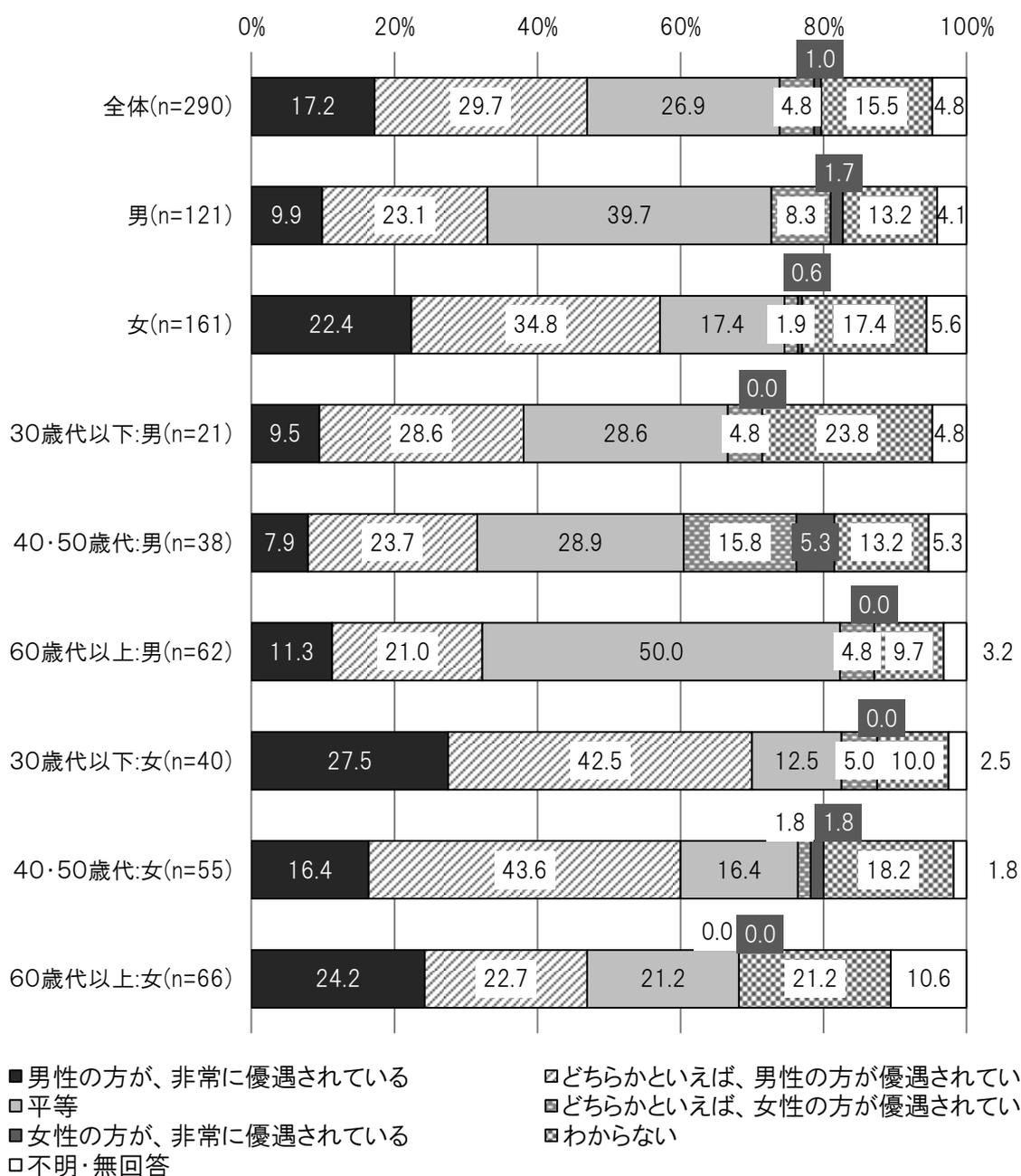
- ▨ どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- わからない

**問21 【法律や制度の上】次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。
(○は1つ)**

法律や制度の上において、男女の地位は平等になっていると思うかについてみると、全体では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が29.7%と最も多く、次いで「平等」が26.9%、「男性の方が、非常に優遇されている」が17.2%となっています。

性別にみると、男では「平等」が39.7%、女では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が34.8%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下：男では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」及び「平等」、40歳以上：男では「平等」、50歳代以下：女では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」、60歳代以上：女では「男性の方が、非常に優遇されている」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では同年代の男と比べて、「男性の方が、非常に優遇されている」及び「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計が多くなっており、特に30歳代以下：女では70.0%と、他の性年代と比べて多くなっています。

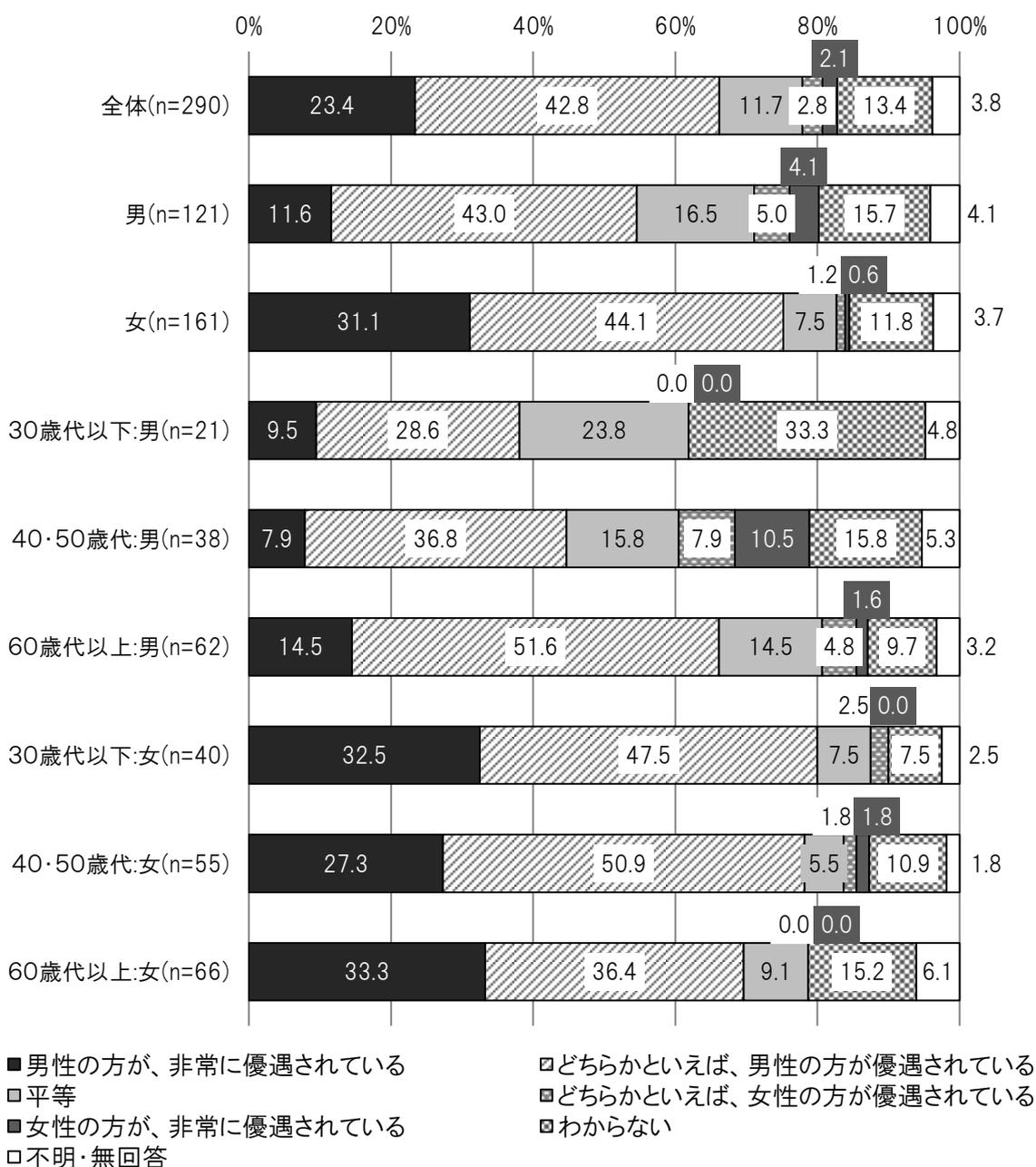


問21 【社会通念・慣習・しきたりなど】次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。(〇は1つ)

社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、男女の地位は平等になっていると思うかについてみると、全体では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が42.8%と最も多く、次いで「男性の方が、非常に優遇されている」が23.4%、「わからない」が13.4%となっています。

性別にみると、男女ともに「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では「男性の方が、非常に優遇されている」及び「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計が75.2%と、男と比べて20.6ポイント多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「わからない」、その他の性年代では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が、それぞれ最も多くなっています。また、女ではいずれの年代においても、「男性の方が、非常に優遇されている」及び「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」の合計が6~8割台となっており、同年代の男と比べて多くなっています。

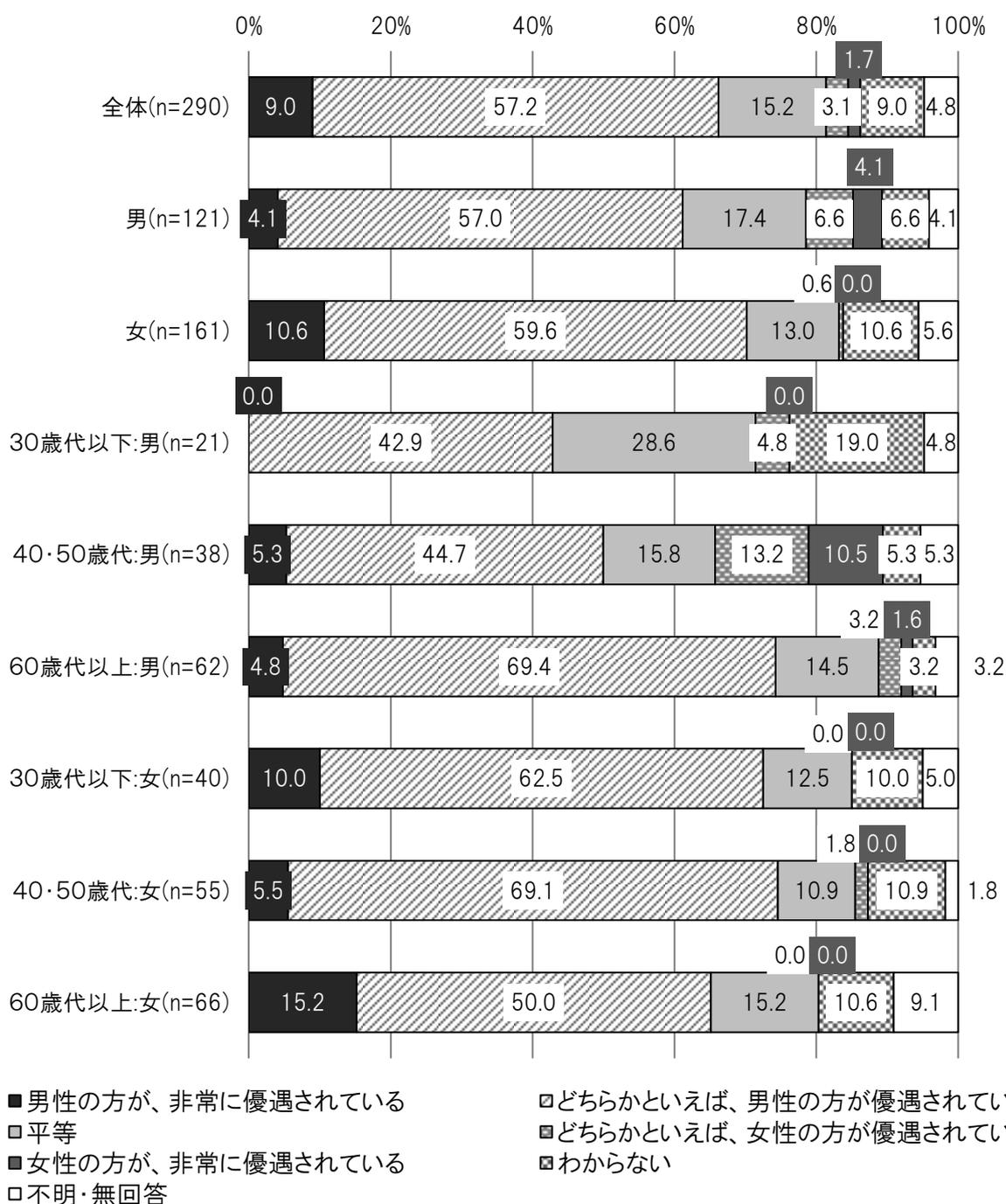


問21 【社会全体で見た場合】次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。
(〇は1つ)

社会全体で見た場合、男女の地位は平等になっていると思うかについてみると、全体では「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が57.2%と最も多く、次いで「平等」が15.2%、「男性の方が、非常に優遇されている」及び「わからない」が9.0%となっています。

性別にみると、男女ともに「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても「どちらかといえば、男性の方が優遇されている」が4～6割台と、それぞれ最も多くなっています。また、40・50歳代：男では「どちらかといえば、女性の方が優遇されている」及び「女性の方が、非常に優遇されている」の合計が23.7%と、他の性年代と比べて多くなっています。



問22 近年、文化的・社会的につくられた性差である「ジェンダー」に着目し、LGBT等を含めた多様な性のあり方に対して、差別や偏見、不平等を解消するための取組が広がりつつあります。清川村においても、こうした取組を進める際に、特に力を入れて取り組むべきだと思われるものをお答えください。(すべてに○)

性別に関する差別や偏見、不平等を解消するために、特に力を入れるべきと思う取組についてみると、全体では「職員研修や対応マニュアルの作成による、役場窓口での対応の質の向上」が48.6%と最も多く、次いで「学校教職員等へのジェンダー・LGBT等に関する研修の実施」が40.0%、「村民に対する、ジェンダー・LGBT等についての啓発・講演等の実施」が35.9%となっています。

性別にみると、男女ともに「職員研修や対応マニュアルの作成による、役場窓口での対応の質の向上」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男及び、50歳代以下:女では「学校教職員等へのジェンダー・LGBT等に関する研修の実施」、その他の性年代では「職員研修や対応マニュアルの作成による、役場窓口での対応の質の向上」が、それぞれ最も多くなっています。

	職員研修や対応マニュアルの作成による、役場窓口での対応の質の向上	学校教職員等へのジェンダー・LGBT等に関する研修の実施	村民に対する、ジェンダー・LGBT等についての啓発・講演等の実施	神奈川県が行う相談支援に関する広報	その他	不明・無回答
%						
全体(n=290)	48.6	40.0	35.9	22.8	6.6	10.3
男(n=121)	45.5	28.9	32.2	20.7	6.6	9.9
女(n=161)	50.9	48.4	38.5	24.2	5.6	9.9
30歳代以下:男(n=21)	33.3	38.1	9.5	23.8	4.8	9.5
40・50歳代:男(n=38)	50.0	28.9	26.3	23.7	15.8	7.9
60歳代以上:男(n=62)	46.8	25.8	43.5	17.7	1.6	11.3
30歳代以下:女(n=40)	47.5	57.5	27.5	20.0	10.0	5.0
40・50歳代:女(n=55)	49.1	52.7	47.3	25.5	3.6	5.5
60歳代以上:女(n=66)	54.5	39.4	37.9	25.8	4.5	16.7

問22 「その他」の自由記述結果

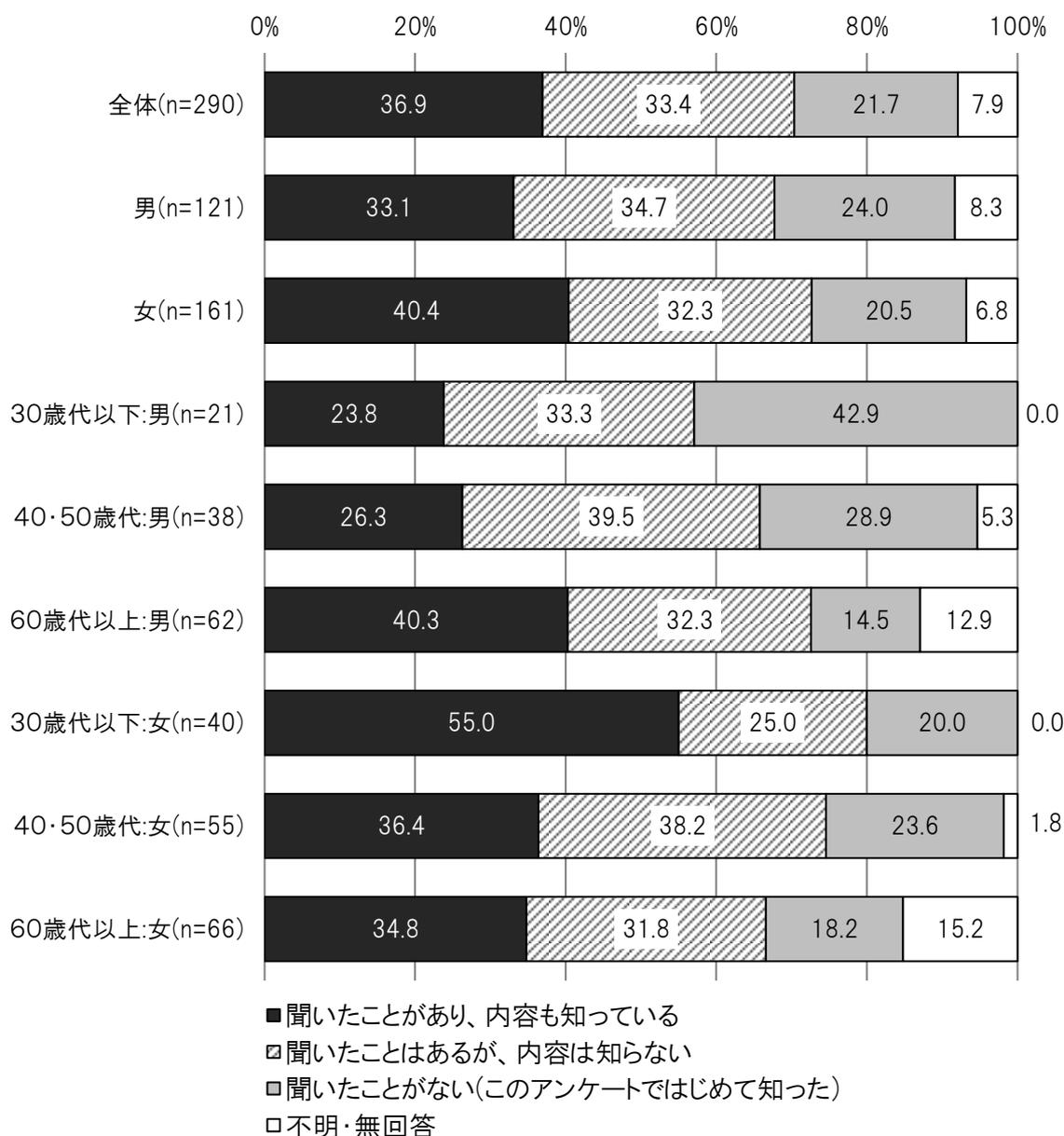
- ・ 現状の制度などから対応できること、できないことを整理して明確にして、事前に公表しておく。
- ・ 分からない。
- ・ 保育園、小学校の子どもたちからの教育。
- ・ 個人の意識改革。
- ・ 無理なジェンダー・LGBT は必要なし。
- ・ 学生のうちにそういう話題を考える機会を設ける。
- ・ LGBT はプロパガンダと知るべき。
- ・ 差を解消するべきではない。
- ・ どの様な取り組みを行っても偏見は無くならないので、LGBT の人達はコミュニティを作り、その中で生きて行く方が良い。
- ・ もう殆どの所で研修等をやられていると思っていた。清川村はまだやっていない？
- ・ ムラ意識の強い本村においては、何を提言したところで徒労に感じます。まずは役場内のパワハラ解消、不透明な事業推進方法等を改めて頂きたい。
- ・ 今迄この分野の問題に直面した事が無いので良く分からないが、基本的に人権を大切に出来る人に育てるには、学校、企業での継続的に教える事が重要ではないかと思えます。

問23 【男女共同参画社会】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇は1つ)

「男女共同参画社会」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがあります、内容も知っている」が36.9%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が33.4%、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が21.7%となっています。

性別にみると、男では「聞いたことはあるが、内容は知らない」が34.7%、女では「聞いたことがあります、内容も知っている」が40.4%と、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が42.9%、40・50歳代:男女では「聞いたことはあるが、内容は知らない」、その他の性年代では「聞いたことがあります、内容も知っている」が、それぞれ最も多くなっています。また、同年代の男女で比べると、30歳代以下における「聞いたことがあります、内容も知っている」や「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」の性差が20~30ポイント台と、特に多くなっています。

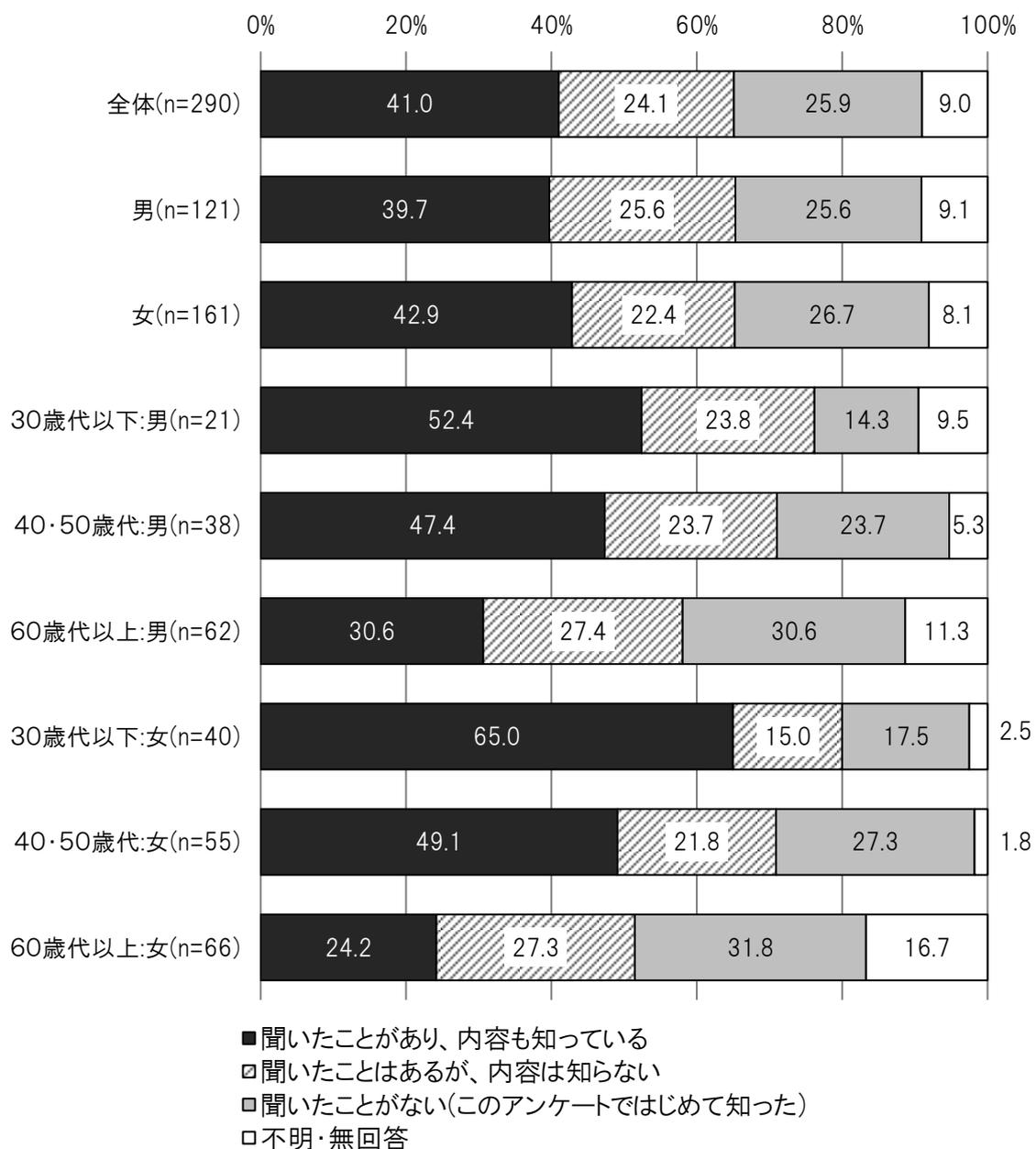


問23 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇は1つ)

「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがあり、内容も知っている」が41.0%と最も多く、次いで「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が25.9%、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が24.1%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがあり、内容も知っている」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、男女ともに50歳代以下では「聞いたことがあり、内容も知っている」、60歳代以上:男では「聞いたことがあり、内容も知っている」及び「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」、60歳代以上:女では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに年代が上がるにつれて、「聞いたことがあり、内容も知っている」が減少傾向、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が増加傾向となっています。

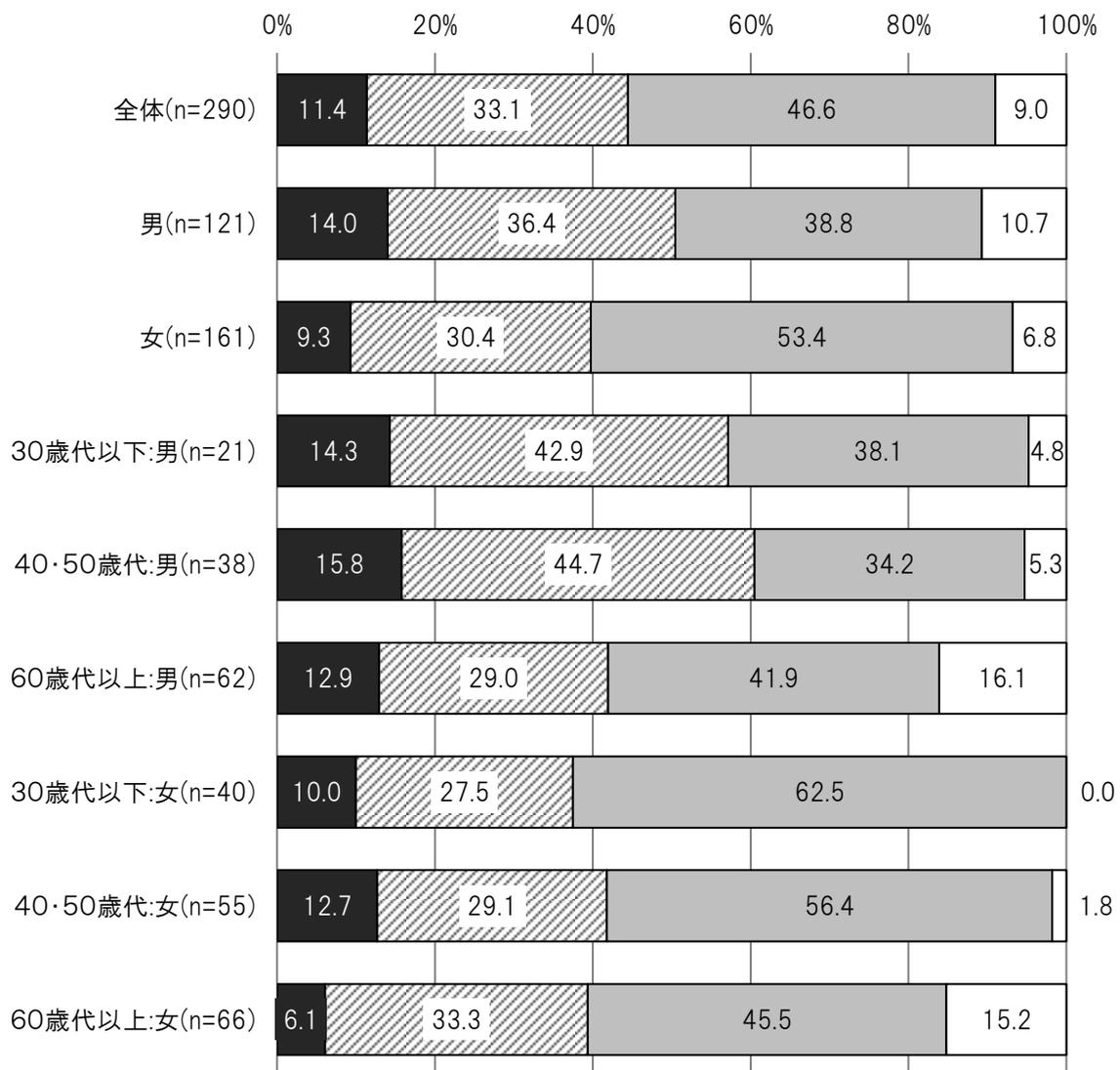


**問23 【ポジティブ・アクション(積極的改善措置)】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。
(〇は1つ)**

「ポジティブ・アクション(積極的改善措置)」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が46.6%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が33.1%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が11.4%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、50歳代以下:男では「聞いたことはあるが、内容は知らない」、その他の性年代では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。



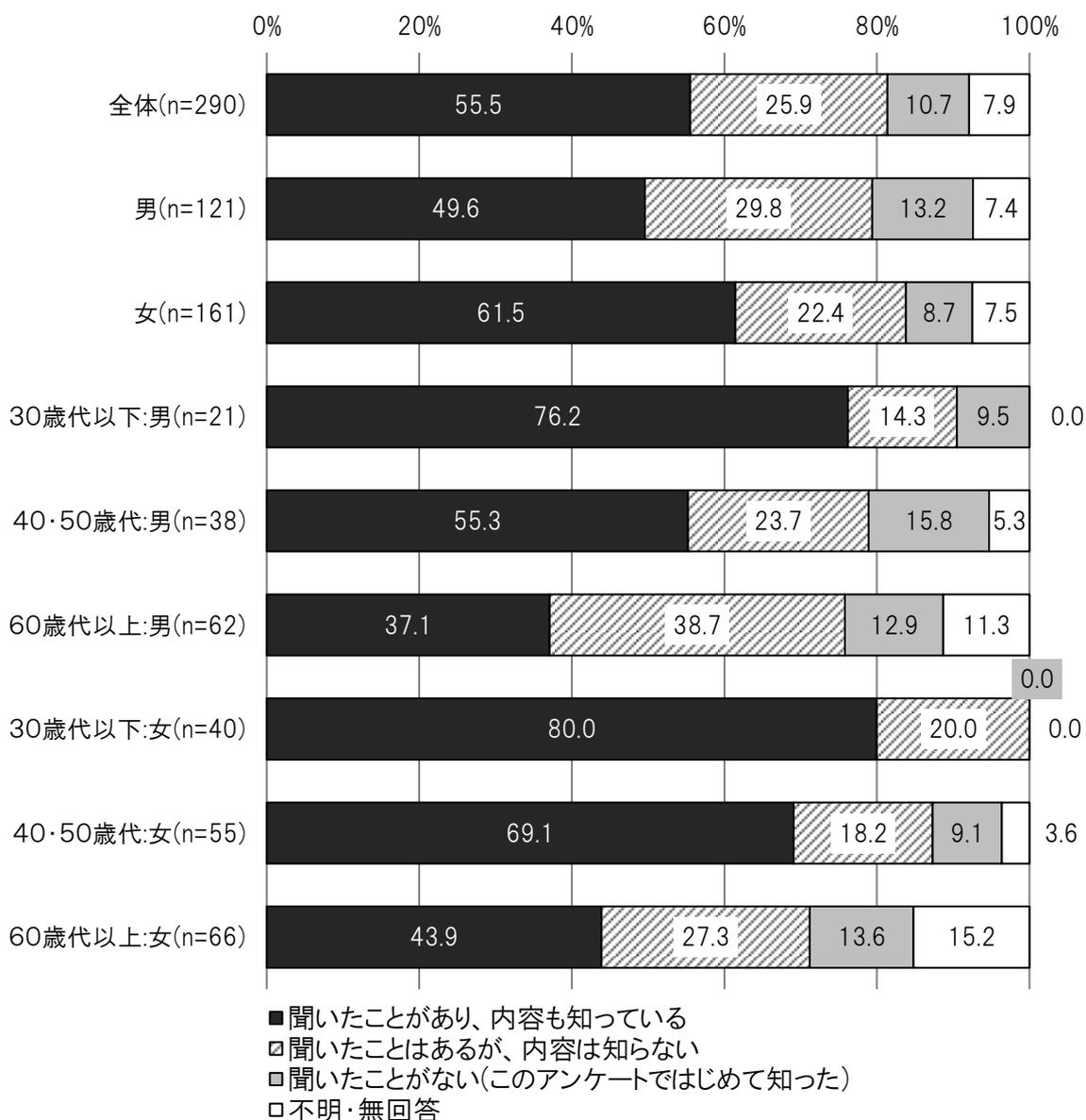
- 聞いたことがあり、内容も知っている
- ▨ 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)
- 不明・無回答

問23 【ジェンダー(文化的・社会的につくられた性差)】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇は1つ)

「ジェンダー(文化的・社会的につくられた性差)」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがあり、内容も知っている」が55.5%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が25.9%、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が10.7%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがあり、内容も知っている」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、60歳代以上:男では「聞いたことはあるが、内容は知らない」、その他の性年代では「聞いたことがあり、内容も知っている」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに年代が上がるにつれて、「聞いたことがあり、内容も知っている」が減少傾向となっています。

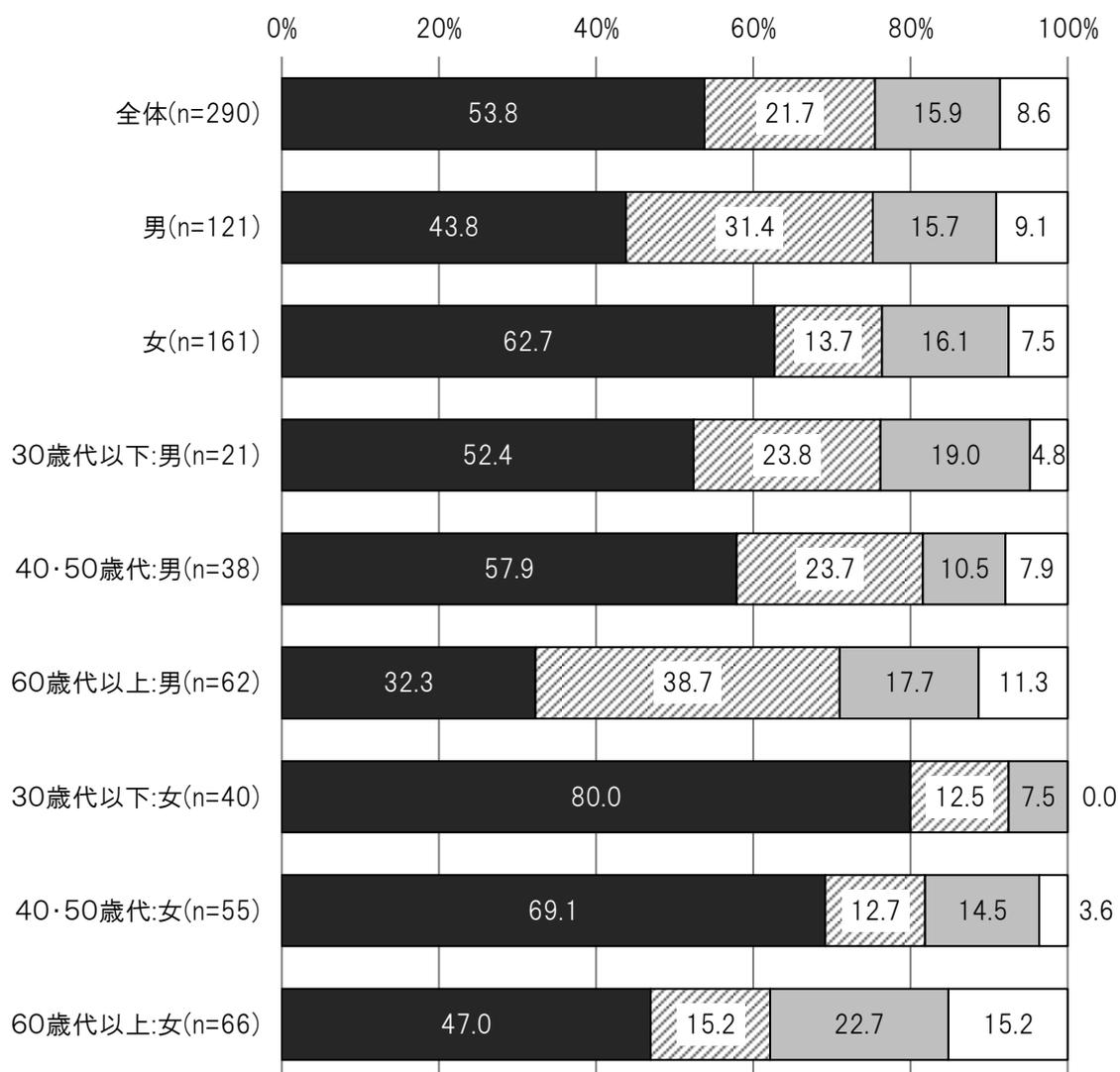


問23 【LGBT等(性的少数者)】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇は1つ)

「LGBT 等(性的少数者)」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがあります、内容も知っている」が53.8%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が21.7%、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が15.9%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがあります、内容も知っている」が、それぞれ最も多くなっており、特に女では62.7%と、男と比べて18.9ポイント多くなっています。

性年代別にみると、60歳代以上：男では「聞いたことはあるが、内容は知らない」、その他の性年代では「聞いたことがあります、内容も知っている」が、それぞれ最も多くなっています。また、同年代の男女で比べると、いずれの年代においても、「聞いたことがあります、内容も知っている」が、男と比べて女で多くなっています。



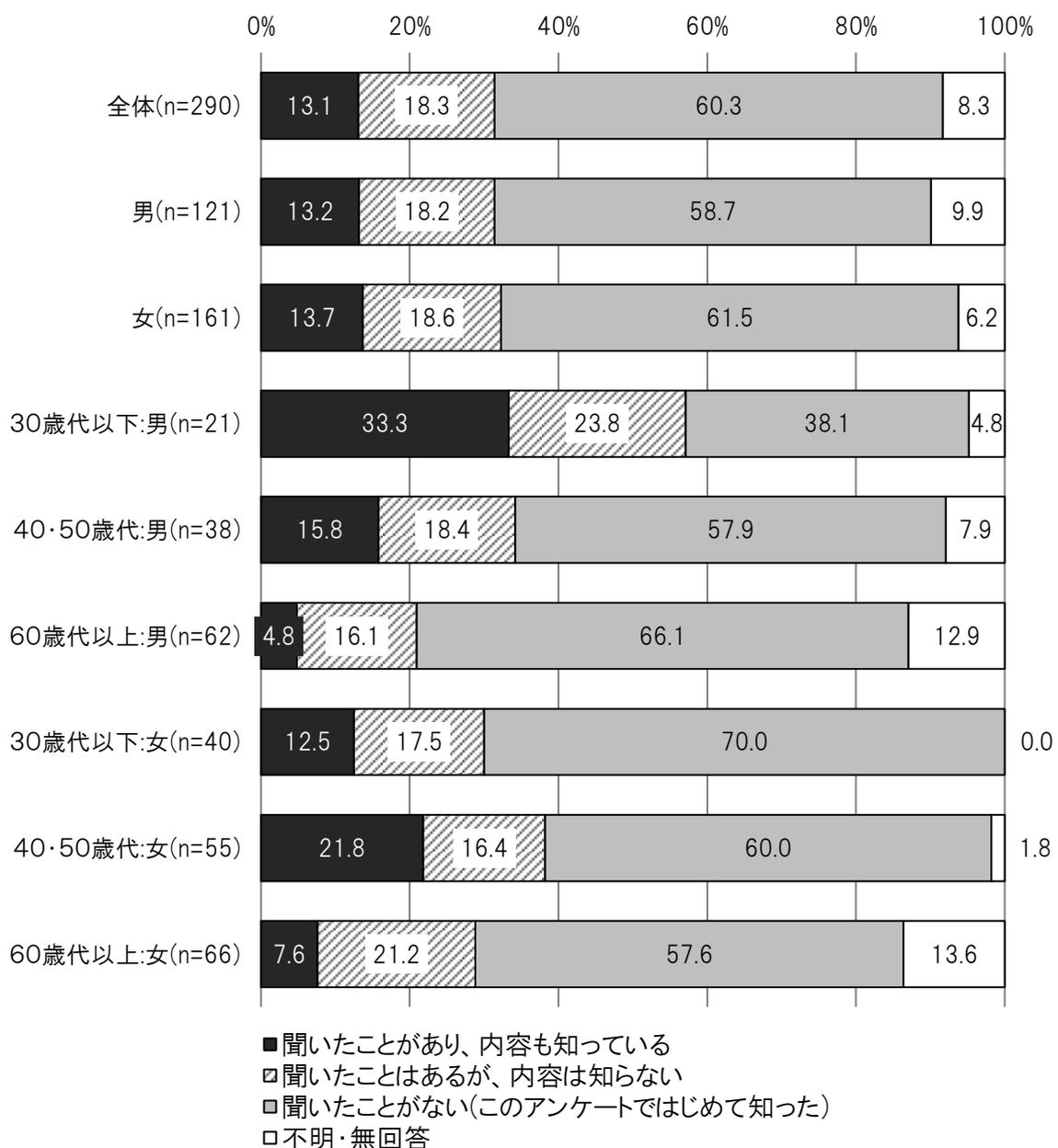
- 聞いたことがあります、内容も知っている
- ▨ 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)
- 不明・無回答

問23 【アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇は1つ)

「アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が60.3%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が18.3%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が13.1%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。また、30歳代以下:男では「聞いたことがあり、内容も知っている」が33.3%と、他の性年代と比べて多くなっています。

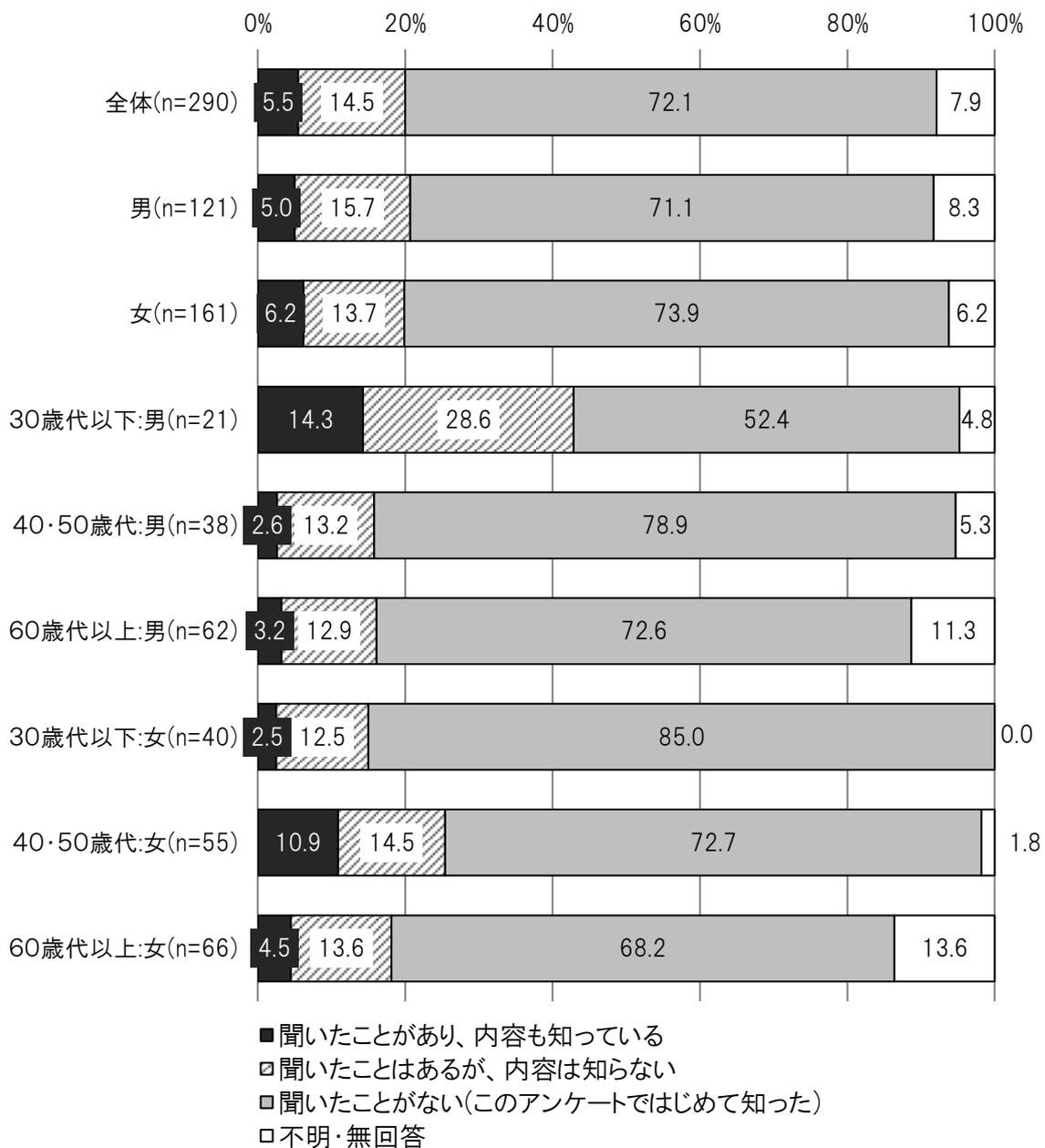


問23 【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇は1つ)

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が72.1%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が14.5%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が5.5%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。また、30歳代以下:男では「聞いたことがあり、内容も知っている」及び「聞いたことはあるが、内容は知らない」の合計が42.9%と、他の性年代と比べて多くなっています。

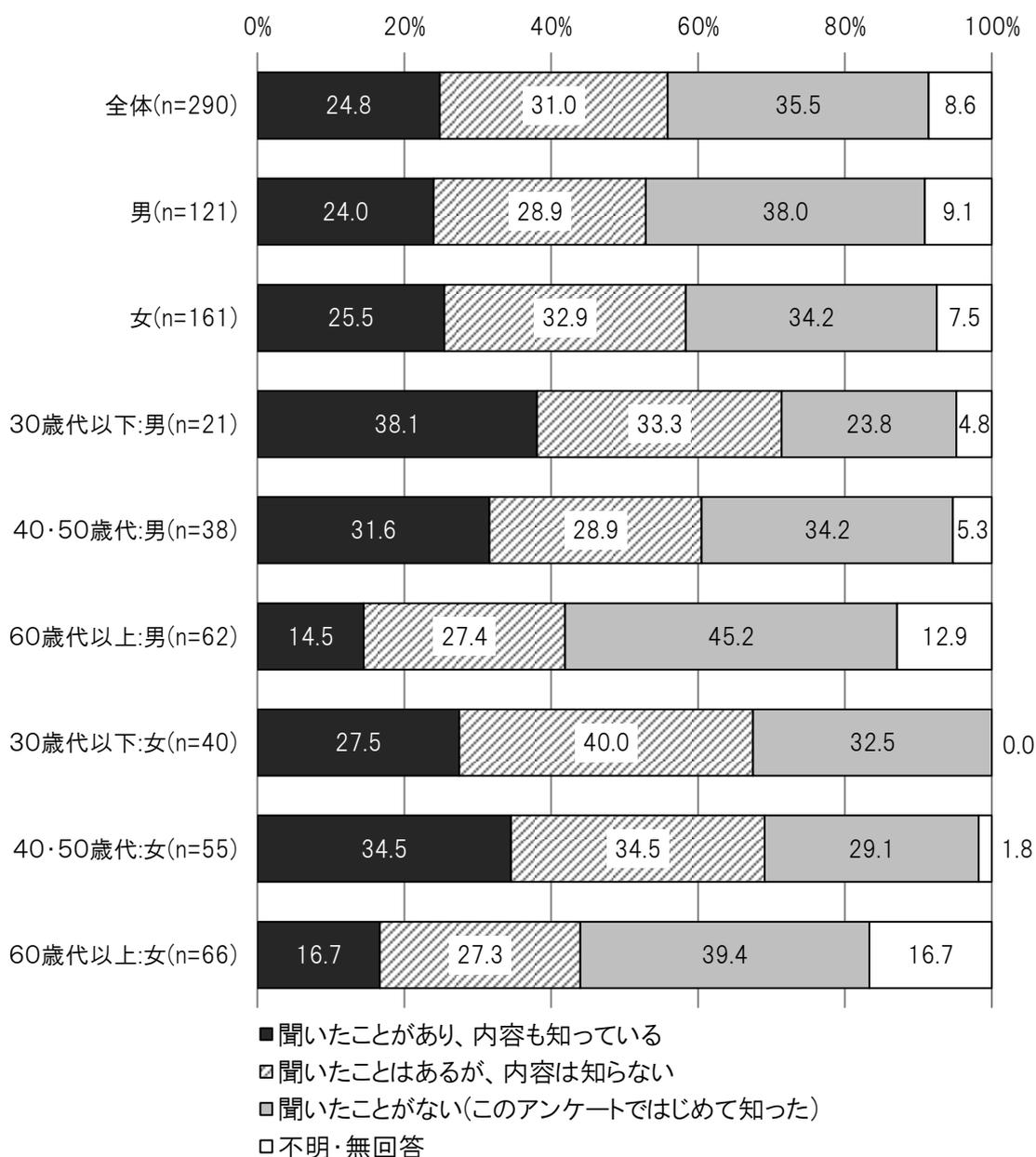


**問23 【ダイバーシティ(多様性を受容すること)】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。
(〇は1つ)**

「ダイバーシティ(多様性を受容すること)」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が35.5%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が31.0%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が24.8%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男では「聞いたことがあり、内容も知っている」、40歳代以上:男及び、60歳代以上:女では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」、30歳代以下:女では「聞いたことはあるが、内容は知らない」、40・50歳代:女では「聞いたことがあり、内容も知っている」及び「聞いたことはあるが、内容は知らない」が、それぞれ最も多くなっています。また、男では年代が上がるにつれて、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が増加傾向、女では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が50歳代以下では概ね同水準となっていますが、60歳代以上で増加しています。

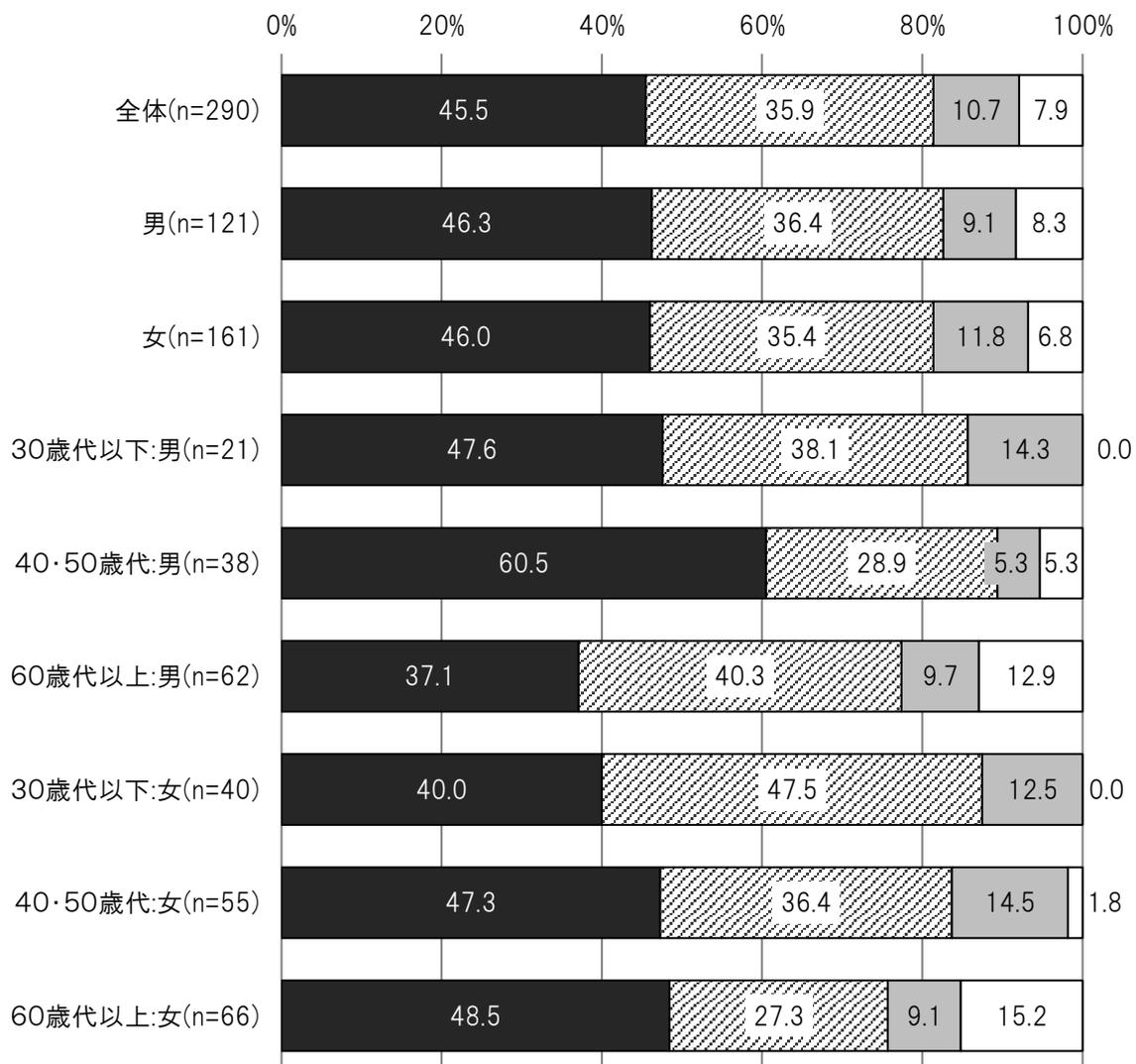


問23 【DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(○は1つ)

「DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがあり、内容も知っている」が45.5%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が35.9%、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が10.7%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがあり、内容も知っている」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、50歳代以下:男及び、40歳代以上:女では「聞いたことがあり、内容も知っている」、その他の性年代では「聞いたことはあるが、内容は知らない」が、それぞれ最も多くなっており、特に40・50歳代:男では「聞いたことがあり、内容も知っている」が60.5%と、他の性年代と比べて多くなっています。



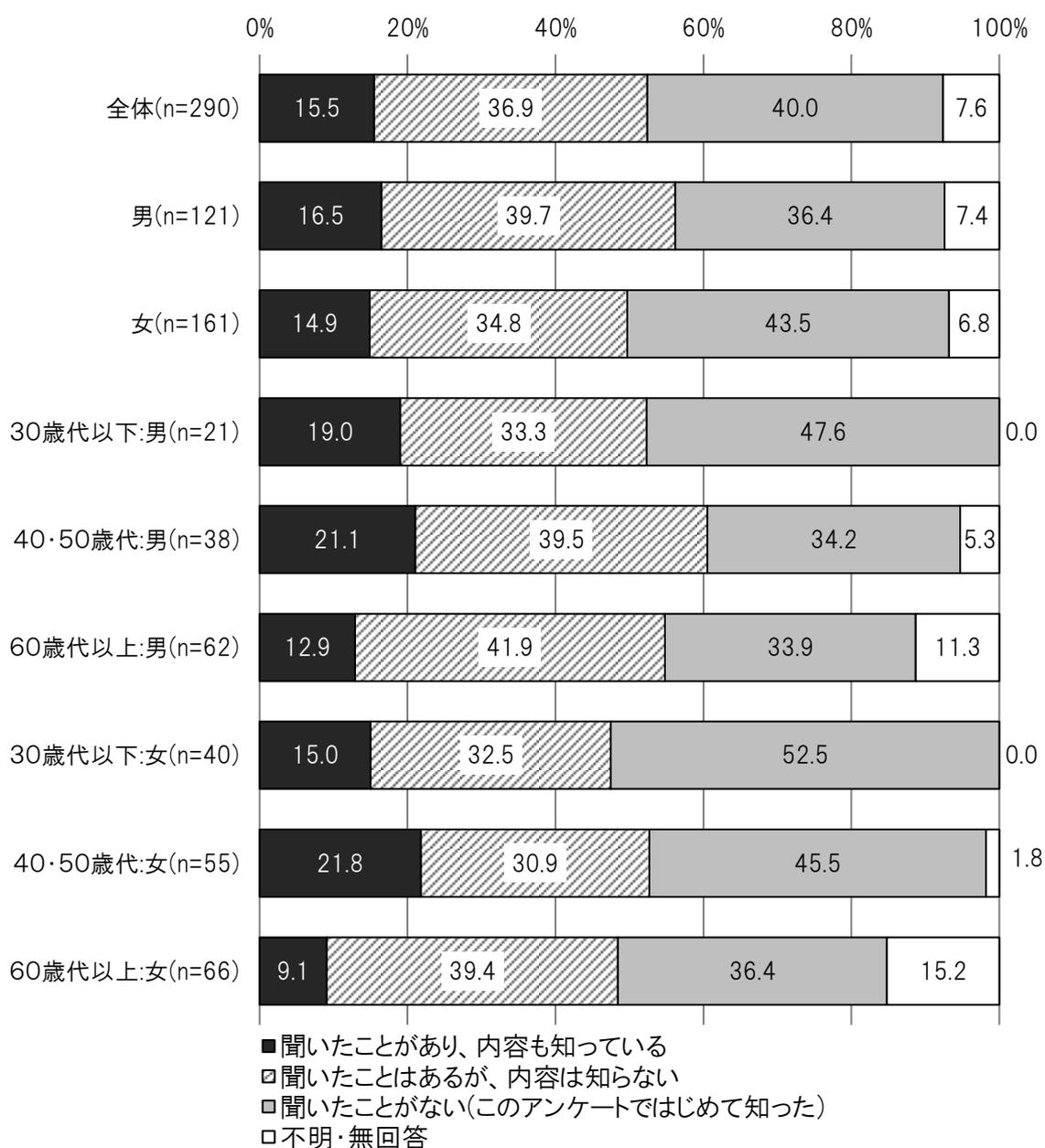
- 聞いたことがあり、内容も知っている
- ▨ 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)
- 不明・無回答

問23 【女性活躍推進法】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇は1つ)

「女性活躍推進法」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が40.0%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が36.9%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が15.5%となっています。

性別にみると、男では「聞いたことはあるが、内容は知らない」、女では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下:男及び、50歳代以下:女では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」、その他の性年代では「聞いたことはあるが、内容は知らない」が、それぞれ最も多くなっています。また、男女ともに40・50歳代では「聞いたことがあり、内容も知っている」が2割台と、他の性年代と比べて多くなっています。

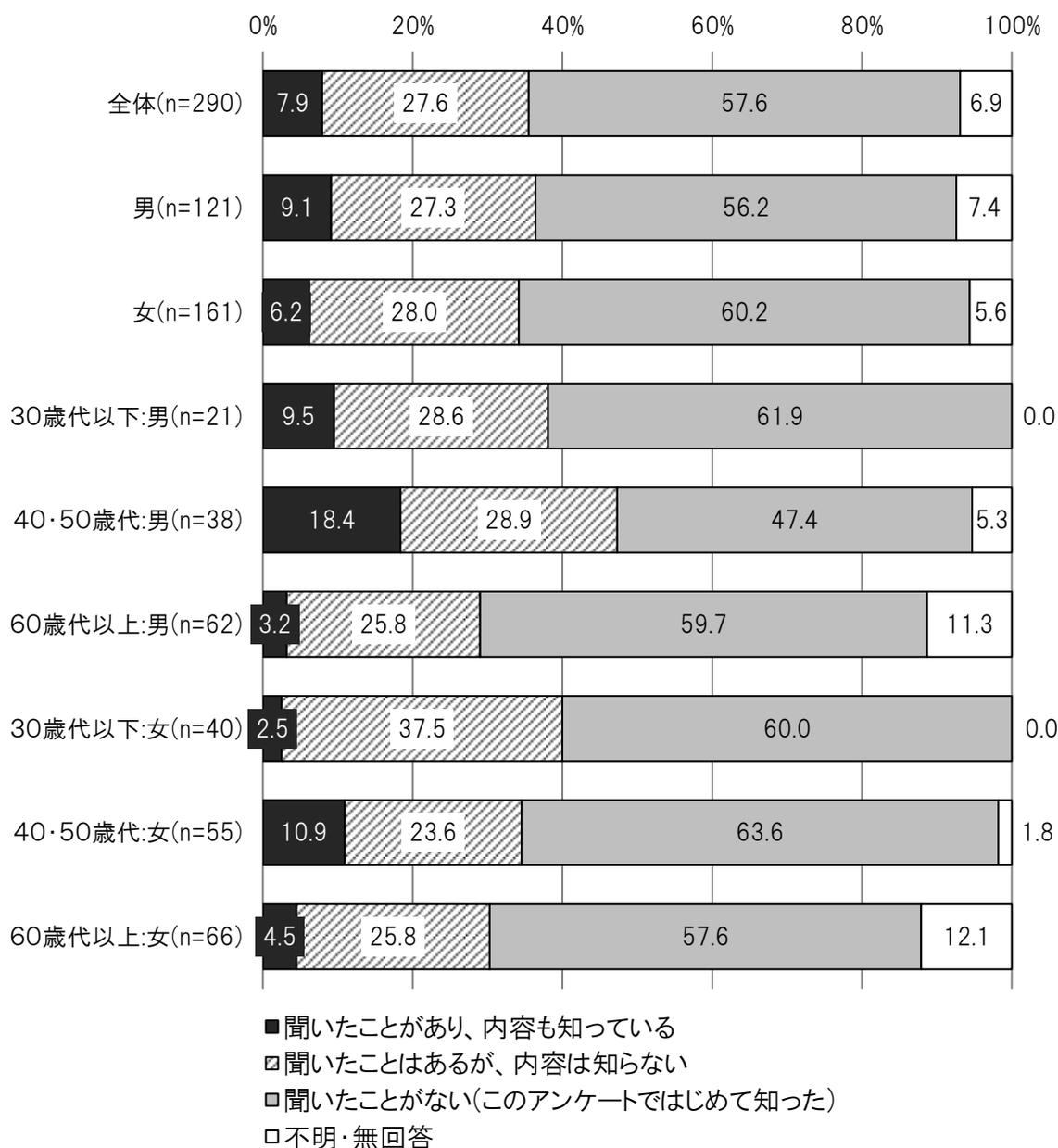


問23 【女性支援新法】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。(〇は1つ)

「女性支援新法」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が57.6%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が27.6%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が7.9%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、いずれの性年代においても「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。また、40・50歳代:男では「聞いたことがあり、内容も知っている」が18.4%と、他の性年代と比べて多くなっています。

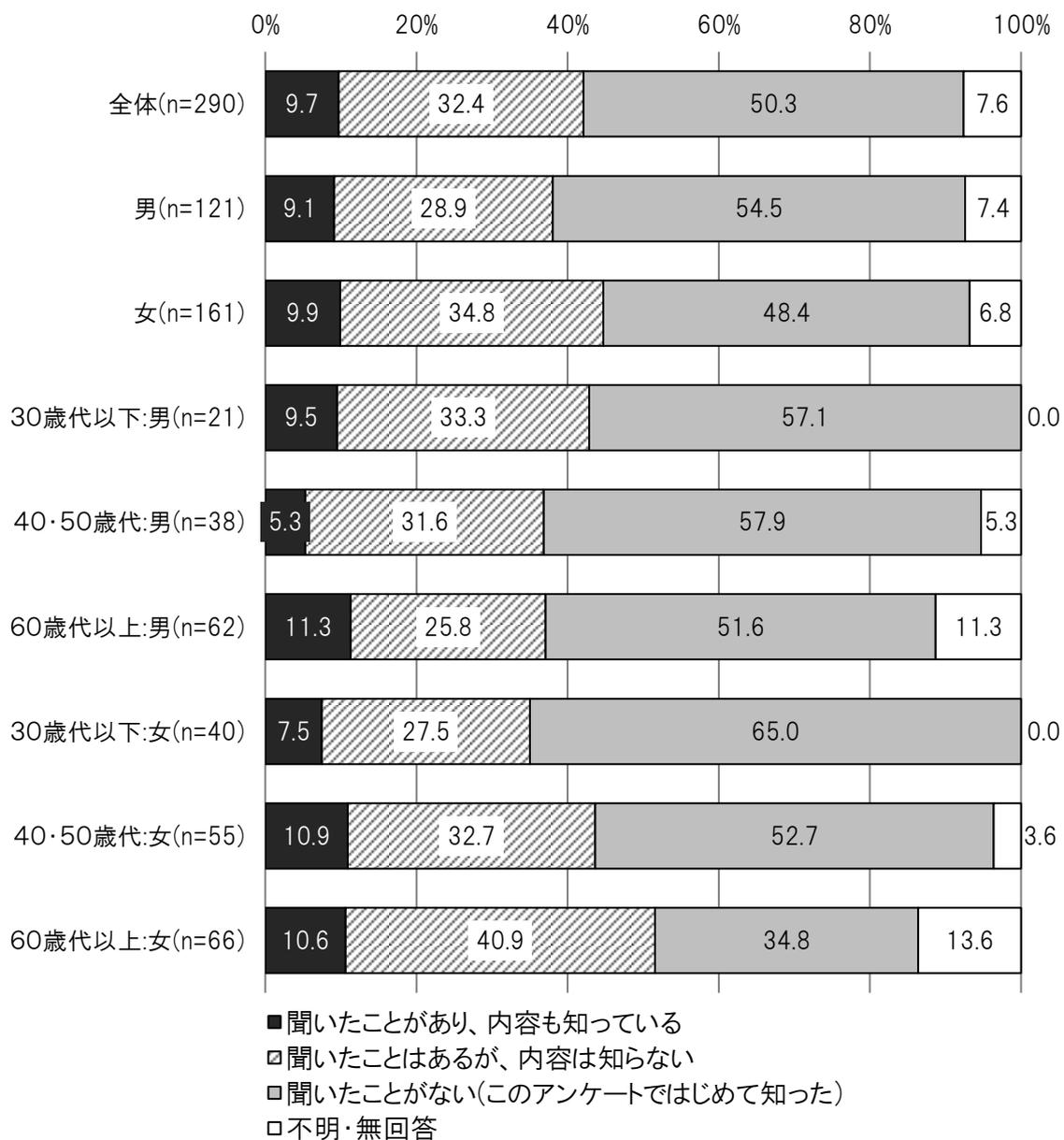


**問23 【清川村男女共同参画基本計画】あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。
(〇は1つ)**

「清川村男女共同参画基本計画」の認知度についてみると、全体では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が50.3%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が32.4%、「聞いたことがあります、内容も知っている」が9.7%となっています。

性別にみると、男女ともに「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、60歳代以上:女では「聞いたことはあるが、内容は知らない」、その他の性年代では「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では年代が上がるにつれて「聞いたことはあるが、内容は知らない」が増加傾向、「聞いたことがない(このアンケートではじめて知った)」が減少傾向となっています。

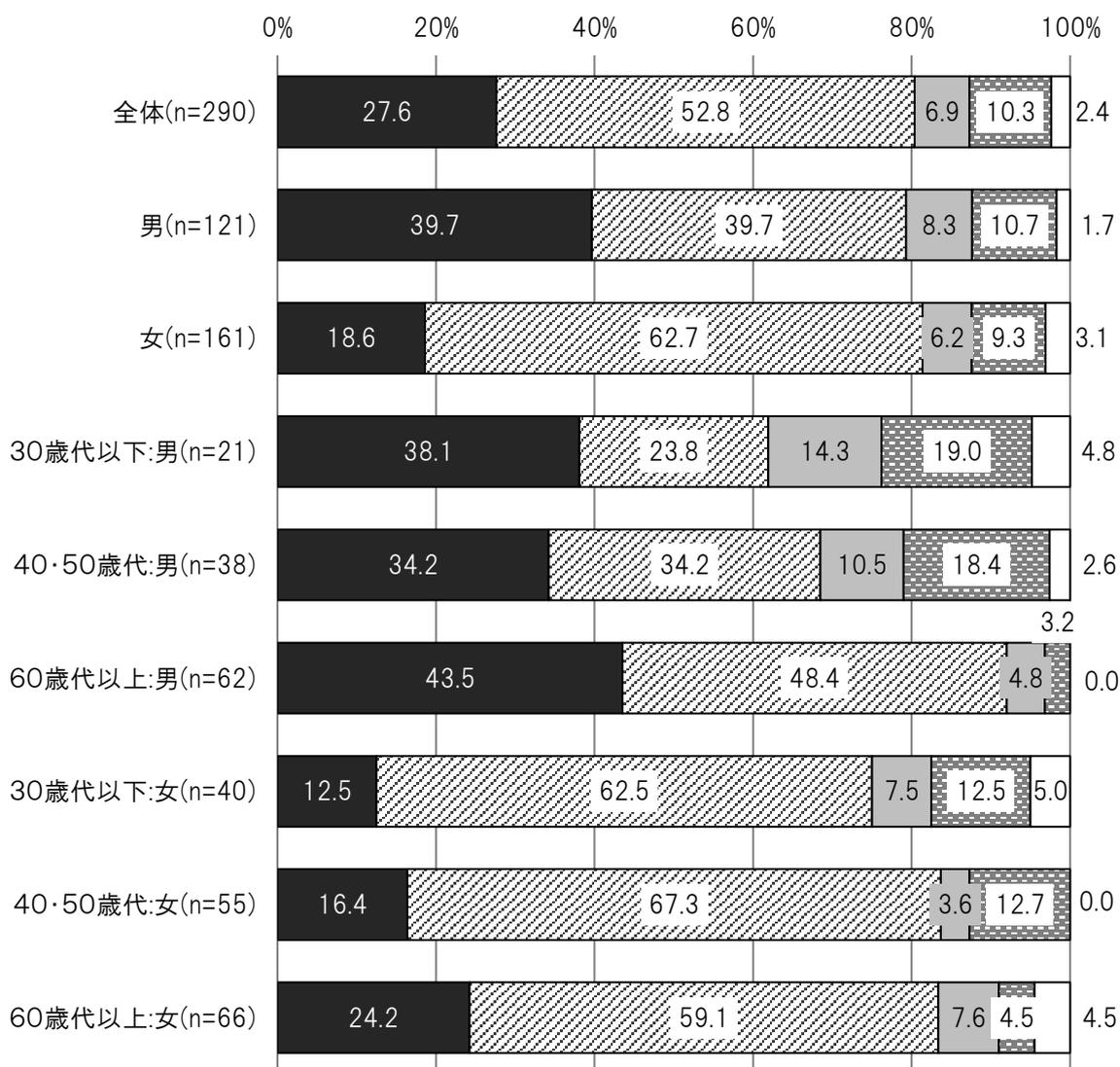


問24 消防団への女性の参画について、どうお考えですか。(〇は1つ)

消防団への女性の参画に対する考えについてみると、全体では「女性が参画することは賛成だが、活動にむずかしいことがある」が52.8%と最も多く、次いで「女性も積極的に参加する方がよい」が27.6%、「わからない」が10.3%となっています。

性別にみると、男では「女性も積極的に参加する方がよい」及び「女性が参画することは賛成だが、活動にむずかしいことがある」、女では「女性が参画することは賛成だが、活動にむずかしいことがある」が、それぞれ最も多くなっています。

性年代別にみると、30歳代以下：男では「女性も積極的に参加する方がよい」、40・50歳代：男では「女性も積極的に参加する方がよい」及び「女性が参画することは賛成だが、活動にむずかしいことがある」、その他の性年代では「女性が参画することは賛成だが、活動にむずかしいことがある」が、それぞれ最も多くなっています。



- 女性も積極的に参加する方がよい
- ▨女性が参画することは賛成だが、活動にむずかしいことがある
- 男性に任せた方がよい
- ▩わからない
- 不明・無回答

問25 避難所における男女共同参画について、具体的にどのようなことが必要だと思いますか。
(すべてに○)

避難所における男女共同参画に向けて必要だと思うことについてみると、全体では「男女別のトイレや授乳室など、避難者のニーズに配慮する」が81.0%と最も多く、次いで「避難所の運営等について、男性と女性がともに参加する」が76.2%、「避難生活上の問題を受け付ける窓口を設定する」が56.6%となっています。

性別にみると、男女ともに「男女別のトイレや授乳室など、避難者のニーズに配慮する」が、それぞれ最も多くなっています。また、女では「避難生活上の問題を受け付ける窓口を設定する」が62.7%と、男と比べて13.9ポイント多くなっています。

性年代別にみると、40・50歳代:男及び、60歳代以上:女では「避難所の運営等について、男性と女性がともに参加する」、60歳代以上:男では「避難所の運営等について、男性と女性がともに参加する」及び「男女別のトイレや授乳室など、避難者のニーズに配慮する」、その他の性年代では「男女別のトイレや授乳室など、避難者のニーズに配慮する」が、それぞれ最も多くなっています。

%	男性 避難 と 女性 の 運 営 等 に つ き 加 わ る	避 難 者 別 の ニ ー ズ に 配 慮 す る	男 性 は 力 を 出 し 、 女 性 は 力 を 出 し な い と い う 固 定 的 な 役 割 分 担 を な く す	避 難 生 活 上 の 問 題 を 受 け 付 け る 窓 口 を 設 定 す る	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体(n=290)	76.2	81.0	47.6	56.6	4.1	1.4
男(n=121)	76.0	78.5	45.5	48.8	2.5	0.8
女(n=161)	76.4	83.2	48.4	62.7	4.3	1.2
30歳代以下:男(n=21)	52.4	71.4	52.4	19.0	0.0	4.8
40・50歳代:男(n=38)	78.9	76.3	36.8	65.8	5.3	0.0
60歳代以上:男(n=62)	82.3	82.3	48.4	48.4	1.6	0.0
30歳代以下:女(n=40)	67.5	87.5	32.5	50.0	12.5	0.0
40・50歳代:女(n=55)	74.5	85.5	41.8	60.0	3.6	0.0
60歳代以上:女(n=66)	83.3	78.8	63.6	72.7	0.0	3.0

問25 「その他」の自由記述結果

- ・ 犯罪対策
- ・ プライバシー、ストレス、対策。
- ・ 思いやり、助け合い。
- ・ 男性による(女性にもありますが)性被害などが避難所では心配なので、全体を見回す役割の人を配置した方が良いと思う。
- ・ 男女関係無く、出来る事をすれば良いと思う。
- ・ 性別に関係なく出来る人が出来る事を行い、協力し合う事が大切。
- ・ 情報の発信と素早い行政行動と対応。
- ・ 参加者の性別に関わらず参加したい、出来る人が参加出来るようにする。
- ・ 防犯対策も大事。それに伴いトイレ、授乳室、運営を考えて下さい。男女問わず、避難所には犯罪者が多くなります。
- ・ 若い世代から意見が出ないことを隠れ蓑にせず、積極的に若い世代に聞き取る方法を考えた方が良い。
- ・ 石破首相が言っていた避難所が快適ではないことに尽きるので、普通に生活しているところに最初から入れるよう、計画、準備を行って欲しい。神奈川県で被災したら他の地域の用意したホテル、宿泊施設、仮設住宅に一時移住しても仕方が無いと思います。いつどこで被災するか分からない世の中なので、自治体はある程度の施設を確保していく必要がある。建てるのではなく、既存の施設(ホテル、旅館、民宿、空き住宅等)を常日頃から用意して欲しい。体育館やテントに非難しても苦痛しか無いと思うし、今迄はそういう所しか用意しなかった。

3. 調査票

清川村男女共同参画※に関する調査

～アンケート調査のご協力のお願い～

村民の皆様には、日頃から村政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、清川村では、「清川村男女共同参画基本計画」を策定し、基本理念である「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」に向けた取組を進めてきました。

この度、計画期間である令和7年度を迎えるにあたり、村民の皆様の暮らしや意識の変化を調査し、次期「第2次清川村男女共同参画基本計画」の策定へと積極的に盛り込むため、村内にお住まいの18歳以上の方の中から、830人を無作為に選ばせていただき、「清川村男女共同参画に関する調査」へのご回答をお願いする次第です。

お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理し、村政運営以外の目的で使用することはありません。

年度末のお忙しいところ大変恐縮ではございますが、本調査の目的および趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和7年3月

清川村長 岩澤 吉美

※ 「男女共同参画社会」とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

- ① 回答には、原則とし **《回答にあたってのお願い》** の事情でご本人が回答できない場合は、ご家族またはご本人と日常最もよく関わっておられる方がお答えください。
- ② お答えは、あてはまる番号を○で囲んでください。
「その他」の場合は、番号を○で囲み、()内になるべく具体的にご記入ください。
- ③ お答えは、黒のボールペンまたは濃い鉛筆・シャープペンシルで記入してください。
- ④ 質問で(○は1つ)の場合は選択肢の中から1つだけお選びください。
(○は3つまで)の場合は、あなたの考えに近いもの上位3つをお選びください。
- ⑤ 記入が終わりましたら、この調査票を同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、無記名のまま、切手をはらずに**令和7年3月28日(金)**までに投函してください。

このアンケートは、パソコンやスマートフォンからもご回答いただけます。
インターネットでご回答の方は、URLもしくは右の二次元コードから回答用フォームを開いてご回答ください。



URL https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/144029-u/offer/offerList_detail?tempSeq=91493

お問い合わせ先

清川村教育委員会事務局 生涯学習課 電話：046-288-3733(直通)
FAX：046-288-1262 E-mail：iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

【あなた自身のことについて】

(令和7年3月1日現在で、お答えください。)

問1 性別 (〇は1つ)

1. 男	2. 女	3. その他
------	------	--------

問2 年齢 (〇は1つ)

1. 10歳代	2. 20歳代	3. 30歳代	4. 40歳代
5. 50歳代	6. 60歳代	7. 70歳以上	

【家庭生活について、お伺いします。】

問3 あなたの家庭では、料理や後片付け、掃除、洗濯、子どもの世話や介護といった家事を誰が主に行っていますか。当てはまるものを1つだけ、お答えください。 (〇は1つ)

1. ほとんど女性が行っている
2. ほとんど女性の役割になっているが、男性がたまに手伝っている
3. 役割分担を決めて役割を分けており、女性の分担が大きい
4. 役割分担を決めて役割を分けており、同じくらいの分担で行っている
5. 役割分担を決めて役割を分けており、男性の分担が大きい
6. ほとんど男性の役割になっているが、女性がたまに手伝っている
7. ほとんど男性が行っている
8. 一人暮らし、男性・女性だけの世帯であるなど、以上に該当しない
9. その他 ()

問4 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。あなたの考えに最も近いものから2つまで、お答えください。 (〇は2つまで)

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
2. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること
3. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること
4. 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
5. その他 ()
6. 特に必要なことはない

問9 一般的に女性が仕事を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。1～7の中から、あなたの考えに最も近いものを1つだけ、お答えください。(○は1つ)

1. 女性は職業を持たない方がよい
2. 結婚するまでは職業を持つ方がよい
3. 子どもができるまでは、職業を持つ方がよい
4. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
5. 子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい
6. その他 ()
7. わからない

問10 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは、何だと思えますか。あなたの考えに最も近いものから2つまで、お答えください。(○は2つまで)

1. 保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備
2. 介護等とのダブルケアに対応するための支援の充実
3. 男性の家事参加や家事労働の内容と時間への理解
4. 女性が働き続けることへの周囲の理解や意識改革
5. 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
6. 職場における育児との両立支援制度の充実
7. 短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入
8. その他 ()
9. 特にない
10. わからない

【女性活躍の支援について、お伺いします。】

問11 男女がともに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思えますか。あなたの考えに最も近いものから3つまで、お答えください。(○は3つまで)

1. 職場において、男女ともに育児・介護休暇などを取りやすくする
2. 保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる
3. ホームヘルパー制度など福祉サービスを充実させる
4. 気軽に相談できる制度をつくる
5. パートタイマー・派遣の給与や将来の老後の保障をよくする
6. 在宅勤務やフレックスタイム(時間差出勤)をとりいれる
7. 労働時間を短くする
8. 再就職等の支援を充実させる
9. 家族で家事の分担を行う
10. その他 ()
11. わからない

【 村の取組について、お伺いします。 】

問 19 男女共同参画社会の実現に向け、今後、清川村はどのようなことに力を入れたほうがよいと思いますか。あなたの考えに近いものから3つまで、お答えください。（〇は3つまで）

<ol style="list-style-type: none"> 1. 講演会、パンフレット作成等、男女共同参画に関する情報提供と啓発活動 2. 学校での男女平等教育の推進 3. 相談窓口の充実（就業・法律・育児・教育など） 4. 保育環境の充実や子育て支援の充実 5. 健康づくり支援（健康診断、健康講座）の充実 6. 福祉や生活困窮で困難な状況を抱える人への支援の充実 7. セクシュアル・ハラスメント（職場などにおける性的な嫌がらせ）対策 8. ドメスティック・バイオレンス（配偶者・恋人などパートナーとの間の暴力）対策 9. 職場における男女平等意識の高揚 10. 就労のための相談や情報提供 11. 就業で役立つ訓練・相談の実施 12. 審議会・委員会などへの女性の登用の推進 13. その他 14. 特にない 15. わからない
<p>-----</p> <p>上記1～13の具体的な内容があればご自由にお書きください</p>

問 20 清川村では、令和4（2022）年度から新たな取組として、男女共同参画に関する講演会を開催しています。下記のテーマも参考に、講演会を知っていたかと、今後の参加意向についてお答えください。（それぞれ〇は1つ）

知っていたか（1～3いずれかに〇）	今後の参加意向（1～3いずれかに〇）
<ol style="list-style-type: none"> 1. 講演会に参加したことがある 2. 参加したことは無いが、知っていた 3. 知らなかった 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 参加したい 2. テーマによっては参加したい 3. 参加したいと思わない

↓

具体的に興味があるテーマがあれば、お答えください（参加意向で1・2とお答えの方）

（参考）これまでの講演会の講師とテーマ

令和4年度	講師：田中俊之氏「男性学の視点から男女共に生きやすい社会を考える」
令和5年度	講師：宮丸みゆき氏「女性の視点で考える家族の防災」
令和6年度	講師：越智方美氏「ジェンダー×SDGs 基本のき」

【男女平等の意識について、お伺いします。】

問 21 次の各分野で男性と女性の地位は平等になっていると思いますか。1～6の中から、あなたの考えに最も近いものを1つだけ、お答えください。（各項目〇は1つ）

項 目	男性の方が、非常に優遇されている	どちらかといえば、男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば、女性の方が優遇されている	女性の方が、非常に優遇されている	わからない
(ア) 家庭生活	1	2	3	4	5	6
(イ) 職場	1	2	3	4	5	6
(ウ) 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
(エ) 地域活動の場	1	2	3	4	5	6
(オ) 政治の場	1	2	3	4	5	6
(カ) 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
(キ) 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
(ク) 社会全体で見た場合	1	2	3	4	5	6



【ジェンダーの視点の推進や多様な性のあり方に対する支援について、お伺いします。】

問 22 近年、文化的・社会的につくられた性差である「ジェンダー」に着目し、LGBT 等を含めた多様な性のあり方に対して、差別や偏見、不平等を解消するための取組が広がりつつあります。

清川村においても、こうした取組を進める際に、特に力を入れて取り組むべきだと思われるものをお答えください。(〇はいくつでも)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員研修や対応マニュアルの作成による、役場窓口での対応の質の向上 2. 学校教職員等へのジェンダー・LGBT等に関する研修の実施 3. 村民に対する、ジェンダー・LGBT等についての啓発・講演等の実施 4. 神奈川県が行う相談支援*に関する広報 5. その他 () |
|--|

神奈川県が行っている、ジェンダーに関する相談支援

名称	内容
性的マイノリティ派遣型個別専門相談 「かながわ SOGI 派遣相談」	SOGI（性的指向と性自認）に関する相談を、臨床心理士など専門相談員がご相談者のもとに伺ってお受けします。相談料は無料です。 会場は、県内の最寄りの公共施設（相談者が一般の方の場合）です。 電話 045-210-3637（福祉子どもみらい局共生推進本部室人権・同和グループ）にてお申込みいただけます。
かながわ性的マイノリティ相談 LINE	県内の性的マイノリティの方やその関係者等を対象に、性自認や性的指向等についての悩み、不安など、様々な相談を無料でお受けします。 LINE アプリのホーム画面の検索で、ID「@kanagawa-LGBTQ」を検索して追加いただけます。

※相談内容の詳細や注意点等については、県のホームページをご覧ください。

◆ジェンダー平等とは（「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）概要版」より）

生物学的性別（セックス）に対して、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼びます。ジェンダー間のさまざまな格差（教育、収入、社会的地位など）は、本来の能力とは関係ない社会的構造から生まれた固定的性別役割が増幅していった結果であり、そうした社会的性差による不均衡・差別や偏見を意識的に解消しようという意図で「ジェンダー平等」という用語が用いられるようになりました。

プランにおいては、ジェンダー、ジェンダー平等を次のように整理します。

ジェンダー	生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された性差に着目する表現。 男性、女性という二つだけの性に人々をはめ込まず、世の中には多様な性のグラデーションがあることについて注意喚起を促す概念でもある。
ジェンダー平等	「男女共同参画」と比べ、次の点に焦点を当てていることが特徴 ・男性、女性だけではなく、性的マイノリティを含め、すべての人を対象とする ・機会の平等だけではなく、格差の解消に結びつくことも目指す

【 男女共同参画に関する用語について、お伺いします。 】

問 23 あなたは、次の言葉を聞いたことがありますか。1～3の中から、当てはまるものを1つだけ、お答えください。（それぞれ〇は1つ）

	聞いたことがあり、 内容も知っている	聞いたことはあるが、 内容は知らない	聞いたことがない (このアンケートで はじめて知った)
(ア) 男女共同参画社会	1	2	3
(イ) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
(ウ) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
(エ) ジェンダー（文化的・社会的につくられた性差）	1	2	3
(オ) LGBT等（性的少数者）	1	2	3
(カ) アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）	1	2	3
(キ) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ （性と生殖に関する健康・権利）	1	2	3
(ク) ダイバーシティ（多様性を受容すること）	1	2	3
(ケ) DV 防止法 （配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	1	2	3
(コ) 女性活躍推進法	1	2	3
(サ) 女性支援新法	1	2	3
(シ) 清川村男女共同参画基本計画	1	2	3

◆（ウ） ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することです。

◆（カ） アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）とは

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みのことです。

例) 「性別」で任せる仕事や、役割を決めていることがある

男性から育児や介護休暇の申請があると、「奥さんは？」と咄嗟に思う

“親が単身赴任中です”と聞くと、まずは「父親」を思い浮かべる



◆（キ） リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）とは

生殖に関する「健康」と「権利」のことです。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産等が、「権利」としては、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」、「何人」、「子どもを産むか、産まないか」を決定する自由、性・生殖に関する適切な情報とサービスを得られる権利等が挙げられます。

◆（サ） 女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）とは

2024年の4月に施行された法律で、特に女性が社会生活の中で直面しやすい、経済的困窮やDV、性暴力被害等の課題に対応するために、相談支援等の体制を充実させることを位置づけています。

清川村第2次男女共同参画基本計画
策定に係るアンケート調査結果報告書
令和8年(2026年)1月

発行:清川村
編集:清川村教育委員会事務局 生涯学習課

〒243-0195 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地
TEL:046-288-3733

1月22日会議資料：計画素案

第2次清川村男女共同参画基本計画

令和8年度～令和12年度

男女が支え合い、
多様な生き方を認め合うきよかわの実現



令和8(2026)年3月
清川村

表紙裏
白紙ページ

はじめに

村長挨拶
掲載予定

白紙ページ

目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画をめぐる現状	2
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
第2章 現状と課題	6
1. 統計からみる清川村の現状	6
2. アンケート調査から見る清川村の現状	11
第3章 計画の内容	24
1. 計画の基本理念	24
2. 計画の体系	25
3. 基本目標・重点指標について	26
第4章 具体的取組	29
基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します	29
基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します	41
基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います	50
第5章 資料編	53
1. SDGsと本計画の関係について	53
2. 計画の推進体制	54
3. 計画の策定経過	55
4. 清川村社会教育委員条例	56
5. 社会教育委員会会議運営規則	57
6. 社会教育委員名簿	58

白紙ページ

第1章

計画の基本的考え方



1. 計画策定の趣旨

我が国においては、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を図るため、平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。しかし令和7（2025）年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数（GGI）は148か国中118位と、現状では、政治や行政、企業等における政策・方針決定の場への女性の参画は男性と比べて未だ少なく、地域における活動等についても、性別間での役割・負担の固定化がみられています。

また、女性版骨太の方針2025では、「いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持っていきられる社会の実現と、多様な地域で、多様な幸せを実現させ、活力ある日本を目指す。」とされています。一方で、近年では、ライフスタイルやジェンダーに対する認識の多様化等、男女共同参画に係る価値観にも変化が生じており、「多様な幸せ」の実現に向けた課題への対応が必要となってきます。

清川村（以下「本村」という。）では、「水と緑あふれる心のふるさと」を将来像とし、村民のみなさまと行政の協働の取組による、魅力のあふれるよりよい村づくりを推進しています。

この将来像の達成に向けた、本村における男女共同参画分野の個別計画として、また、人口減少社会を迎えるにあたって、個人が性別にとらわれることなく活躍できる男女共同参画社会の実現を目的として、「清川村男女共同参画基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法（平成11年）において、「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義されています。

本計画においても、この考えを採用しながら、本村における地域の現状を踏まえ、性別にとらわれることなく、個人・家庭・地域・職場や村政といったあらゆる場面において、活躍できる社会を目指すこととします。

2. 男女共同参画をめぐる現状

(1) 国際社会の動向

昭和 50（1975）年に、国際婦人年世界会議がメキシコで開催され、今後 10 年間の行動指針を示す「世界行動計画」が採択されました。その後、昭和 54（1979）年の国連総会において、あらゆる分野における女性差別の撤廃を目指す「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。

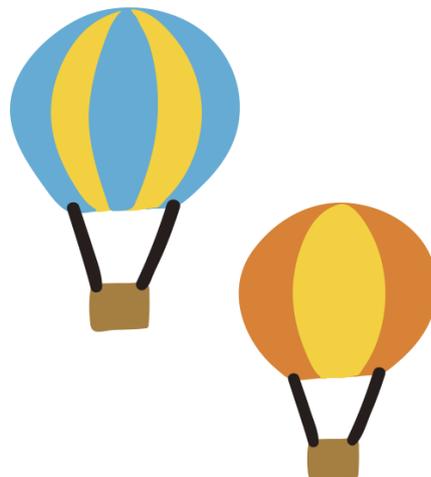
平成 7（1995）年に、中国の北京で開催された第 4 回世界女性会議では、女性の権利の実現とあらゆる政策や計画に社会的性差（ジェンダー）の視点を反映させるべく、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

この第 4 回世界女性会議から 10 年目にあたる平成 17（2005）年には、アメリカのニューヨークにおいて「第 49 回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）」が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。

また、20 年目にあたる平成 27（2015）年に開催された「第 59 回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）」では、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」等が採択されました。

さらに、25 年目にあたる令和 2（2020 年）に開催された「ジェンダー平等を目指す全ての世代フォーラム（「北京+25」記念会合）」では、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進していくことを目的とした 6 つのテーマごとに「行動連合」が創設され、各国政府と市民社会が連携しながら各テーマごとの課題解決を目指していくことが採択されました。

他にも、平成 27（2015）年に国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、これに沿って各国で取組が加速されています。



(2) 国の動向

国際社会における動向を踏まえ、日本国内においても、女性差別の解消と男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約」を批准し、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画会議の設置をはじめとする国内本部機構の充実・強化、「男女共同参画基本計画」の策定等が進められてきました。令和元（2019）年に改正された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）では、「事業主行動計画」の策定・公表等を義務づける対象が、101人以上300人以下の中堅・中小企業まで拡大されました。

また、令和 4（2022）年に制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）では、複雑化・多様化する様々な課題を抱えた女性が自立した生活を営むことができるよう、新たな支援の枠組みの構築が示されました。

さらに、令和 5（2023）年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）では、保護命令の対象の拡大や、違反時の罰則強化等により、保護命令制度による被害者の保護等が拡充されました。

他にも、令和 7（2025）年度には、平成 11（1999）年に策定された「男女共同参画基本計画」の 6 期目となる、「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定が進められています。この策定にあたっての考え方では、目指すべき社会として

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

が示されています。

(3) 神奈川県動向

神奈川県においては、昭和 57（1982）年を「かながわ婦人元年」として、「かながわ女性プラン」が策定された後、平成 14（2002）年に施行された「神奈川県男女共同参画推進条例」や、平成 15（2003）年に策定された「かながわ男女共同参画推進プラン」等に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。

令和 5（2023）年には、「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）」が策定され、「あらゆる分野における男女共同参画」「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」「男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし」「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」「推進体制の整備・強化」、以上の 5 つの重点目標に基づき、県内における男女共同参画の取組が総合的・計画的に推進されています。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定められた「市町村男女共同参画計画」にあたるものです。

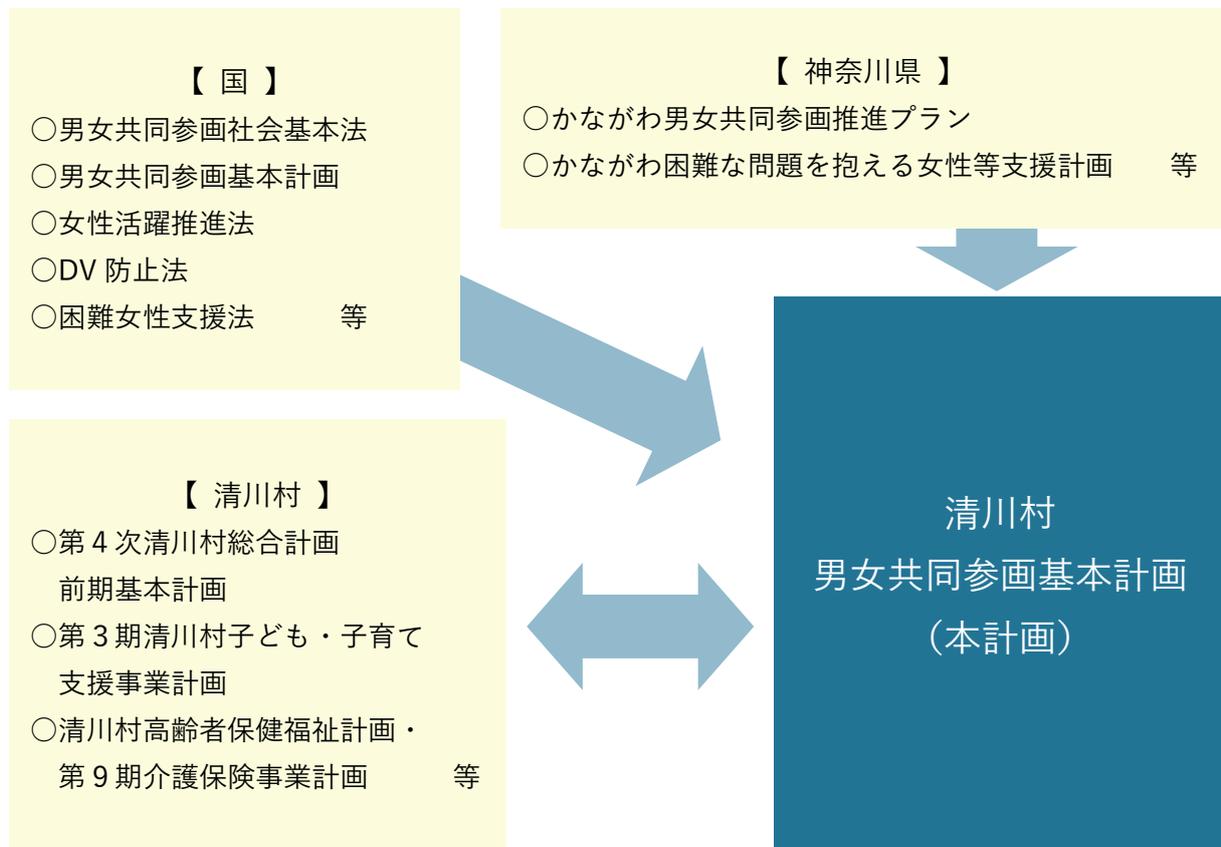
策定にあたっては、国の「第6次男女共同参画基本計画（現在策定中）」や、神奈川県「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」における考え方を踏まえることで、国や県の方針との整合を図ります。

また、本計画は本村の最上位計画である「第4次清川村総合計画 前期基本計画」に基づいた「人権・男女共同参画」に関連する分野の個別計画として位置づけています。

さらに、計画の実行にあたっては、他の個別計画とも整合性を図ります。

加えて、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「清川村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「女性活躍推進計画」という。）、DV防止法第2条の第3に基づく基本計画（以下「DV防止計画」という。）、困難女性支援法第8条第3項に基づく基本計画（以下「困難女性支援計画」という。）、を包含する男女共同参画の一体的な計画とします。

計画の位置づけイメージ



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行います。

令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	～
本計画					計画の 見直し	次期計画



第2章

現状と課題

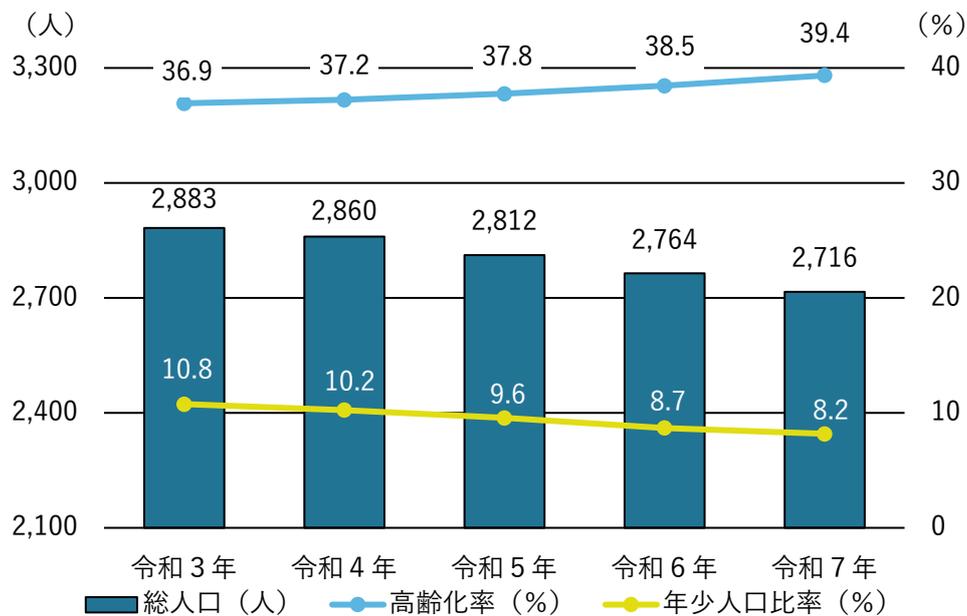


1. 統計からみる清川村の現状

(1) 人口の推移

総人口及び高齢化率・年少人口率の推移

本村の総人口は、令和3年から令和7年にかけて減少傾向となっており、令和7年では2,716人となっています。また、年少人口比率が低下傾向にある一方、高齢化率は上昇傾向となっており、少子高齢化の進行がみられます。

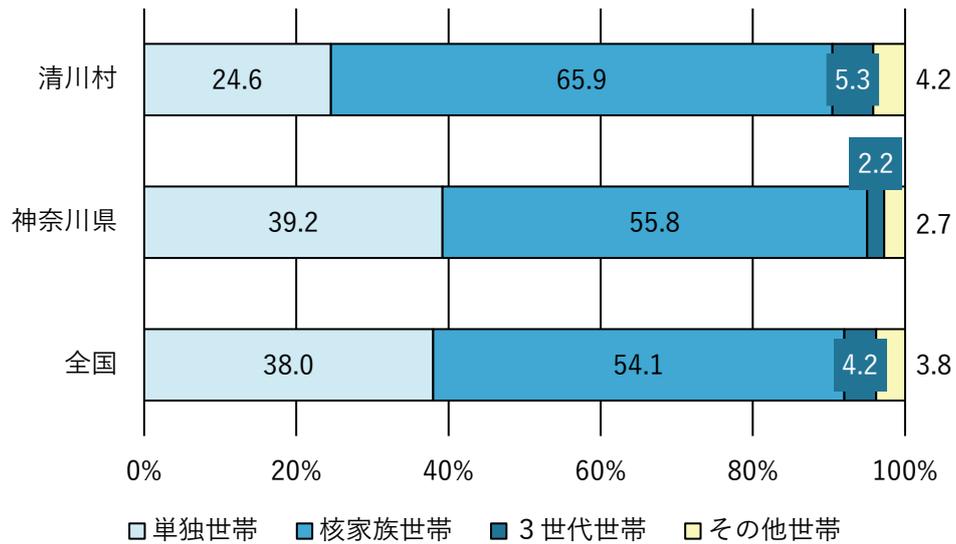


資料：住民基本台帳（各年1月1日時点）

(2) 世帯の状況

世帯の家族類型の比較

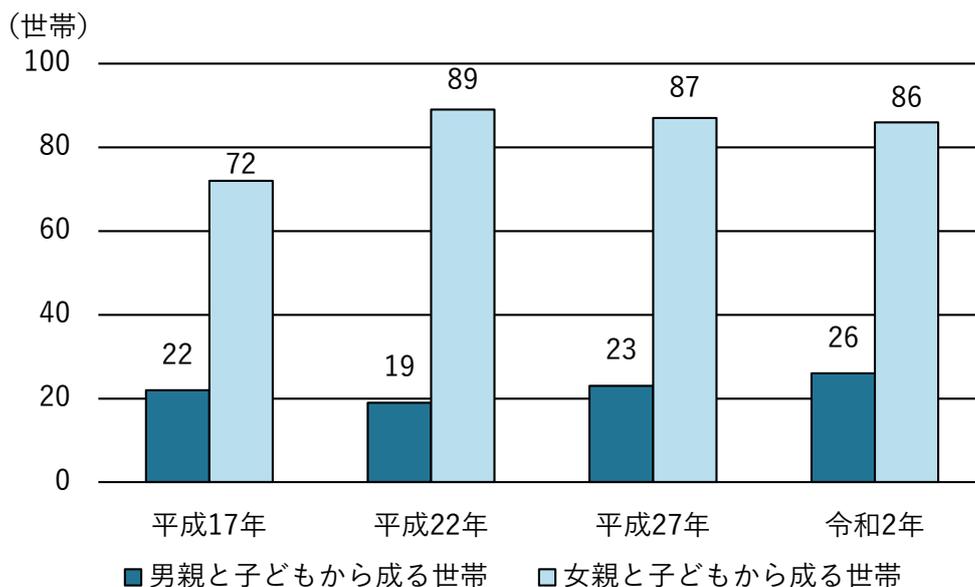
本村の単独世帯は24.6%と、神奈川県及び全国と比べて少なくなっています。また、核家族世帯は65.9%と、神奈川県及び全国と比べて多くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

ひとり親世帯数の推移

女親と子ども^{※1}から成る世帯が、男親と子どもから成る世帯に比べて多くなっています。また、いずれの世帯数も、平成17年から令和2年にかけて、概ね横ばいとなっています。



※1：ここでの「子ども」は、20歳未満の世帯の構成員を指す。

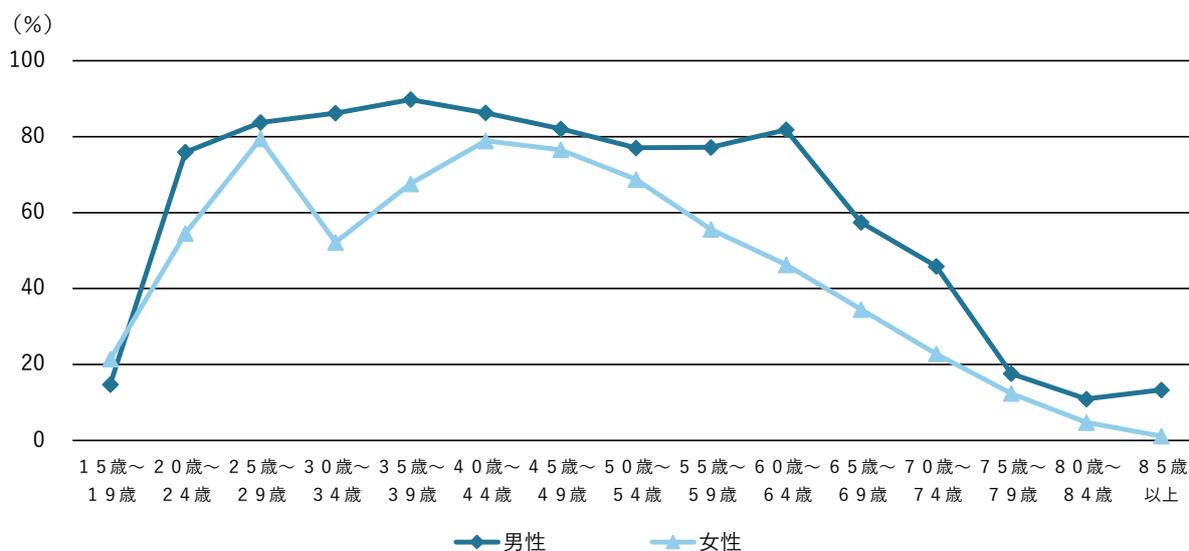
資料：国勢調査（令和2年）

(3) 労働の状況

男女別労働力の状況

女性の30歳代の労働力率が、その前後の年代や同年代の男性の労働力率に比べて低く、全体としてみるとM字型の曲線を描いていることがわかります。

これは、結婚や出産に伴い一度離職し、その後子どもの成長等に伴い、再び働き始める状況を反映したものと考えられます。



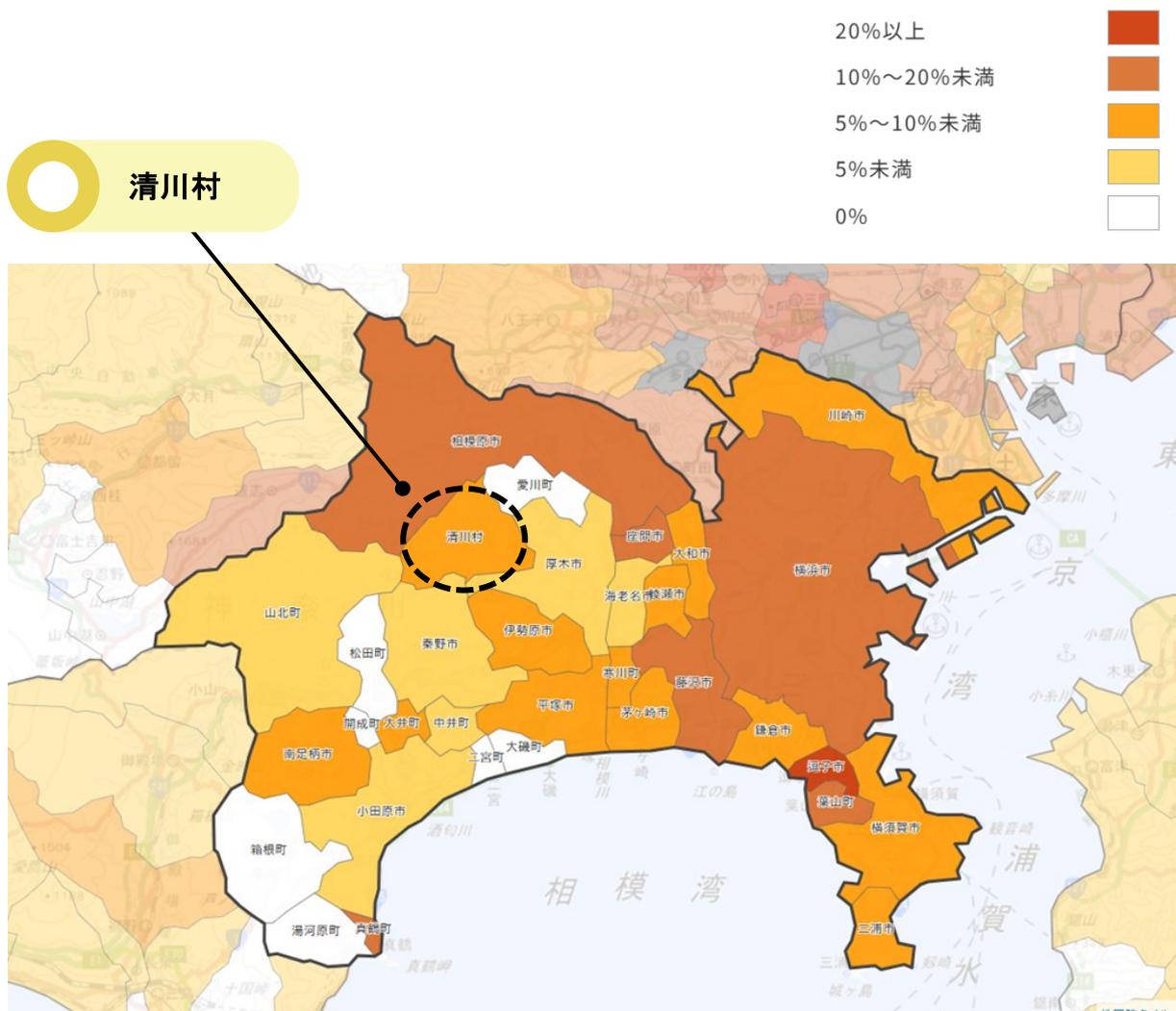
資料：国勢調査（令和2年）



(5) 地域への女性の参画状況

自治会長に占める女性の割合（令和6年度）

本村の自治会長に占める女性の割合は 9.4%となっており、県平均の 6.8%を上回っています。



資料：総務省「市町村女性参画状況 見える化マップ」

2. アンケート調査から見る清川村の現状

(1) 調査の概要

調査は、本計画の策定にあたり、男女共同参画社会の実現に対する村民のみなさまのご意見やご要望をうかがい、計画策定のための基礎資料を得ることで、今後の計画策定に役立てることを目的に実施しました。

調査地域	清川村全域	
調査対象者	住民基本台帳より無作為抽出した村民 830 人	
調査期間	令和 7 年 3 月 5 日～令和 7 年 3 月 28 日	
調査方法	郵送配布・郵送回収／WEB 回答	
回収状況	発送数	830 件
	回収数	290 件（郵送 274 件、WEB16 件）
	回収率	34.9%

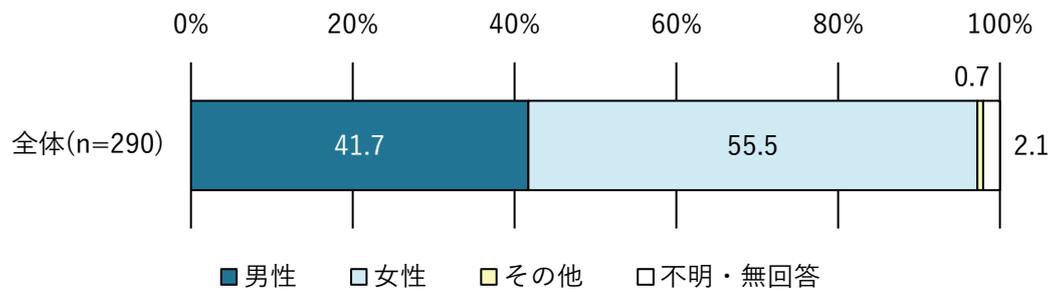
アンケート結果の表記方法

- 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位までを示しています。そのため、単数回答（SA：複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（MA：複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答比率の合計は 100.0%を超える場合があります。
- 図表中「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- クロス集計における、項目軸の「全体」の n については、「無回答」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目の n を足し合わせても、「全体」の n と一致しない場合があります。
- 自由記述の結果については、個人の特定に繋がらないよう配慮をしたうえで、可能な限り回答結果を原文のまま掲載しています。

(2)回答者の属性

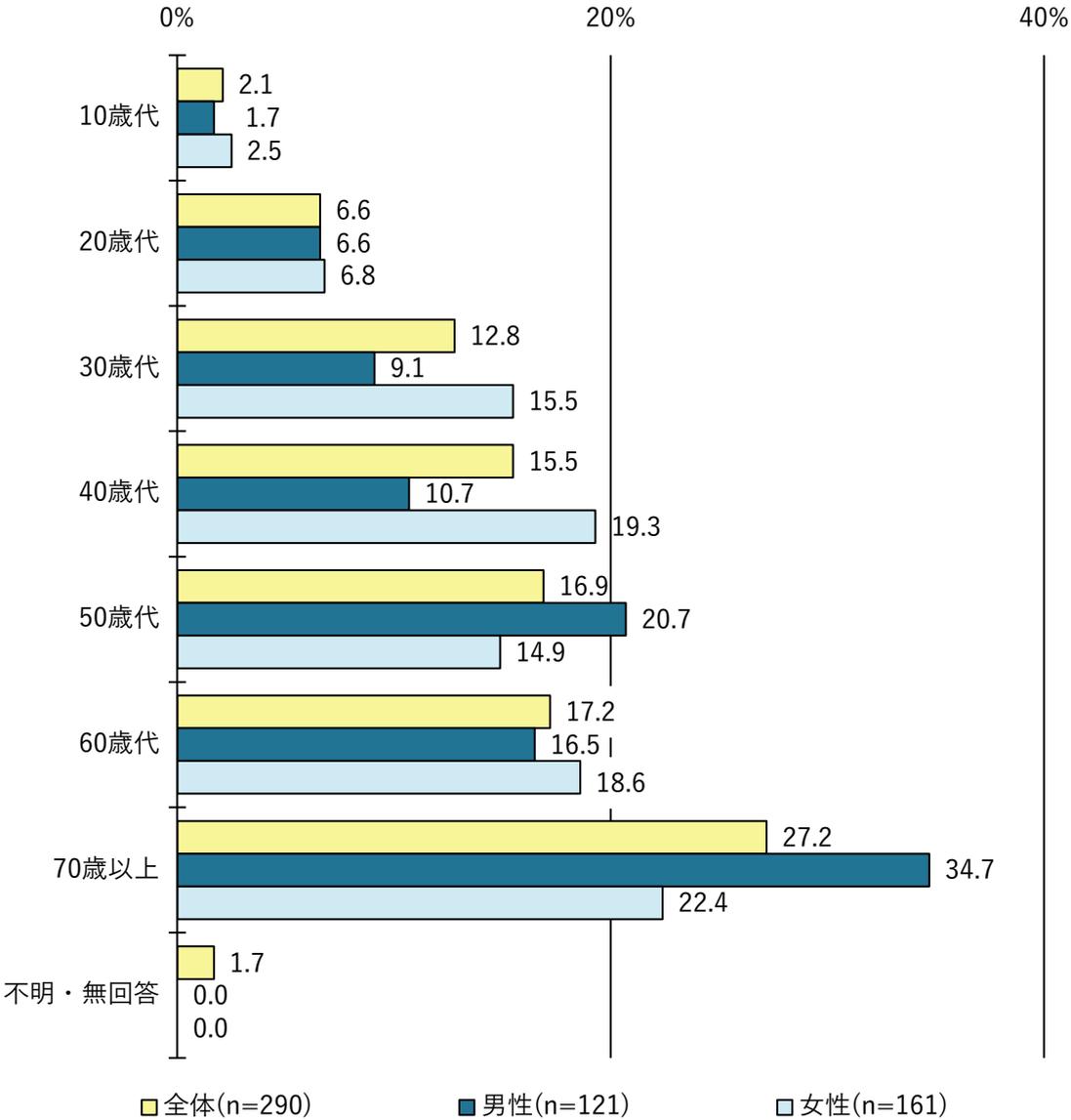
回答者の性別

回答者の性別について、「女性」が55.5%、「男性」が41.7%、「その他」が0.7%となっています。



回答者の年齢

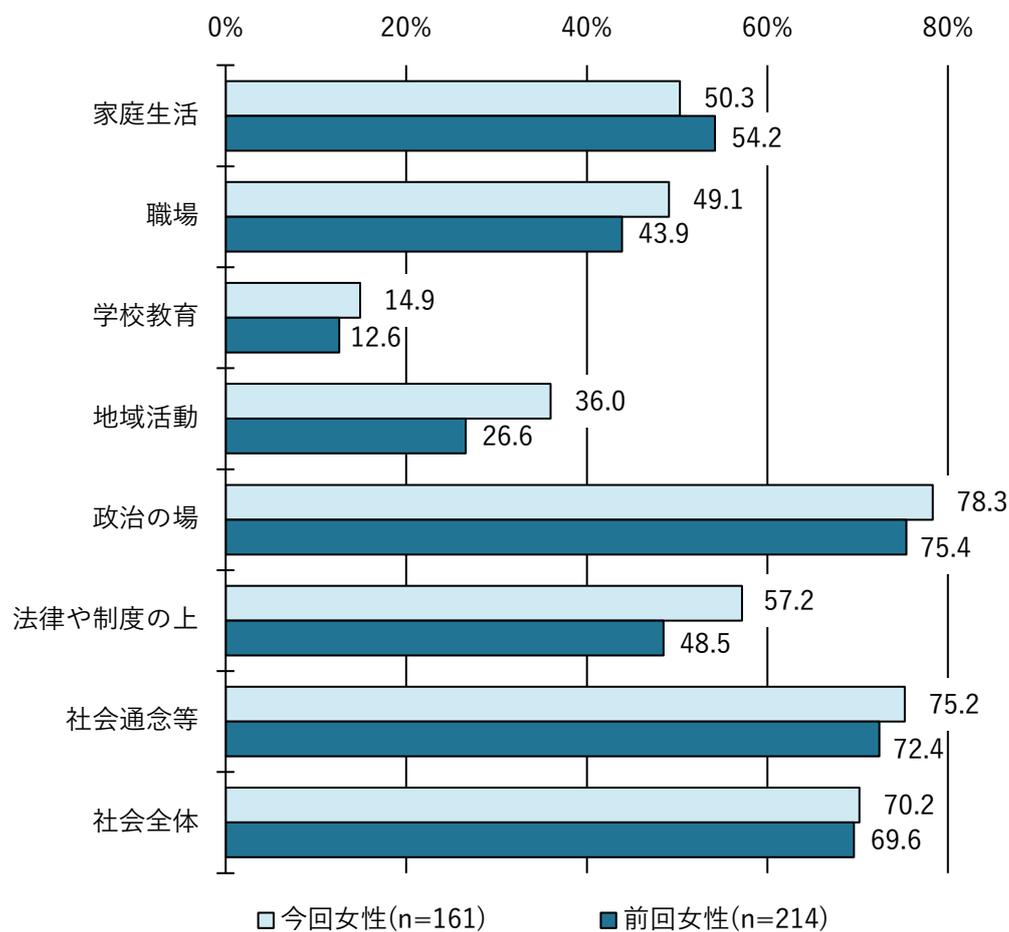
回答者の年齢について、全体では年齢が上がるにつれて回答者数が増加傾向となっており、男女ともに「70歳以上」が最も多くなっています。



(3)各分野における男女の地位について「男性優遇」と感じている女性の割合

各分野において「男性優遇」と感じている女性の割合について、「政治の場」「社会通念等」「社会全体」がいずれも7割台と、他の項目と比べて多くなっています。

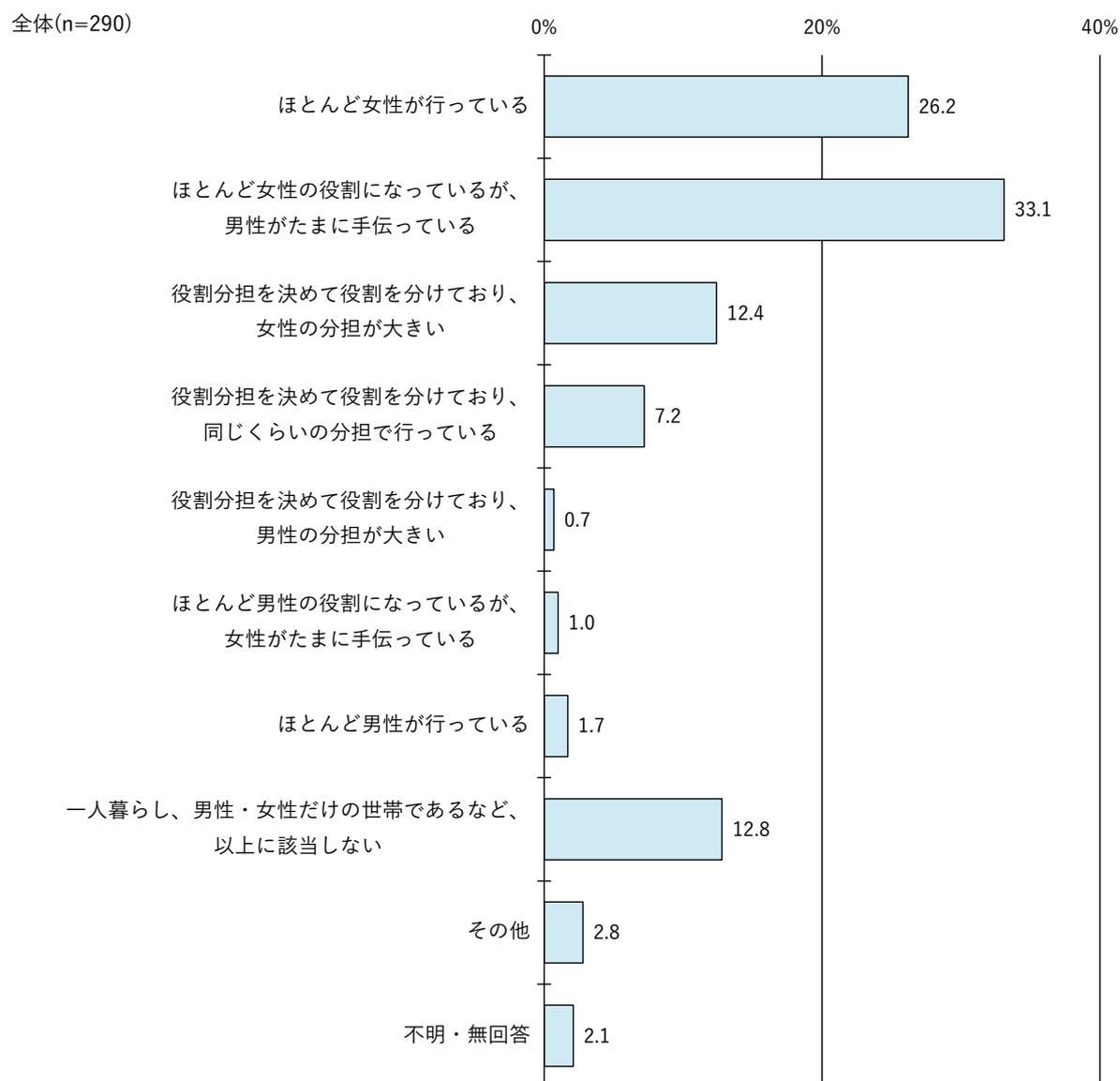
一方で、「学校教育」では、今回と前回ともに1割台と、他の項目と比べて少なくなっています。前回と比較すると、「地域活動」が9.4ポイント増加しており、差が最も大きくなっています。



(4) 家庭の状況

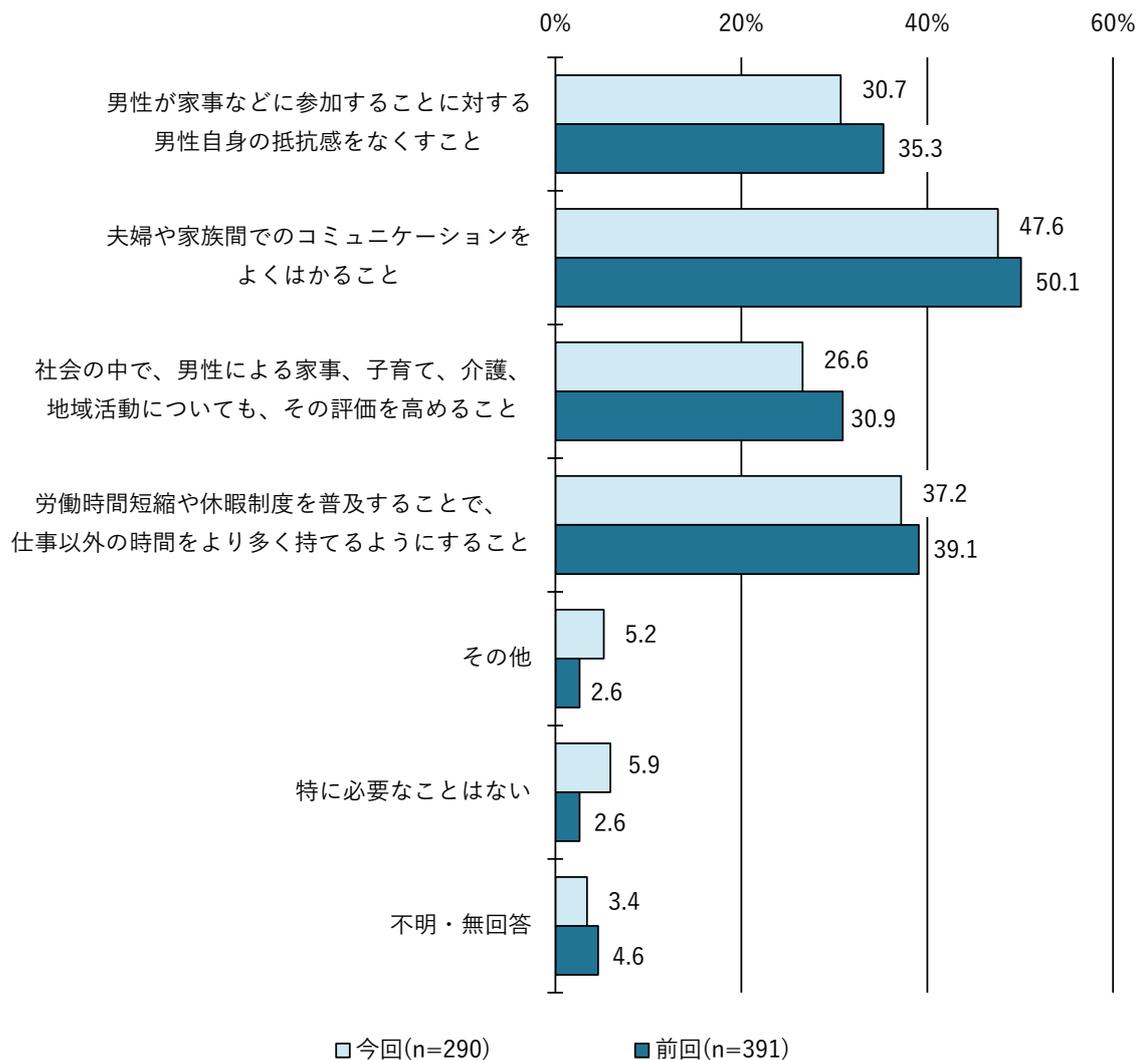
誰が家事を行っているか

誰が家事を行っているかについて、「ほとんど女性が行っている」「ほとんど女性の役割になっているが、男性がたまに手伝っている」「役割分担を決めて役割を分けており、女性の負担が大きい」の合計が71.7%となっており、全体の7割以上の家庭で、家事における女性の負担が大きい状況がうかがえます。



今後、男性が家事等に積極的に参加していくために必要だと思うこと

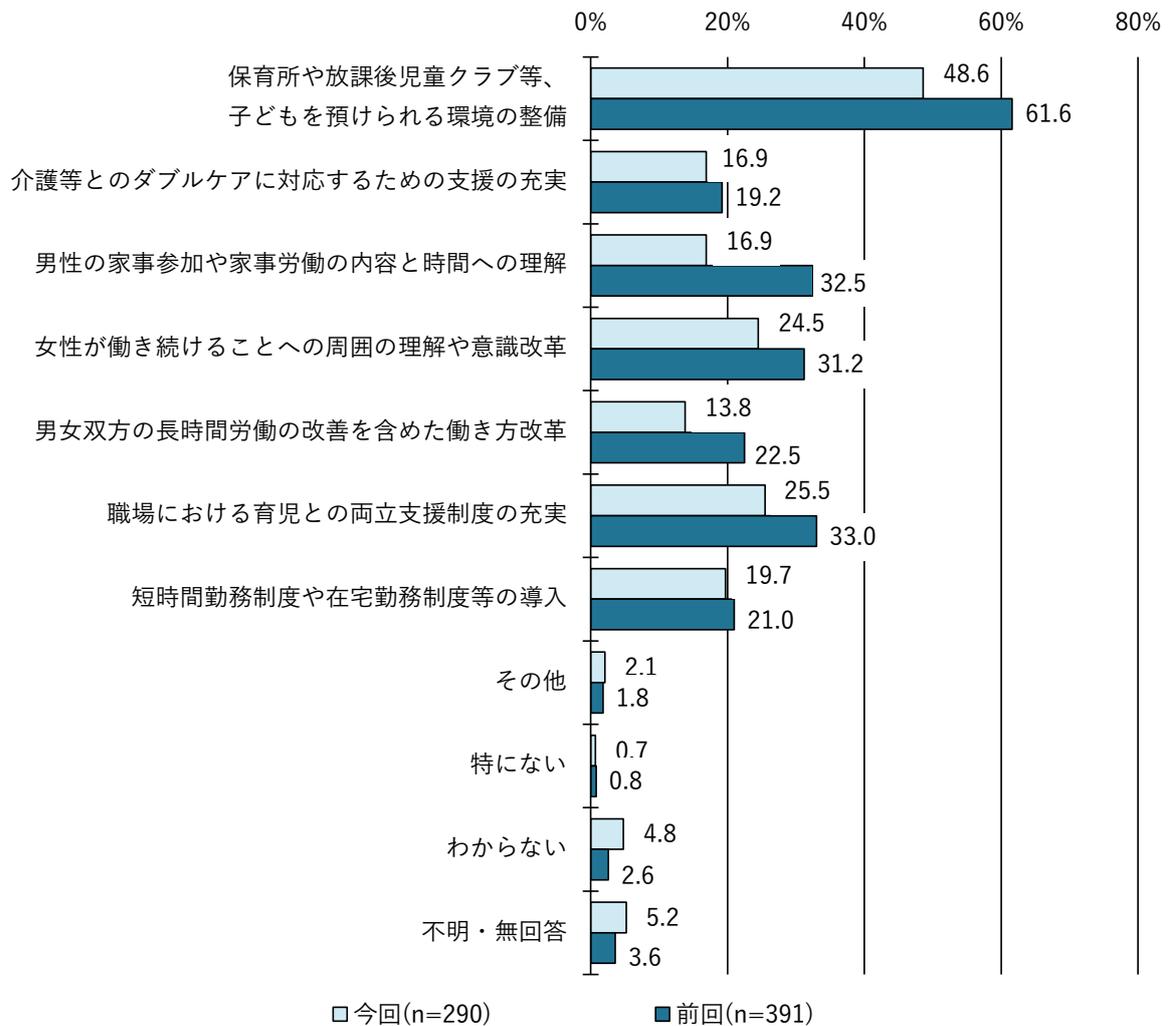
今後、男性が家事等に積極的に参加していくために必要だと思うことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が47.6%と最も多くなっており、家庭内でのコミュニケーションが重要視されていることがうかがえます。



(5) 女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと

女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うことについて、「保育所や放課後児童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備」が48.6%と最も多くなっており、特に子育てとの両立について重要視されていることがうかがえます。

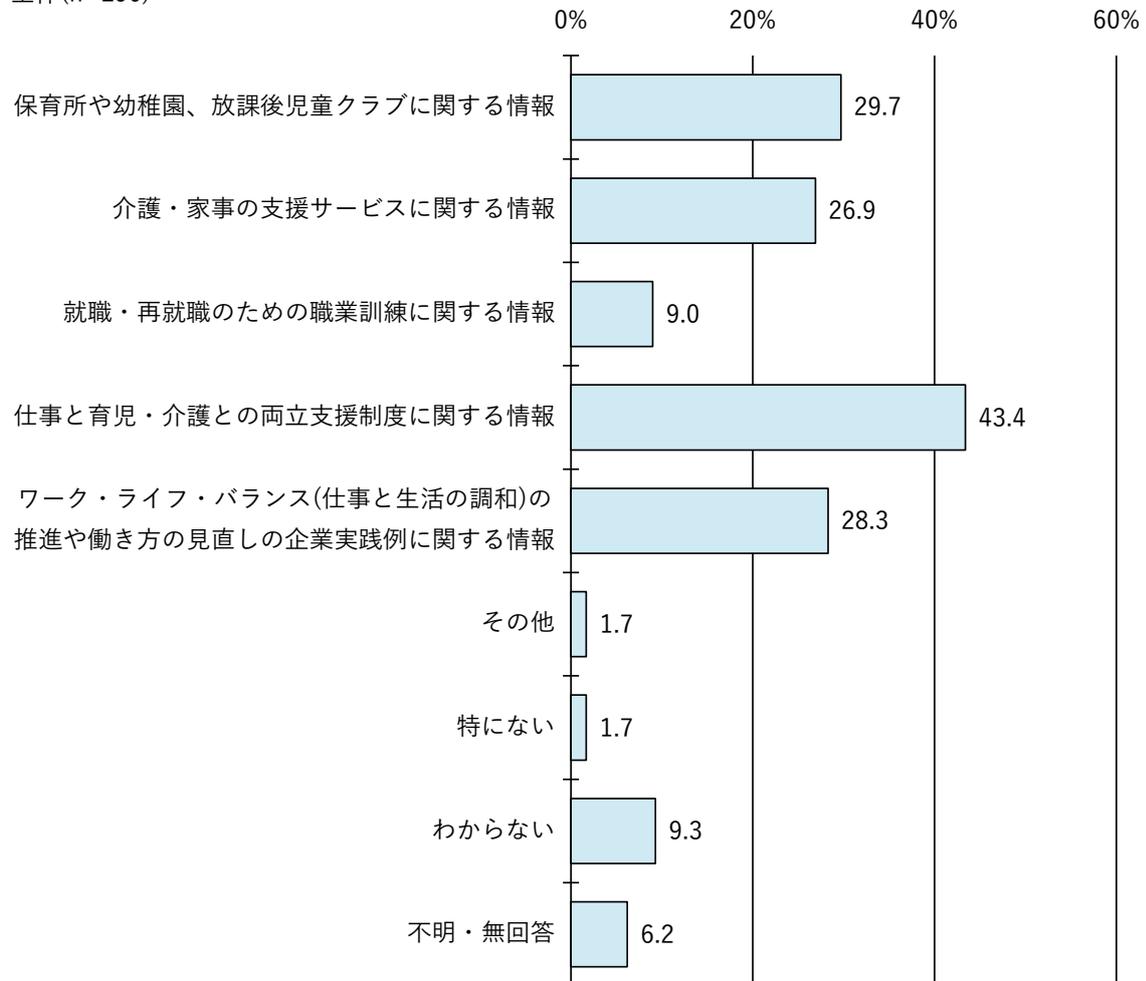
また、前回と比較すると、「男性の家事参加や家事労働の内容と時間への理解」が16.9%と、15.6ポイントの減少となっており、差が最も大きい項目となっています。



(6) 女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、特に必要だと感じるもの

女性が活躍できるための取組に関する情報のうち、特に必要だと感じるものについて、「仕事と育児・介護との両立支援制度に関する情報」が43.4%と最も多くなっており、仕事の育児や介護との両立支援に対して、特に感心が持たれていることがうかがえます。

全体(n=290)

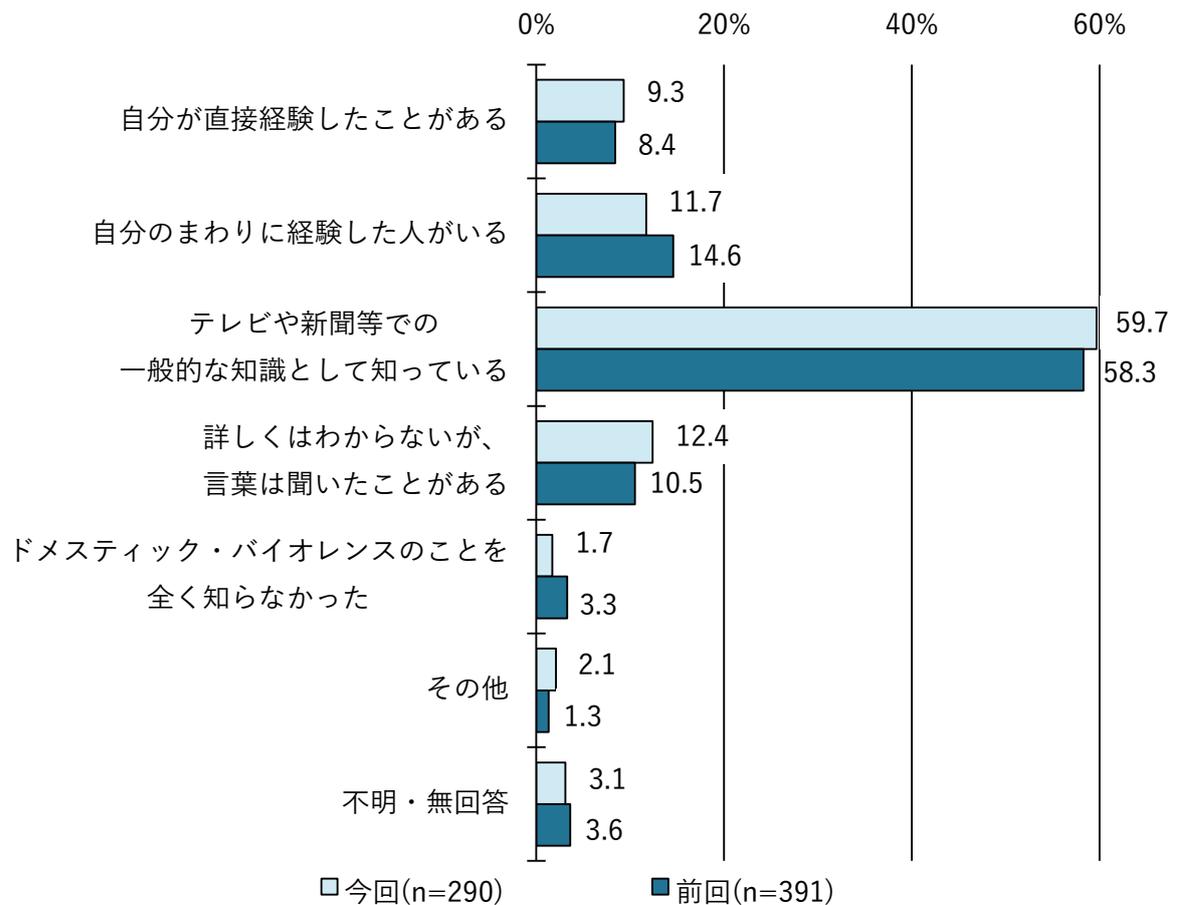


(7)ドメスティック・バイオレンス(DV)について

DVを受けた経験や見聞きした経験の有無

DVを受けた経験や見聞きした経験の有無について、「テレビや新聞等での一般的な知識として知っている」が59.7%と最も多くなっています。

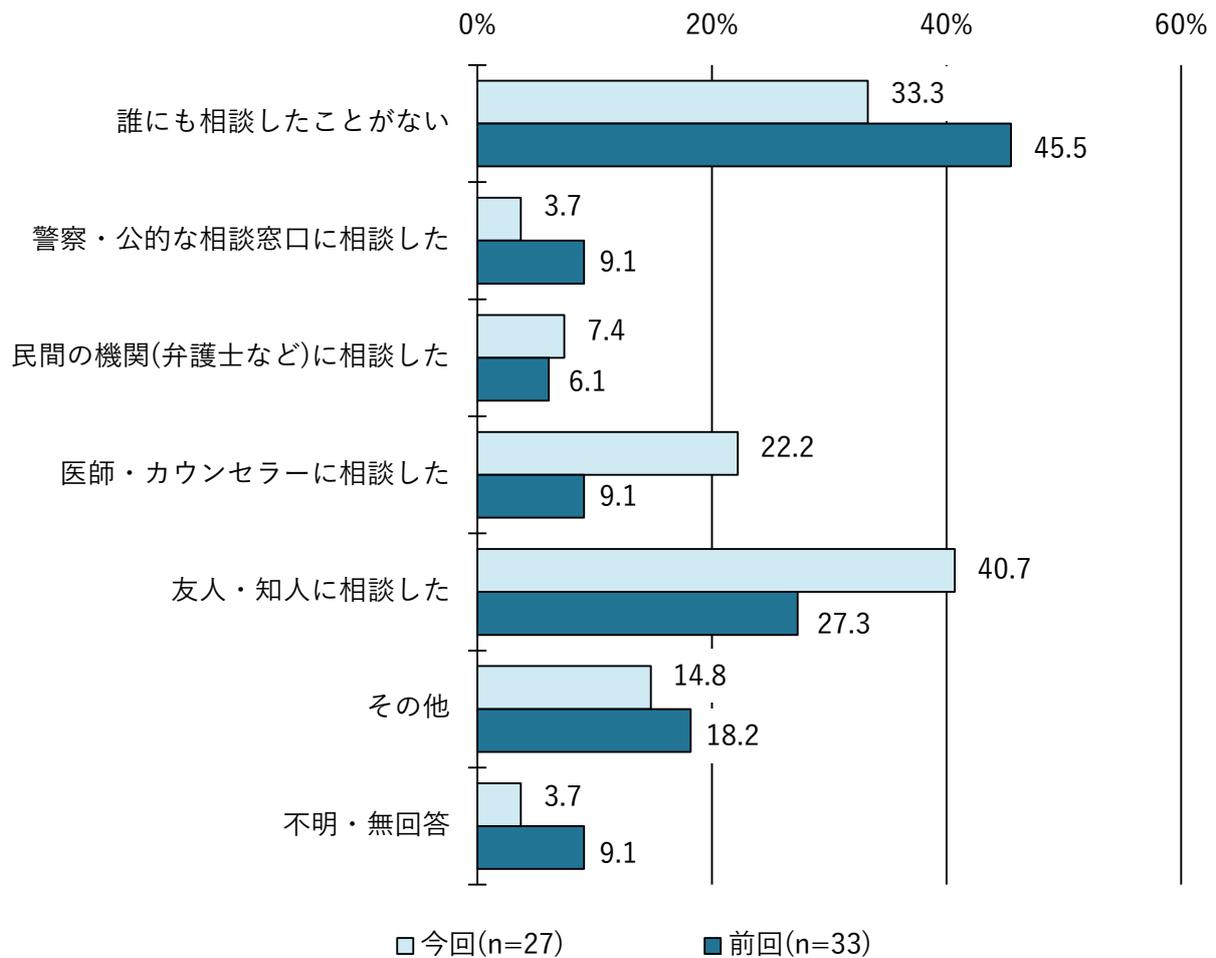
また、「自分が経験したことがある」及び「自分のまわりに経験した人がある」の合計は21.0%となっており、2割程度がDVを身近に経験していることがうかがえます。



DVを受けたことに関する相談経験の有無

DVを受けたことに関する相談経験の有無について、「友人・知人に相談した」が40.7%と最も多くなっています。

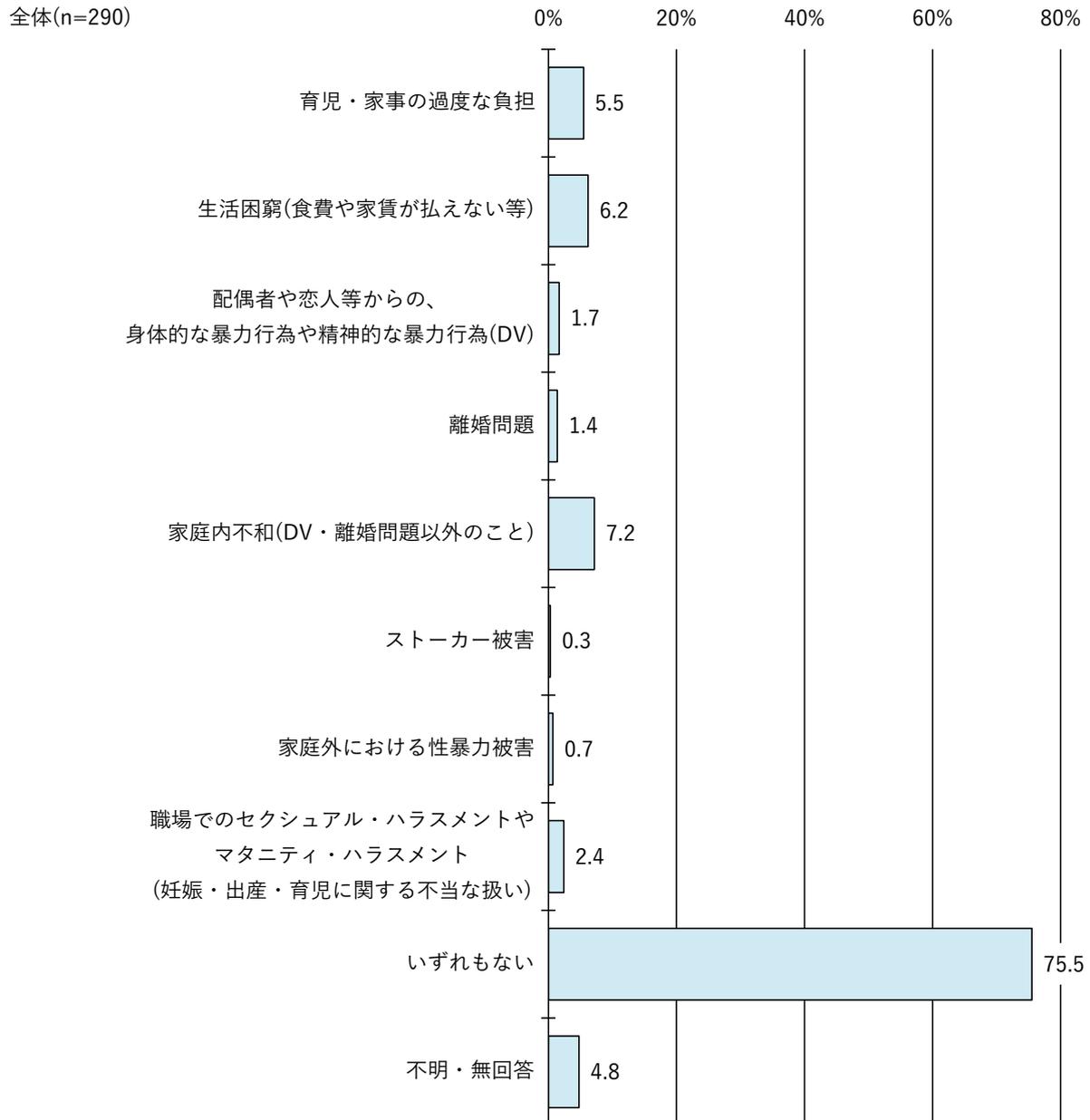
また、前回と比較すると、「誰にも相談したことがない」が減少、「医師・カウンセラーに相談した」や「友人・知人に相談した」が増加しており、相談できる機会の増加がうかがえます。



(8) 困難な経験について

直近の1年間で困難に直面した経験の有無

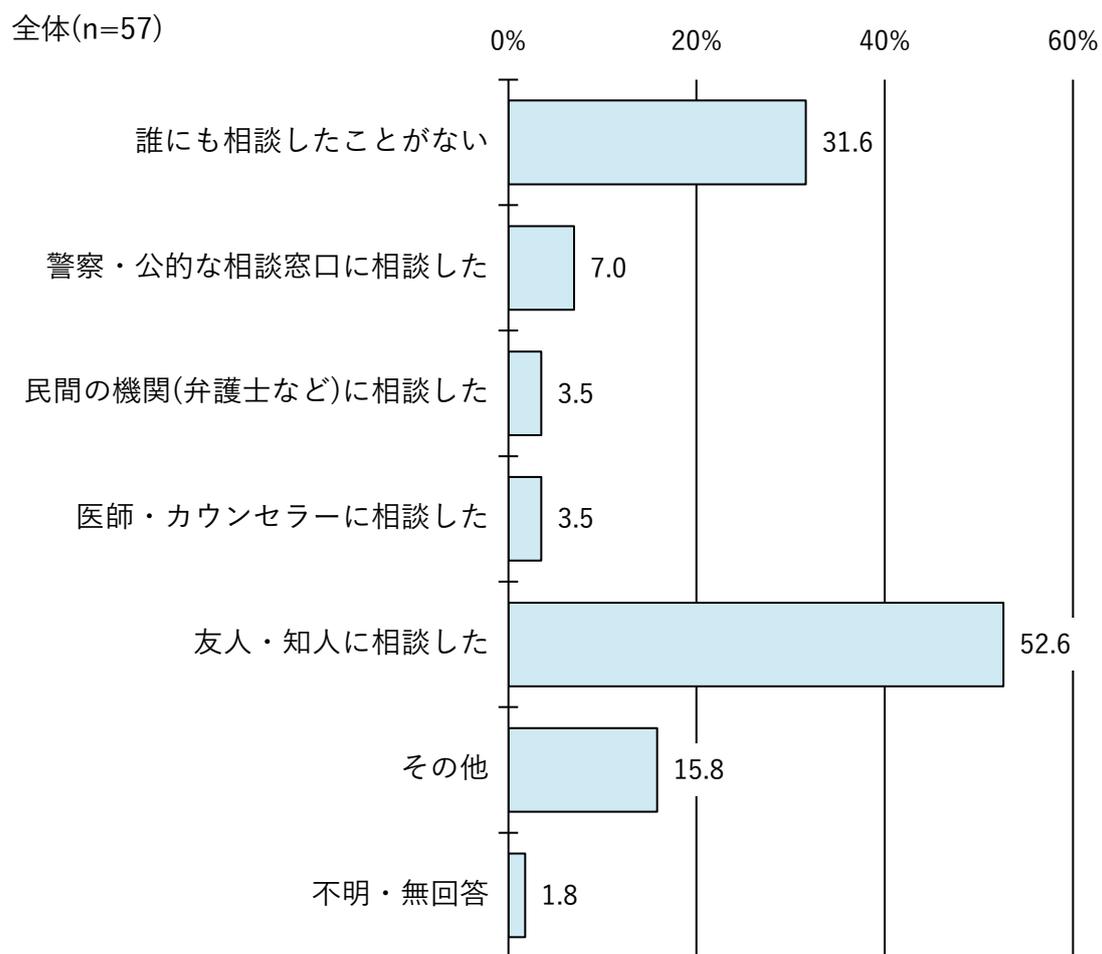
直近1年間で困難に直面した経験の有無について、「いずれもない」が75.5%となっていますが、「家庭内不和（DV・離婚問題以外のこと）」「生活困窮（食費や家賃が払えない等）」「育児・家事の過度な負担」等の経験もみられます。



困難に直面したことに関する相談経験の有無

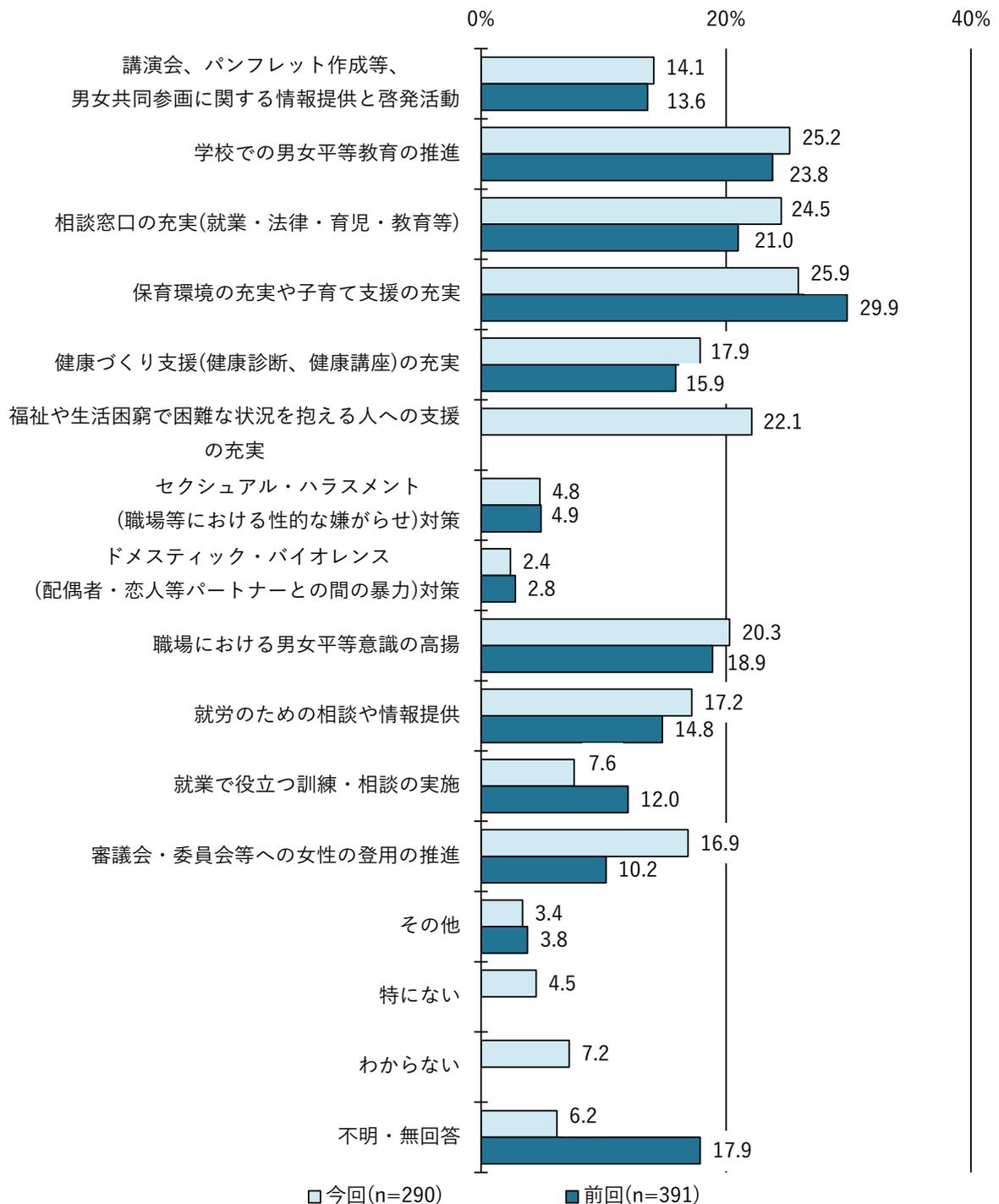
困難に直面したことに関する相談経験の有無について、「友人・知人に相談した」が52.6%と最も多くなっています。

一方で、「誰にも相談したことがない」は31.6%となっており、相談経験のない状況も一定数みられます。



(9) 男女共同参画社会の実現に向け、力を入れたほうがよいと思うこと

男女共同参画社会の実現に向け、力を入れた方がよいと思うことについて、「保育環境の充実や子育て支援の充実」、「学校での男女平等教育の推進」、「相談窓口の充実（就業・法律・育児・教育等）」の順で多くなっています。





1. 計画の基本理念

男女が支え合い、 多様な生き方を認め合うきよかわの実現

本計画は、「男女共同参画社会」の実現を目指すものであり、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の達成を図るものです。

この「男女共同参画社会」の実現に向けては、男女の助けあいと互いの尊重によって、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる地域づくりを進める必要があります。

国においては、令和7年度末を目途に策定が行われる「第6次男女共同参画基本計画」において、目指すべき社会として以下の4項目が示されており、これらの達成に向けた取組が求められています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

また、神奈川県においては、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の基本目標として、「～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～」が掲げられ、この達成に向けた取組が進められています。

本村においては、「第4次清川村総合計画」において掲げられている将来像である「水と緑あふれる心のふるさと」の実現に向けて、村民と行政が手を取り合い、共に村づくりを進めていくための取組が進められています。

これらを踏まえながら、本村における男女共同参画社会の実現を図るために、本計画の理念を「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」とします。

2. 計画の体系

計画の理念である「男女が支え合い、多様な生き方を認め合うきよかわの実現」に向けた施策について、以下の通りに体系に位置づけて推進します。

基本目標 1

あらゆる場面で女性参画を拡大します

1-1 村政における女性参画の推進

- ① 審議会等の委員への女性の参加促進
- ② 性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進
- ③ 性別にとらわれない村役場職員採用試験の受験促進
- ④ 村役場における仕事と家庭の両立支援の充実

1-2 職場における女性参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 仕事と生活の両立に向けた意識啓発
- ② 女性の就労や再就職を支援するための情報提供
- ③ 保育サービス等の充実
- ④ 男性の子育てへの参加の促進

1-3 地域社会における男女共同参画の推進

- ① 地域を支える人材育成と地域コミュニティの形成
- ② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の推進

1-4 教育・生涯学習における男女共同参画の推進

- ① 生涯学習活動の参加のしやすさの向上
- ② 学習グループの養成・活動支援
- ③ 人権意識の高揚
- ④ 小中学校での男女平等教育の充実
- ⑤ 教育関係者及び保護者への研修の推進
- ⑥ 生涯学習活動の推進

基本目標 2

安心して暮らすための支援を充実します

2-1 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止計画】

- ① 暴力から身を守るための学習の実施
- ② 被害者等への相談支援体制の充実

2-2 様々な困難に直面する方への支援【困難女性支援計画】

- ① 高齢者の生きがいづくりのための支援
- ② 小中学校における性的マイノリティへの適切な理解の促進
- ③ 困難を抱える方への相談支援体制の充実

2-3 生涯を通して健康に過ごすための支援

- ① 健康づくりに関する講座等の充実
- ② 子育て等に関する相談支援体制の充実
- ③ 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上
- ④ 村民を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組
- ⑤ 児童・生徒を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組
- ⑥ 男性のための料理教室等の講座の支援

基本目標 3

男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

3-1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発・情報提供の充実

- ① 男女共同参画に関する講座、イベント等の開催
- ② 「男女共同参画週間」の周知
- ③ 男女共同参画に関する図書閲覧サービスの推進
- ④ 効果的な啓発・情報提供の検討

※女性活躍推進計画は、本計画全体に位置づけています。

3. 基本目標・重点指標について

基本理念の達成に向けて、基本目標ごとに重点指標を設定します。
各指標は、アンケート調査結果より算出のできる数値となっています。

基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します

重点指標

1

社会全体に対して
「男性優遇」または「女性優遇」と感じている割合

社会全体に対して「男性優遇」または「女性優遇」と感じている割合は、男女ともに7割程度と、前回計画策定時と比べて概ね同様の結果となっています。

社会の様々な場面において、男女が平等に参画できるよう、今後も取組を推進し、今後の5年間で約2割の改善を目指します。

(%)	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	68.6%	71.8%	50.0%
女性	71.9%	70.8%	50.0%



基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します

重点指標 2

身体的・心理的暴力について 「自分が直接経験したことがある」方のうち、 『誰にも相談したことがない』の割合

身体的・心理的暴力について、「自分が直接経験したことがある」方のうち、『誰にも相談したことがない』の割合は、男女ともに33.3%となっており、特に男性では状況の改善がみられています。

今後も、暴力の根絶に努めるとともに、暴力を受けた被害者の保護のための相談支援体制の充実、教育・啓発の実施等を行い、今後の5年間で、暴力を受けた経験がありながらも相談をすることができなかった割合を半減させることを目指します。

(%)	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	55.6%	33.3%	15.0%
女性	33.3%	33.3%	15.0%



基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

重点指標

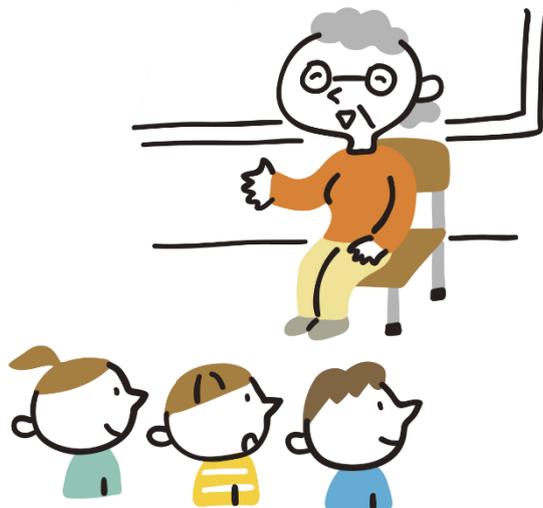
3

男女共同参画に関する講座・イベント等を『知っている』割合

男女共同参画に関する講座・イベント等を『知っている』割合は、男女ともに3割台となっています。前回計画策定時は、本指標に該当する設問がなかったため、0.0%となっています。

今後も、この講座やイベントについて、効果的な広報・周知を行い、取組が地域社会に定着することで、全体の50.0%の村民に認知されることを目指します。

(%)	前回計画策定時の 基準値 (令和元年)	本計画策定に あたる基準値 (令和6年)	本計画で目指す 目標値 (令和11年)
男性	0.0%	30.6%	50.0%
女性	0.0%	36.6%	50.0%



第4章

具体的取組



基本目標1 あらゆる場面で女性参画を拡大します

1-1 村政における女性参画の推進

施策の方向

政策・方針の対象となる社会の構成員のうち、約半数は女性であることから、その政策・方針に女性の意見を適切に反映させる必要があり、そのためには意思決定過程への女性の参画が重要となります。

また、人口減少・少子高齢化や価値観の多様化が進む中で、政策・方針の意思決定過程へ男女が共に参画し、女性の活躍が進むことで、より多角的な視点の活用が期待でき、社会経済情勢の変化に対応できる、持続可能な社会の実現にもつながります。

一方で、アンケート調査によると、本村では女性の8割近くが、「政治の場」において『男性が優遇されている』と感じている状況がみられています。

また、村役場における女性管理職の割合は15.8%となっており、今後も村政における女性の参画を推進していく必要があります。

そのため、女性の管理職への登用推進や、審議会への参加促進等を通し、政策・方針の意思決定過程への女性のさらなる参画推進を図ります。



① 審議会等の委員への女性の参加促進

これまで本村では、第6次行政改革実施計画において、女性委員の参加拡大に向けて、取組を推進してきました。
 前回計画策定時と比べると、改善傾向にはあるものの、目標値の達成にはいたっていないため、今後も女性委員の参加拡大に向けた取組の推進を図ります。

担当課	全課			
事業の対象	審議会等			
事業の内容	第6次行政改革実施計画に基づき、性別にとられない住民参画に向けた取組を、引き続き推進します。			
取組指標	地方自治法（第180条の5）に基づく委員会及び、同法（第202条の3）に基づく審議会のうち、委員全体の人数に占める女性の割合			
	現状値 （令和6年度）	30.1%		目標値 （令和11年度） 以上

② 性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進

村役場における管理的地位にあたる女性職員の割合は、令和6年4月1日時点で17.6%となっており、現行計画策定時に設けた目標値の割合（20.0%以上）を下回りましたが、現行計画策定時から比較すると、年々増加しています。
 村政の推進にあたっては、女性の価値観や意見を取り入れることが重要であるため、誰もが働きやすい就業環境の整備・人材育成を行うことにより、性別にかかわらず職域拡大と管理職への登用推進に努めます。

担当課	総務課			
事業の対象	村の職員			
事業の内容	役職階層ごとに適正な人材育成を実施し、管理的地位にあたる女性職員のさらなる登用を図ります。			
取組指標	管理的地位にあたる女性職員の割合			
	現状値 （令和6年度）	17.6%		目標値 （令和11年度） 以上

③ 性別にとられない村役場職員採用の促進

村役場において採用した一般事務職の職員のうち、女性の割合は男性の割合より低くなっています。

女性が働きやすい環境の実現を目指すとともに、広報等の活動を充実させることで、女性の受験者を増やし、村役場職員の男女にとられない採用を図ります。

担当課	総務課			
事業の対象	村職員の一般事務職の新規採用者			
事業の内容	一般事務職の採用者における、女性の割合の増加を図ります。			
取組指標	一般事務職の採用者に占める女性の割合			
	現状値 (令和3～6年度の平均)	20.5%		目標値 (令和11年度) 25.0%以上

④ 村役場における仕事と家庭の両立支援の充実

村の職員が、男女ともに家庭生活に積極的に参画し、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となるよう、育児休暇等の取得を推進します。

担当課	総務課			
事業の対象	村の職員			
事業の内容	男性職員の配偶者出産時の休暇、育児休業、育児参加のための休暇取得を推進します。			
取組指標	男性職員の配偶者出産時の休暇取得者の割合			
	現状値 (令和6年)	67.0%		目標値 (令和11年) 100.0%

1-2 職場における女性参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

本村の女性の労働力率について、特に 30～39 歳が、その前後の年代と比べて低くなっており、これは女性が結婚や出産に伴い、一度離職していることが要因と考えられます。

アンケート調査の「女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと」についてみると、『子どもを預けられる環境の整備』や『仕事と育児との両立支援制度の充実』といった、育児に関する事項が多くなっています。

こうした状況を踏まえ、男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向け、事業者に対する啓発等を推進するとともに、子育て支援を継続して行うことにより、個人の能力を十分に発揮し、自己実現を果たせる職場づくりへの支援を行います。



① 仕事と生活の両立に向けた意識啓発

国においては、男女雇用機会均等法の改正等が進められており、直近では令和7（2025）年に、事業主に対し、求職者へのハラスメントの防止措置の強化を求める事項が加えられるなど、男女がともに安心して働くことができる職場づくりが目指されています。

また、アンケート調査の「女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために必要だと思うこと」についてみると、『女性が働き続けることへの周囲の理解や意識改革』が比較的多くなっています。

こうした状況を踏まえ、本村においては、男女がともに仕事と生活を両立させられる環境づくりに向け、意識啓発の充実を図ります。

担当課	村づくり観光課			
事業の対象	村民			
事業の内容	チラシ配布により、意識啓発を図ります。			
取組指標	広報紙等による男女雇用機会均等月間の啓発			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)

② 女性の就労や再就職を支援するための情報提供

女性の就労や再就職を支援するための情報提供について、チラシを配布することにより、啓発を図ります。

また、出産時・転入時等にチラシを配布するなど、より効果的な情報提供の方法について検討します。

担当課	村づくり観光課			
事業の対象	村民			
事業の内容	チラシ配布により、意識啓発を図ります。			
取組指標	広報紙等を活用した、かながわの女性応援サイト等の啓発			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)

③ 保育サービス等の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、安心して子どもを預けられる環境を整備します。

また、第3期清川村子ども・子育て支援事業計画において、女性が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、相談窓口の設置と、その周知をするとともに、利用者のニーズに合わせたサービスの継続・充実を図ります。

担当課	子育て健康福祉課		
事業の対象	村民		
事業の内容	安心して子どもを預けることができる環境の整備と、子育てに関する相談サービスの充実を図ります。		
取組指標	子育てに関する相談窓口の設置数		
	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和11年度)

担当課で確認・検討中です。

④ 男性の子育てへの参加の促進

男性の子育てへの参加の促進については、第3期清川村子ども・子育て支援事業計画と連携を図りながら、取組を推進します。

保育環境の整備を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援を行うとともに、マタニティ教室や妊娠時面接、親子開放デイ等への父親の参加促進を図ります。

担当課	子育て健康福祉課		
事業の対象	父親		
事業の内容	マタニティ教室や妊娠時面接、親子開放デイ等への父親の参加について、啓発を行います。		
取組指標			
	現状値 (令和6年度)		目標値 (令和11年度)

担当課で確認・検討中です。

1-3 地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向

アンケート調査の「地域活動において男女の地位が平等になっていると思うか」についてみると、『平等』が最も多くなっている一方で、『男性優遇』及び『女性優遇』の合計も34.1%と比較的多くなっています。

今後も、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野で地域活動に参画できるよう、地域活動に参加しやすい環境づくりや活動に対する支援を推進します。



① 地域を支える人材育成と地域コミュニティの形成

女性のリーダーや、男性のボランティアの養成を促進するなど、地域を男女がともに支え合う仕組みづくりに努め、地域コミュニティの形成に必要な仲間づくりを支援します。

担当課	総務課			
事業の対象	地域			
事業の内容	自治会への加入等を通して、これからの地域を支える人材を育成することにより、地域コミュニティの形成に必要な仲間づくりを支援します。			
取組指標	自治会への加入率			
	現状値 (令和6年度)	66.2%		目標値 (令和11年度) 70.0%以上

② 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の推進

災害等の有事の際に不安を軽減し、安心して過ごすことのできる環境づくりに向け、防災活動の担い手の育成や、避難所の運営等に対して、男女共同参画の視点を取り入れることが重要です。

アンケート調査の「避難所における男女共同参画に関して、必要だと思うこと」についてみると、『避難所の運営等に男女がともに参加すること』や『設備等について、男女別のニーズに配慮すること』が特に多くなっています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れながら、防災・復興体制の推進を図ります。

担当課	総務課			
事業の対象	地域			
事業の内容	男女共同参画の視点を取り入れた、防災活動の担い手の育成、防災に関する啓発、防災訓練の実施等を行います。			
取組指標	女性消防団員の加入数			
	現状値 (令和6年度)	0人		目標値 (令和11年度) 1人以上

1-4 教育・生涯学習における男女共同参画の推進

施策の方向

性別に関する偏見の防止や各個人の能力開発、あらゆる分野への参画の機会づくり等の理由から、男女が各個人の個性・能力を十分に発揮し、社会に参画するためには、生涯学習を推進することが重要となります。

本村においては、これまでも行事や講座等を通して生涯学習活動を行ってきましたが、今後も男女が共に参加しやすい環境づくりやプログラム設定を行うことで、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進を図ります。



① 生涯学習活動への参加のしやすさの向上

生涯学習活動において、男女が共に参画しやすい環境づくりに向け、行事・講座等を実施する時間帯やテーマ設定に配慮します。

また、乳幼児の一時預かり等の取組との連携を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	男女が共に参加できるよう、時間帯やテーマ設定、乳幼児の一時預かり等に配慮した講座の開設に努めます。			
取組指標	託児サービス実施事業			
	現状値 (令和6年度)	3回		目標値 (令和11年度)

② 学習グループの養成・活動支援

生涯学習の推進にあたっては、地域で活動する多様な主体と連携することが重要となります。

そのため、各種団体・グループの活動を支援するとともに、団体間での交流の促進を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	学習グループ同士の情報交換、団体同士の交流の場、団体活動の発表の場等を提供します。			
取組指標	団体活動の発表の場の提供			
	現状値 (令和6年度)	4回		目標値 (令和11年度)

③ 人権意識の高揚

人権意識の高揚を図ることで、地域において人が大切にされるとともに、誰もが活躍できる社会づくりへとつながります。

また、人々の人権に対する理解が深まることで、地域で支援を必要としている人を早期発見することにもつながります。

そのため、男女共同参画のみならず、自認する性の違い、子ども・高齢者・障がいのある方、外国にルーツのある方、その他複合的な課題を抱えている方等、様々な生きづらさを抱える方に関する理解の促進を図ることで、人権意識の高揚に努めます。

担当課	生涯学習課・子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	広報紙やホームページを活用し、幅広い人権意識の啓発に努めます。			
取組指標	人権週間の啓発、人権関係図書の紹介、人権作文・ポスターコンクールへの出品等			
	現状値 (令和6年度)	3回		目標値 (令和11年度) 3回以上

④ 小中学校での男女平等教育の充実

アンケート調査の「男女共同参画社会の実現に向け、力を入れるべきこと」についてみると、『学校での男女平等教育の推進』が2番目に多くなっています。

男女平等への意識は、一朝一夕で育つものではなく、学校教育段階からの意識の醸成が重要と考えられるため、男女平等教育の充実を図ります。

担当課	学校教育課			
事業の対象	児童・生徒			
事業の内容	男女平等への理解が深まるよう、教育活動全体を通して、発達段階に応じた指導を行います。			
取組指標				
	現状値 (令和6年度)			目標値 (令和11年度)

担当課で確認・検討中です。

⑤ 教育関係者及び保護者への研修の推進

幼児期・学童期からの男女平等教育の推進にあたっては、児童・生徒の成長に携わる学校・家庭等における関係者の働きかけが重要となります。

そのため、教育関係者及び保護者への研修を推進することで、男女にとらわれることなく、誰もが個人の能力を発揮できる社会の実現と、次世代を担う人材の育成を図ります。

担当課	学校教育課			
事業の対象	教育関係者・保護者			
事業の内容	人権教育研修会、保護者会、各種通知文、お便り等を活用し、啓発や研修の機会を提供します。			
取組指標	人権教育研修会への参加実績			
	現状値 (令和6年度)	4回		目標値 (令和11年度) 4回以上

⑥ 生涯学習活動の推進

個人の能力開発等による、誰もが能力・個性を発揮できる社会の実現に向け、生涯学習活動を継続的に推進します。

担当課	生涯学習課・学校教育課			
事業の対象	村民			
事業の内容	各種講座等の実施や、さらなる活動につながるような体験・活動を行います。			
取組指標	生涯学習講座の実施			
	現状値 (令和6年度)	4回		目標値 (令和11年度) 4回以上

基本目標2 安心して暮らすための支援を充実します

2-1 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止計画】

施策の方向

国においては、DVの防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が定められています。

直近では、令和5（2023）年に改正され、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化といった、主に被害者保護の強化に関する事項が加えられました。

アンケート調査の「DVを見聞きした経験の有無」についてみると、『身近で見聞きした経験がある』が21.0%となっており、実際にDVを身近で経験したケースも一定数みられます。

こうした状況を踏まえ、本村においてもあらゆる形態の暴力の根絶に向け、本施策を村の「DV防止計画」に位置づけ、引き続き村民への啓発を行うとともに、被害者の視点に立った切れ目のない支援体制の構築を推進します。

施策の内容

① 暴力から身を守るための学習の実施

子どもが暴力の被害者となることや、次世代における暴力を防止するため、子どもや保護者がDVについて学習するための機会を確保する必要があります。そのため、子ども及び保護者を対象とした、DVに関する学習機会の充実を図ります。

担当課	学校教育課		
事業の対象	児童・生徒・保護者		
事業の内容	子どもがいじめ・虐待といったあらゆる暴力から自分を守るとともに守られるよう、子ども及び保護者を対象とした学習機会の充実を図ります。		
取組指標	「①いじめ暴力防止キャンペーン」「②生活アンケート」「③体罰調査の講話」の各事業の実施		
	現状値 (令和6年度)	① 3回 ② 17回 ③ 3回	➡ 目標値 (令和11年度)

② 被害者等への相談支援体制の充実

アンケート調査の「DVを受けたことに関して、相談した経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が33.3%となっており、相談までつながらなかったケースがみられます。

こうした状況を踏まえ、DV等について困っている誰もが気軽に相談できるよう、相談支援体制の整備に努めます。

また、近年、世帯のあり方や価値観の多様化により、暴力の背景や形態も複雑化していることから、様々なケースに適切に対応できるよう、相談支援の質の向上を目指します。

担当課	子育て健康福祉課		
事業の対象	村民		
事業の内容	暴力を受けた被害者等への相談支援体制の充実を図ります。 また、男性の被害者への支援に関する事項の周知を図ります。		
取組指標	相談窓口設置数		
	現状値 (令和6年度)	1箇所	 目標値 (令和11年度) 1箇所以上を維持



2-2 様々な困難に直面する方への支援【困難女性支援計画】

施策の方向

国においては、女性が日常生活や社会生活の中で直面する様々な困難への対処を目的として、令和4（2022）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定されています。

アンケート調査の「困難に直面した経験の有無」についてみると、『いずれもない』が最も多くなっているものの、『家庭内不和』『生活困窮』『育児・家事の過度な負担』といったケースも一定数みられています。

また、「困難に直面したことに関する相談経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が31.6%となっており、相談までつながらなかったケースがみられます。

こうした状況を踏まえ、本村においても困難に直面する女性への支援の推進にあたり、本施策を村の「困難女性支援計画」に位置づけ、他の個別計画等とも連携を図りながら、誰もが個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて取り組みます。

施策の内容

① 高齢者の生きがいをづくりのための支援

高齢化の進行に伴い、高齢になっても個人の個性や能力を発揮し、生きがいを持って生活できる地域づくりが求められています。

本村においては、高齢者に就業の機会を提供し、地域貢献につながる活動を行うための「生きがい事業団」の活動を支援していますが、女性の会員数は少ない状況が続いています。

そのため、清川村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画において位置づけている、生きがい事業団への支援に引き続き取り組むとともに、男女共同参画の視点も持ちながら、地域づくりを推進します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	高齢者の生きがいをづくりのための支援を行います。			
取組指標	生きがい事業団の女性会員比率			
	現状値 (令和6年度)	10.4%		目標値 (令和11年度)
				20.0%

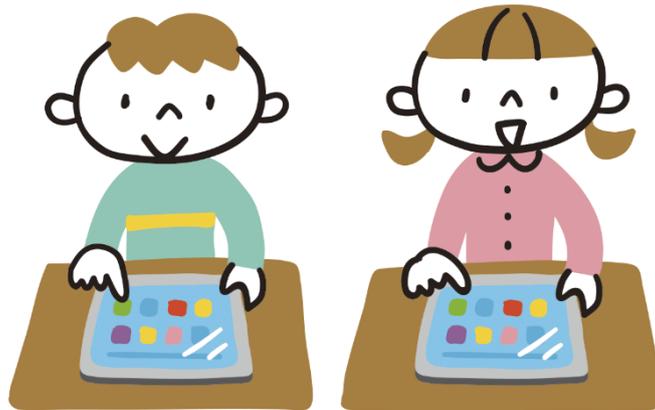
② 小中学校における性的マイノリティへの適切な理解の促進

レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：出生時に診断された性と、自認する性の不一致）、クィア（Queer：LGBTの4つ以外の様々な性的指向・性自認の総称）／クエスチョニング（Questioning：自身の性的指向や性自認が明確でない、または意図的に決めていない人）の頭文字をとった総称である LGBTQ 等の当事者は、身近な相談相手が少ないこと等により、困難な状況に置かれているケースがみられます。

アンケート調査の「LGBTQ 等に対する認知度」についてみると、『内容は知らない』が 37.6%となっており、さらなる啓発の推進が求められます。

そのため、本村においても、教育現場におけるすべての人の人権を守るため、LGBTQ 等に関する啓発等を行うとともに、支援体制の整備に努めます。

担当課	学校教育課				
事業の対象	教職員・児童・生徒				
事業の内容	教職員を対象とした、LGBTQ 等をテーマとする人権研修会を継続的に開催します。 また、性の多様性について日頃からの言動に配慮するよう、啓発します。 さらに、児童・生徒が安心して教育を受けられるよう、性の多様性について知る機会を設けます。				
取組指標	現状値 (令和 6 年度)	1 回	➡	目標値 (令和 11 年度)	1 回 以上



③ 困難を抱える方への相談支援体制の充実

アンケート調査の「困難に直面した際に、相談した経験の有無」についてみると、『誰にも相談したことがない』が31.6%となっており、相談までつながらなかったケースが一定数みられます。

そのため、高齢者をはじめとした、生活に困難を抱えている方の不安が軽減され、安心して生活することができるよう、相談支援の啓発や、体制の充実に図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	困難を抱える方が適切に相談支援へつながるよう、啓発や体制の充実に図ります。			
取組指標	現状値		➡	目標値
	(令和6年度)			(令和11年度)

担当課で確認・検討中です。



2-3 生涯を通して健康に過ごすための支援

施策の方向

男女では、生涯を通して異なる健康上の問題が生じると考えられます。

また、近年では、共働き世帯の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長等のライフサイクルの変化もあり、懸念される健康リスクにも変化が生じています。

そのため、学童・思春期からの健康教育を充実させるとともに、性別にかかわらず誰もが自分たちの生活と健康に向き合えるようにするための支援が必要になっています。

こうした状況を踏まえ、本村においては、村民への啓発や講座の実施等を通して、村民の健康づくりの支援を行います。



① 健康づくりに関する講座等の充実

これまで本村においては、特定健康診査や後期高齢者健康診査をはじめとする「やまびこ健診」や、生活習慣病予防講座等を実施しています。

今後も引き続き各種取組を実施するとともに、村民の主体的な健康づくりへのアプローチに向け、各種取組の充実に向けて検討します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	やまびこ健診や、生活習慣病予防講座等を実施します。			
取組指標	やまびこ健診受診率			
	現状値 (令和6年度)	34.8%		目標値 (令和11年度) 以上

② 子育て等に関する相談支援体制の充実

妊娠・出産時から子育て中の母親が抱える心身の不安の解消に向け、相談支援体制の充実を図ります。

また、産後うつ等の心身の相談に対して適切な支援ができるよう、相談員の対応力の向上を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	清川村こども家庭センターにて、子育てに関する相談支援を実施します。			
取組指標	産後ケア事業（出張母乳相談）の実施			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度) 以上

③ 子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率の向上

女性特有の疾患について、正しい知識の普及に向けた啓発や、定期的な検診受診の意識付けを行うことで、子宮頸がん及び乳がん検診の受診率の向上を図ります。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	20歳以上の女性			
事業の内容	7月を健診月間として、集団がん検診を実施します。 また、個別検診を8月から2月末にかけて、契約医療機関により実施します。			
取組指標	子宮頸がん検診及び乳がん検診の受診率			
	現状値 (令和6年度)	子宮頸がん 16.3%		目標値 (令和11年度)
		乳がん 12.4%		

④ 村民を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組

健康上の問題で日常生活が制限されることがないように、喫煙・過度な飲酒・薬物等の健康をおびやかす問題について、村民へ啓発を行います。
また、健康被害の大きい受動喫煙についての対策を推進します。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	村民			
事業の内容	喫煙・薬物乱用防止に向けた、啓発を行います。			
取組指標	麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止運動 神奈川大会（10月1日～11月30日）のポスター掲示			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)

⑤ 児童・生徒を対象とした喫煙・過度な飲酒・薬物等、健康をおびやかす問題への取組

健康上の問題で日常生活が制限されることがないように、喫煙・過度な飲酒・薬物等の健康をおびやかす問題について、児童・生徒へ啓発を行います。

特に、思春期は心身の発達において重要な時期であり、将来の村を担う人材が健康に育まれるよう、授業等における支援を充実します。

担当課	学校教育課			
事業の対象	児童・生徒			
事業の内容	喫煙・過度な飲酒・薬物等が身体に与える影響について、授業を通して啓発します。			
取組指標	体育・保健体育の授業における薬物乱用防止教室の実施			
	現状値 (令和6年度)	全2回		目標値 (令和11年度)

⑥ 男性のための料理教室等の講座への支援

アンケート調査の「家庭で誰が家事を主に行っているか」についてみると、『女性の役割・分担が大きい状況』が多くみられ、男性も同様に家事に参加していくことが求められます。

そのため、性別にかかわらず家事に参加できるように、男性のための料理教室等の講座の開催への支援を行います。

担当課	子育て健康福祉課			
事業の対象	20歳以上の男性			
事業の内容	料理教室等、家事全般に関する男性向け講座の開催への支援等を行います。			
取組指標	料理教室の開催			
	現状値 (令和6年度)	1教室		目標値 (令和11年度)

基本目標3 男女共同参画の実現に向けた意識啓発や基盤整備を行います

3-1 男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発・情報提供の充実

施策の方向

男女共同参画社会の実現に向けて、法制度の整備や様々な取組の推進等が行われていますが、社会全体に対して、十分に男女共同参画が浸透しているとは言い切れない状況となっています。

その要因の一つとして、長年にわたり人々の中に形成されてきた、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念があることが挙げられます。

そのような意識・偏見は、長年にわたる習慣により形成されてきた面があり、講座等の啓発の機会を活用し、新たな意識づくりをしていくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、本村においては、講座やイベント、男女共同参画週間の周知等を通して、男女双方の意識改革・理解の促進を図ります。



① 男女共同参画に関する講座・イベント等の開催

男女共同参画社会の実現に向け、村民への啓発を目的とした講座・イベント等の開催に努めます。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	男女共同参画に関する講座やイベントを実施するとともに、県や各種団体が主催する事業・セミナー等への参加を呼びかけます。			
取組指標	講座・イベント等の実施			
	現状値 (令和6年度)	1回		目標値 (令和11年度)

② 「男女共同参画週間」の周知

内閣府男女共同参画推進本部では、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、男女共同参画社会の実現に向けた活動を全国的に行うこととしています。

本村においても、広報紙やホームページを活用して、男女共同参画に関する啓発を行います。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	広報紙やホームページを活用し、周知を行います。			
取組指標	「男女共同参画週間」の周知			
	現状値 (令和6年度)	3回		目標値 (令和11年度)

③ 男女共同参画に関する図書閲覧サービスの推進

村民の男女共同参画に対する意識づくりに向け、図書館における男女共同参画に関する蔵書の充実を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	村民			
事業の内容	図書館において、男女共同参画に関する蔵書の充実を図ります。			
取組指標	男女共同参画に関する図書の購入			
	現状値 (令和6年度)	6冊		目標値 (令和11年度) 5冊以上

④ 効果的な啓発・情報提供の検討

村が実施する男女共同参画に関する啓発事業について、生涯学習課において内容を確認し、必要に応じて助言を行うことで、男女共同参画社会の実現を目指すうえでの、村民一人ひとりの当事者意識の醸成を図ります。

担当課	生涯学習課			
事業の対象	啓発事業を行う各課			
事業の内容	男女共同参画に関する啓発のチラシ・掲示物等について、生涯学習課で内容を確認します。			
取組指標	男女共同参画に関する啓発のチラシ・掲示物等への確認・助言の実施			
	現状値 (令和6年度)	0回		目標値 (令和11年度) 随時実施



1. SDGsと本計画の関係について

平成27（2015）年9月、国連サミットにおいて、全会一致で採択された「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、17の国際目標が示されています。

この中の男女共同参画の実現に向けた取組に関する分野として、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に、各項目を踏まえながら取組を推進します。



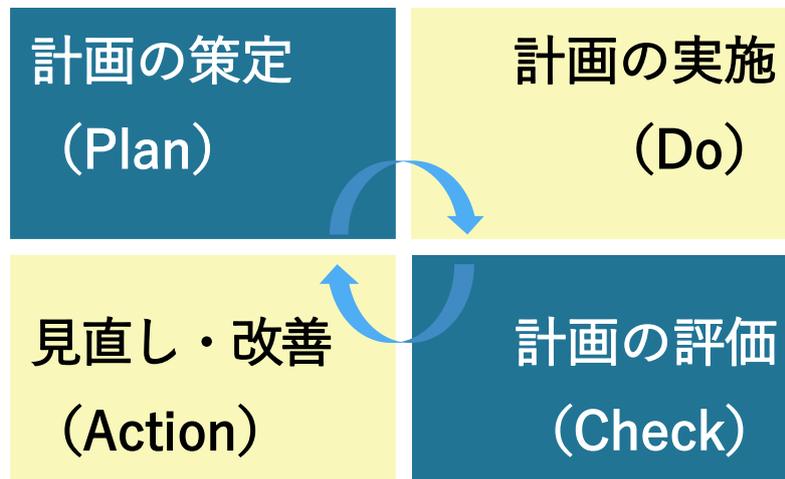
2. 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、関係各課や村民、事業所等の地域のあらゆる主体が当事者意識を持って、取組を推進することが重要です。

計画の推進にあたっては、男女共同参画の担当課である生涯学習課を中心に、庁内の各課及び、地域で活動する個人・団体との連携をもって、取り組めます。

計画の進行管理にあたっては、各種取組指標によって適時点検を行いながら、計画的な事業の実施を図ります。

また、計画の策定 (Plan) から、計画の実施 (Do)、計画の評価 (Check)、見直し・改善 (Action) を繰り返す PDCA サイクルにより、実効性のある施策展開を図ります。



3. 計画の策定経過

令和7年3月5日～3月28日	策定に向けたアンケート調査実施
令和7年10月23日	令和7年度清川村社会教育委員会議（第1回） （1）第2次清川村男女共同参画基本計画について （2）令和7年度社会教育事業計画について （3）令和7年度社会教育委員事業について 関東甲信越静社会教育大会 （4）令和7年度社会教育関係団体等への補助金及び 交付金の交付について （5）その他
令和8年1月22日	令和7年度清川村社会教育委員会議（第2回） （1）第2次清川村男女共同参画基本計画について （2）その他
令和8年〇月〇日	
令和8年〇月〇日	



4. 清川村社会教育委員条例

昭和 32 年 11 月 1 日条例第 19 号

清川村社会教育委員条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定に基づき社会教育委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び定数)

第 2 条 本村に社会教育委員（以下「委員」という。）を置き、その定数は 10 人とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じたときは、補欠の委員を委嘱し、その任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるものの外、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 1 日条例第 7 号）

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

5. 社会教育委員会会議運営規則

昭和 63 年 4 月 27 日教育委員会規則第 3 号

清川村社会教育委員会会議運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清川村社会教育委員条例（昭和 32 年条例第 19 号）第 4 条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議（以下「会議」という。）には、委員の互選による議長、副議長各 1 人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第 3 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

(議長及び副議長の職務)

第 4 条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を助け、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第 5 条 会議は、必要がある場合に招集するものとする。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第 6 条 会議は、在席委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(その他必要な事項)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議にはかって決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

6. 社会教育委員名簿

役職	氏名
議長	川瀬 十三男
副議長	梶原 志津子
委員	細野 百合子
委員	下村 恭代
委員	吉川 美幸
委員	木村 真愛紗
委員	則包 大輔

第2次清川村男女共同参画基本計画
令和8年度～令和12年度

発行年：令和8年3月

発行：清川村

編集：教育委員会事務局 生涯学習課

TEL：046-288-3733（直通）

URL：<http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>